

令和四年九月定例会

令和 4 年第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

令和 4 年 9 月 2 日～9 月 16 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和4年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 2	金	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第6号、議案第42号）質疑・委員会付託、 研修報告
9 / 3	土	休会
9 / 4	日	休会
9 / 5	月	休会（議案調査）
9 / 6	火	一般質問（4人）
9 / 7	水	一般質問（2人）
9 / 8	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 9	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 10	土	休会
9 / 11	日	休会
9 / 12	月	休会（議案調査）
9 / 13	火	休会（議案調査）
9 / 14	水	議案審議（議案第43号～議案第54号、同意第4号）質疑・討論・表決（報 告第8号～報告第10号）質疑
9 / 15	木	休会（議事整理）
9 / 16	金	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和4年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	廣瀬 英二 (P48～)	1. 道路渋滞対策について	将来的な道路渋滞対策として、県道大津植木線、大津西合志線、下原堀川線などの計画があるが、次の短期的な対策を問う。 (1) 光の森駅前横断歩道橋及び原水踏切改良の完成予定は。 (2) 鉄砲小路踏切改良の完成予定は。 (3) セミコンテクノパークへ向かう車1台に運転者一人の現状に対する町、企業の取り組みは。(セミコンバス増便以外)
		2. 新駅設置について	J R九州との協議は順調に進んでいるか。
		3. 公的機関が集中する総合体育館周辺等の環境整備について	(1) 公的機関が集中しており、人流もさらに多くなると予想される。手続きなどの機能をもった支所開設の考えはないか。 (2) 電柱等が多く景観が悪い。埋め込み式の電柱とする考えはないか。また、沿道の照明灯については近代的なものにする考えはないか。 (3) 町民の総合体育館として、愛称名をつける考えはないか。考えているのであれば町民に愛称名を募ったらどうか。 (4) 街路樹や季節の花を植えられるように沿道を整備する考えはないか。 (5) 横断歩道に信号機設置の考えはないか。
		4. 外国人の子どもたちの教育について	(1) J A S Mによると約320名が台湾から赴任し、子どもたちの数も相当数になると予想される。外国人の子どもたちのサポートをどのように考えているのか。 (2) J A S M関係者の子弟が学ぶ環境として、K I SはJ A S M新工場の南西約10キロに約1,000坪を取得し、2024年4月の開校を目指すとしているが、町はK I S等とどのように連携していくのか。 (3) 外国からの転入者の居住地を町はどのように考えているか。
2	西本 友春 (P62～)	1. 公営住宅について	(1) 公営住宅を退去するときの原状復帰をどのように考えているのか。 (2) 公営住宅の長寿命化計画と新築計画をどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(3) 公営住宅の抽選におけるポイント制度の導入についてどのように考えているのか。</p> <p>(4) 公営住宅入居に際しての保証人の確保はどのような扱いになっているのか。</p> <p>(5) 保証人の確保はどのような観点から必要としているのか。</p> <p>(6) 国土交通省から出された「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」どのような検討を行ったのか。</p>
		2. 道路の不具合について	<p>(1) 道路の不具合の調査をどのように行っているのか。</p> <p>(2) 町民等からの道路の不具合の情報をどのように把握しているのか。</p> <p>(3) ICTを活用した道路の不具合データの収集をどのように考えているのか。</p>
		3. ICTを活用した行政サービスについて	<p>(1) 自治体推進DXについてどのように取り組んで行くのか。</p> <p>(2) 公共施設予約システムの導入についてどのように考えているのか。</p>
		4. ヤングケアラーについて	<p>(1) 町独自としてのヤングケアラー調査についてどのように考えているのか。</p> <p>(2) ヤングケアラーの社会的認知度アップをどのように考えているのか。</p> <p>(3) 町独自としての担当課や相談窓口を作ることなどをどのように考えているのか。</p> <p>(4) ヤングケアラーコーディネーター配置についてどのように考えているのか。</p> <p>(5) ヤングケアラーにおけるピアサポーターをどのように考えているのか。</p>
3	甲斐 榮治 (P76～)	1. TSMC進出に関連する道路整備計画などについて	<p>(1) 令和4年3月以降の事業の進捗状況はどうなっているか。</p> <p>(2) 熊本県が令和4年7月26日に公表したTSMC関連の道路整備計画について町が把握している情報を明らかにせよ。特に県道大津植木線の大津町国道325号交差点から熊本市方面へ向けての約2.8km区間の車線増とそれに関連する事項について</p> <p>(3) 上記に関連して、町として何を為すべきと考えているか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 空港アクセス鉄道計画及び豊肥線三里木・原水駅間新駅設置構想について	<p>(1) 空港アクセス鉄道計画について、熊本県の検討状況を町は把握しているか。その内容を示せ。</p> <p>(2) 空港アクセス鉄道計画は、県民の利便性を重点として、三里木駅分岐の原点に還るべきと考えるが、町はどう考えているか。</p> <p>(3) 新駅構想と空港アクセス鉄道計画との整合性について、町はどのように検討しているか。</p>
4	坂本 秀則 (P88～)	1. 農業の振興と発展について	<p>(1) 合志市は、農業共済の収入保険加入緊急支援事業を施行したが、本町でも農業者の経営安定のため、早急に施行するべきではないか。</p> <p>(2) 農業用の燃料や資材、飼料や肥料が高騰し、農業者の経営を圧迫している。経費の上昇を農産物価格に転嫁しづらい農業者の営農継続を支援するため更なる施策を考えているか。</p> <p>(3) 国、県の農業後継者育成事業は大変活用しづらい、町独自の事業を施行できないか。</p>
		2. 南小校区の発展について	<p>(1) 白水地区水利施設等保全高度化事業の進捗状況を示せ。</p> <p>(2) 工事完了の期日を示せ。</p> <p>(3) 国道443号の熊本空港線以北への延伸を早急に着工するため、町は積極的に国、県、熊本市に働きかけをするべきではないか。</p>
		3. 町の振興と発展について	<p>(1) (仮称) 第三原水工業団地整備の調査の進捗状況を示せ。</p> <p>(2) 早急に整備計画を立て、着工できないか。</p> <p>(3) J A S M周辺の農地及び山林等の土地を工業や商業もしくは社宅等の要望に応じた有効利用はできないか。</p>
5	小林久美子 (P106～)	1. 新型コロナ対策について	<p>(1) 町内の感染状況の実態と、それに対して町は、どのように取り組んできたのか。</p> <p>(2) 秋・冬にかけて、新型コロナ感染とインフルエンザの流行が重なる懸念がある。町としても各種の準備が必要ではないか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 女性の管理職について	平成30年6月議会でも取り上げたが、政策決定の場に、女性職員の登用をもっと積極的にできないか。そのためにも系統的な取り組みが必要ではないか。この間、町はどう取り組んできたのか。
		3. パートナースhip制度について	昨年12月議会でも取り上げたが、その後、菊池市などでも導入している。町として、この間どう検討してきたのか。
6	北山 正樹 (P118～)	総括的な視点・考えを問う	(1) (地方自治法) 二元代表制等について (2) (公職選挙法) 公平公正な選挙のあり方について町長の認識を問う。 (3) 町役場の組織運営・職員の監督育成についての認識を問う。

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和4年9月2日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和4年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和4年9月2日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から同意第4号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第6号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第42号 令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(委員会付託)

日程第15 総務常任委員会の研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福 島 知 雄 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 川 真喜子 君
書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	吉 野 邦 宏 君
教 育 長	上 川 幸 俊 君	教 育 部 長	芹 川 博 文 君
総 務 部 長	板 楠 健 次 君	福祉生活部長兼 福祉課長	矢 野 信 哉 君
保険衛生部長兼 健康・保険課長	東 桂 一 郎 君	経済部長兼農政課長	山 川 和 徳 君
土木部長兼 都市計画課長	井 芹 渡 君	会計管理者兼 会計課長	矢 野 和 幸 君
総 務 課 長	梅 原 浩 司 君	財 政 課 長	澤 田 一 臣 君
介護保険課長	渡 辺 博 和 君	商工振興課長	今 村 太 郎 君
下水道課長	丸 山 直 樹 君	総務課総務法制係長	小 泉 秀 和 君
菊陽町代表監査委員	橋 本 輝 也 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和4年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番坂本秀則君、12番渡邊裕之君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月16日まで15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告をします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和4年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、ロシア軍がウクライナに侵攻を始めて半年が過ぎましたが、いまだ戦禍は続いてお

り、物価高騰など世界経済及び国内の経済にも大きな影響が出ています。また、新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株B A. 5の拡大によりまだまだ感染者も多い状況が続いています。このような厳しい社会情勢が一刻も早く収束することを願い、町民の皆様が安心して暮らせるよう取組を進めているところであります。

それでは、最近の状況について報告をいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

7月から4回目のワクチン接種を実施しているところでありますが、8月31日現在における60歳以上の接種完了者は8,010人で、3回目接種完了者数に対する接種率は78.8%であります。9月30日までの予約者数を含めると9,332人で、91.8%の接種見込みになります。

また、厚生労働省からオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種を実施することになった場合に備え、準備を進めるよう通知がっております。オミクロン株対応ワクチンは、初回接種1、2回を完了した全ての方を対象にすることを想定しており、今年10月半ば以降に実施する予定とのことであります。オミクロン株に対応したワクチン接種についても、接種を希望される方がスムーズに接種できるよう対応してまいります。

次に、新型コロナウイルスに伴う事業者向けの支援策についてであります。

コロナ禍で回復が遅れている飲食業などの各種事業者支援と地域経済の活性化、そして家計の負担軽減を目的としまして町内店舗で使用できる商品券と食事券を組み合わせたプレミアム付振興券は、予定どおり9月8日より販売と利用を開始します。具体的には、商品券と食事券の8,000円分を5,000円で販売するもので、プレミアム率が60%となります。広報きくよう9月号の中で引換券を配布しており、多くの町民の皆様にご利用いただきたいと思っております。

あわせて、7月の臨時議会で補正予算の議決を得ました菊陽町中小事業者事業支援金についても、8月下旬に申請受付を開始しており、速やかな支援金の交付により事業者の支援を行ってまいります。

次に、菊陽町農業経営コスト高騰対策支援事業についてであります。

この事業は、コロナ禍にあって不安定な世界情勢のあおりを受け、肥料などの農業資材や飼料価格の高騰により農業経営が逼迫しており、資材等の経費の一部を支援し、農業者の負担軽減を図るもので、9月12日に受付を開始する予定でございます。

次は、第二原水工業団地整備事業についてであります。

町で整備を進めてきた第二原水工業団地では、J A S Mの新工場建設が進められております。工場棟などの建築工事は着実に進んでおり、既に現場においては建物の基礎となるくい打ち工事がおおむね完了していると聞いております。また、先行して建築を進めている工場棟などだけではなく、主に事務を行うオフィス棟の建築にも8月に着手されており、来年末までの建物完成、令和6年末の生産開始に向けて急ピッチで工事が進められることとなります。

この工場建設は、熊本県はもとより全国でも最大級の規模の事業というだけではなく、半導体の国内生産という日本の経済安全保障にも関わる国家プロジェクトという重要な役割を担っ

ています。引き続き、この国家プロジェクトが計画どおりに進められるよう、町としてしっかり支援するとともに、昨日9月1日の肥後銀行笠原頭取をお招きして開催した講演会のように、TSMCの進出による効果について、正確な情報を町民の皆様をはじめ町内経済関係者などに提供する機会を設けてまいりたいと考えております。

このJASMの立地について、その効果を最大限生かすために必要な施策に積極的に取り組み、町民の皆様福祉の増進や住みやすい住環境の整備など町の将来の発展につながるようしっかり取り組んでまいります。

次は、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸道路につきましては、本年6月に都市計画法に基づく事業認可を受け、6月27日、28日に熊本県と合同で説明会を開催し、29日には長塚地区への説明会を実施いたしました。さらに、7月には用地測量、8月には境界立会いを実施するなどの事業を推進しているところであり、今後速やかに用地交渉に入っていきたいと考えております。

引き続き熊本県と連携して事業推進を図り、今後の用地交渉に当たっては、地権者の皆様から御理解と御協力をいただけるよう丁寧な説明、対応を行い、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。

次に、杉並木公園拡張整備事業についてであります。

総合体育館新築工事につきましては、計画どおり順調に工事が進んでおり、去る8月8日に菊陽町議会議員の皆様をはじめ、総合体育館の整備に向け多大な御尽力を賜りました皆様御臨席の下、上棟式を執り行いました。また、外周園路整備工事の入札を9月6日に予定しており、落札者が決定しましたら工事請負契約の締結についての議案を本議会に追加議案として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

町の防災力向上と町民の皆様健康増進につながる施設として、令和5年6月末の完成に向け、引き続き工事を進めてまいります。

次は、小学校の整備についてであります。

急速な児童数の増加に対応するため、昨年度校舎を増築した菊陽北小学校では、今年度1,200食に対応できる給食室の新築工事を行います。その給食室新築工事と厨房備品購入の入札を9月6日に予定しており、落札者が決定しましたら、工事請負契約の締結と財産の取得についての議案を本議会に追加議案として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

次は、放課後児童クラブの整備についてであります。

菊陽北小学校の放課後児童クラブの造成工事と建築工事については、令和5年3月の完成を目標に工事を進めているところです。

また、武蔵ヶ丘北小学校の放課後児童クラブの新築工事については、設計業務に着手し、令和6年3月の完成に向けた準備を進めているところであります。

次に、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検についてであります。

本年度も7月下旬から8月上旬にかけて全小学校区を半日ずつ、5日間にわたり実施をいたしました。事前に各小学校から上げていただいた通学路の危険箇所について、国、県、町それぞれの道路管理者をはじめ、大津警察署、交通指導員、PTA、自治会などの関係者約20名が危険箇所を点検し、今後の対応を協議しています。

今回は54か所の通学路点検を行い、出された改善案を下に関係部署で進めていただくこととしており、スピード感を持って対応してまいります。

次は、菊陽町子ども議会についてであります。

子どもたちが町政への関心を高め、議会の仕組みを理解し、政治を身近に感じてもらうことを目的に8月9日に子ども議会を開催しました。当日は菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の生徒13名が参加し、そのうち8名から日頃の生活における疑問や町の将来のことなどについての質問や提案をいただきました。

将来の菊陽町を支えていく人材の育成と住みよいまちづくりを実現していくために、今後も開催を継続してまいります。

次に、株式会社イズミとの地域活性化包括連携協定についてであります。

8月18日に株式会社イズミと地域活性化包括連携協定を締結いたしました。株式会社イズミとは、平成19年に緊急時における物資等の供給に関する協定を締結しておりましたが、今回の包括連携協定では、平時から町の活性化や住民サービスの向上について連携していくこととしています。

なお、この協定の連携項目は、農産物、加工品の販売をはじめ、地域の防災や安全・安心、子育て支援や町の情報発信などであります。

最後に、豊後街道菊陽杉並木親子植樹式についてであります。

3月19日に実施しました植樹祭に続き、8月24日に本町の貴重な文化遺産である菊陽杉並木を次の世代にしっかりと引き継いでもらえるよう、町内の小学生とその保護者による親子植樹式を開催しました。

式には、15組41名の家族が参加し、町道杉並木線沿いに屋久島の地杉苗36本を植樹いたしました。杉の苗が大きくなるまでには30年から40年かかると言われていますので、参加した子どもたちには自分の成長と併せて杉の成長を見守っていただきたいと思っております。

以上、最近の主なものについて報告いたしました。今後も町民の皆様とともに、協働によるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出認定第1号から同意第4号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出認定第1号から同意第4号までの23件について一括して議題とします。

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和4年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は23件ございます。内訳は、決算の認定が6件、議案が第13件、報告が3件、同意が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第6号までは、令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算5件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第42号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

内容は、令和3年度の下水道事業により生じた未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法の規定により自己資本へ組み入れる処分について議決を求めるものであります。

また、あわせて、令和3年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて決算の認定を求めるものであります。

議案第43号は、菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成に係る公費負担の限度額が引き上げられましたので、町が行う選挙においても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第44号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和など必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第45号は、菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、不均一課税の要件である雇用者の数を変更することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、工場等の立地を促進する各補助金の要件である雇用者の数を変更することなどに伴

い、菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第47号は、令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に11億8,698万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を191億240万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を2億2,790万4,000円、国庫支出金を1億1,496万4,000円、繰入金を3億3,130万円、繰越金を5億3,354万9,000円それぞれ増額し、町債を9,320万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を5億1,163万2,000円、民生費を1億1,456万5,000円、衛生費を1億7,988万8,000円、商工費を1億5,290万6,000円、土木費を1億3,366万4,000円それぞれ増額するものであります。

議案第48号は、令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,820万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億303万2,000円と定めるものであります。

歳入では、繰越金が確定したことによる増額、歳出では予備費を増額するものであります。

議案第49号は、令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に469万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億1,936万2,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を469万4,000円増額し、歳出は総務費を25万9,000円、予備費を443万5,000円増額するものであります。

議案第50号は、令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に381万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,821万4,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を325万8,000円、諸収入を55万2,000円増額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を325万8,000円、諸支出金を55万2,000円増額するものであります。

議案第51号は、令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3,984万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,557万5,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を1,034万円、支払基金交付金を28万4,000円、繰入金を175万5,000円、繰越金を2,746万5,000円それぞれ増額し、歳出は、総務費を2,524万8,000円、予備費を1,459万6,000円それぞれ増額するものであります。

議案第52号は、令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、支出の事業費用を146万9,000円増額し、13億3,162万3,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を1,830万円増額し、16億1,674万2,000円と定め、支出を1,960万9,000円増額し、20億4,327万8,000円と定めるものであります。

議案第53号は、町道路線の廃止についてであります。

内容は、議案第54号の町道路線の認定と関連がありますが、現在認定しております原水駅前11号線について、終点を変更するため廃止するものであります。

議案第54号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、原水駅前11号線ほか、町が帰属を受けました開発道路6路線を新たに町道として認定するものであります。

報告第8号は、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費精算報告についてであります。

内容は、継続費を設定しておりました（仮称）第二原水工業団地整備事業の測量・設計等業務委託費について、令和3年度で終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものであります。

報告第9号は、令和3年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第10号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

町が出資をしている法人であります有限会社さんふれあの令和3年度決算の内容を地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

同意第4号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会委員の紫垣徹様の任期が来る9月30日をもって満了となります。つきましては、引き続き紫垣徹様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（上田茂政君） 日程第7、認定第1号から認定第6号及び議案第42号の7件を一括議題とします。



決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果についてを報告を求めます。

代表監査委員橋本輝也君。

○菊陽町代表監査委員（橋本輝也君） おはようございます。

決算審査の報告の前に一言お礼申し上げます。

6月議会におきまして監査委員の承認をいただきましてありがとうございました。以前に増して監査委員の義務であります、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において誠実かつ厳正にその職務を遂行することが果たせるように努力していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

では、令和3年度菊陽町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書と、令和3年度下水道事業会計決算審査意見書及び令和3年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について報告します。

初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書について説明します。

お手元の審査意見書資料1ページを御覧ください。

審査の対象としまして、1番の令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算から8番の令和3年度菊陽町基金運用状況調書までとなっております。

審査実施期間は、令和4年7月17日から8月12日までの14日間でございます。審査場所につきましては、役場の監査委員室と関係出先機関において審査を実施しました。

次に、資料2ページの第2の審査の方法及び決算の概要のうち審査の方法ですが、決算審査に当たっては、町長から付されました令和3年度の各会計決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書などの書類について計数の確認を行い、さらに会計課保管に属する諸書類、その他各担当職員から関係書類の提出を求めまして、必要に応じ説明を聴取し、予算執行の可否並びに会計処理が適正で合理的に行われているかなどについて審査を行いました。

2番の決算の概要の一般会計につきましては、令和3年度の菊陽町一般会計決算の状況でございますが、歳入総額208億90万3,000円、歳出総額197億4,564万7,000円で、差引き残額10億5,525万6,000円となっております。このうち3億7,170万7,000円が翌年度に繰り越すべき財源となるため、実質収支額は6億8,354万9,000円の黒字となっております。過去5年間の各年度別決算の推移につきましては、表1に記載しているとおりでございます。

次に、歳入の概要について、歳入決算は、予算現額が239億2,521万円、調定額は210億7,428万9,000円、収入済額が208億90万3,000円となっております。収入率は、予算現額に対し86.94%、調定額に対し98.7%となっております。収入済額は、前年度より4億4,218万3,000円の減となっております。これは、特別給付金事業補助金や新型コロナウイルス対策関連交付金などの減により国庫支出金が前年度より25億1,004万9,000円減額したことが主な要因となっております。

本町の自主財源の割合につきましては46.76%となっています。その大半を占めます町税は35.57%で、新型コロナウイルス感染対策関連国庫支出金等の影響により近年は低いものの、県下市町村平均に比べて割合が高い状況であります。詳細な内容につきましては、資料4ページ表3を御参照ください。

歳入の詳細な内訳につきましては、資料3ページの表2を参照してください。

また、収入未済額及び不納欠損額については、表4、表5に記載しているとおりでございます。

次に、資料5ページ、表6の町税税目別徴収実績について。

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の調定額は76億3,019万6,000円で、前年度より1億8,143万4,000円の減少となっています。また、収入済額は73億9,790万2,000円で、前年度より1億2,537万5,000円の減少となっています。収入率ですが、予算現額に対し102.5%、調定額に対し96.96%となっています。資料6ページの町税徴収率の推移表を見ますと、令和3年度は前年度に比べ僅かではありますがアップしております。

菊陽町税収未済額及び令和3年度菊陽町税不納欠損額の内訳につきましては、資料7ページの表7、資料8ページの表8を参照してください。

次に、資料9ページの歳出の状況ですが、歳出決算は197億4,564万7,000円で、予算現額239億2,521万円に対し、執行率は82.53%となっています。支出済額197億4,554万7,000円で、前年度より7億9,574万円減少しています。主な要因としましては、歳入と同様、特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス対策関連交付金事業などが影響しております。歳出の構成比につきましては、表9を参照してください。

なお、次年度への繰越額は、繰越明許費が38事業の12億706万9,000円、逡次繰越しが1事業の21億600万円、事故繰越が2事業1億1,131万6,000円、合計34億2,438万5,000円となっています。繰越内容の詳細につきましては、資料10ページから12ページを参照してください。

次に、資料13ページの特別会計について説明します。

1番の国民健康保険特別会計の概要ですが、決算の状況は、歳入総額35億5,815万9,000円、歳出総額35億4,346万5,000円で、差引き残額は1,469万4,000円となっています。

各年度別決算の推移については、表11に記載しているとおりでございます。

歳入の状況ですが、歳入決算額は予算現額6億4,221万1,000円に対し収入済額は7億1,595万5,000円で、予算現額に対して収入率は111.48%となっております。また、調定額9億9,863万7,000円に対し収入率は71.69%となっており、収入済額は前年度より2,178万2,000円の減となっています。

各年度別国民健康保険税の収入状況につきましては、表12を参照してください。

また、表13の国民健康保険税の各年度別推移を見ますと、令和3年度の収入未済額は2億5,442万1,000円、不納欠損額は2,826万1,000円となっています。その詳細な内訳につきましては、資料14ページの表14、15を御参照ください。

次に、資料15ページの歳出の内訳ですが、歳出決算は35億4,346万4,000円で、予算現額37億6,935万2,000円に対し執行率は94.01%であり、前年度より6,801万2,000円の減少となっています。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が69.72%、国民健康保険事業費納付金が27.16%となっています。詳細な内訳につきましては、表17を御参照ください。

次に、資料16ページの2、後期高齢者医療特別会計について説明します。

決算の概要ですが、歳入総額4億4,534万2,000円、歳出総額4億3,008万4,000円で、差引き残額は1,525万8,000円となっています。

歳入決算の状況ですが、予算現額4億4,428万1,000円に対し収入済額は4億4,534万2,000円で、収入率は予算現額に対し100.23%となっています。

各年度後期高齢者医療保険料の収納状況の詳細につきましては、表18を参照してください。

次に、歳出決算の状況ですが、4億3,008万4,000円で、予算現額4億4,428万1,000円に対し執行率は96.8%となっています。歳出の執行状況の詳細内容につきましては、表19を参照してください。

また、令和3年度保健事業の状況につきましては、資料17ページの表20のとおりとなっています。

次に、資料18ページの介護保険特別会計について説明します。

介護保険特別会計の決算の状況は、歳入総額27億328万3,000円、歳出総額26億5,723万3,000円で、差引き残額は4,605万円となっています。

そのうち歳入決算の状況ですが、予算現額27億5,946万9,000円に対し収入済額は27億328万3,000円で、収入率は予算現額に対し97.96%となっています。また、調定額27億1,157万9,000円に対し、収入率は99.69%となっています。

歳入の執行状況を見ますと、介護保険料で収入未済額1,094件、322人分の779万3,000円と不納欠損額75件、7人分、50万3,000円が生じております。

各年度別介護保険料の収納状況につきましては、表23を参照してください。

歳出の決算状況ですが、26億5,723万2,000円で、予算現額27億5,946万9,000円に対し執行率は96.2%となっています。また、前年度の25億8,353万6,000円よりも7,369万6,000円の増加となっています。歳出執行状況の詳細な内訳につきましては、表24を参照してください。

また、介護保険給付額の各年度別推移と要介護者数等の各年度別推移につきましては、資料19ページの表25、26のとおりとなっています。

次に、資料20ページの土地取得特別会計について説明します。

決算の概要につきましては、歳入総額1億995万円、歳出総額1億991万4,000円で、差引き残額は3万6,000円となっています。

2の歳入の決算ですが、予算現額1億1,188万5,000円に対し収入済額は1億995万円で、収入率は予算現額に対し98.27%となっています。

3の歳出の決算ですが、予算現額1億1,188万5,000円に対し歳出総額1億991万4,000円で、

執行率は98.24%となっています。

土地取得特別会計の歳入と歳出の詳細については、表27と28のとおりです。主な歳出内容なのですが、これは1億900万円の学校用地造成費用でございます。

次に、資料21ページの工業団地造成事業特別会計について説明します。

決算の概要ですが、歳入総額19億6,092万6,000円、歳出総額18億5,789万4,000円で、差引き残額1億303万2,000円となっています。

2の歳入の決算ですが、予算現額19億7,192万6,000円に対し収入済額が19億6,092万7,000円で、収入率は予算現額に対し99.44%となっています。

主な歳入ですが、TSMCへの用地売却費用となっています。

3の歳出の決算でございますけど、予算現額19億7,192万6,000円に対し支出済額が18億5,789万4,000円で、執行率は94.22%となっています。

主な歳出ですけど、これは用地取得費用の9億1,900万円、基金積立金4億9,300万円となっております。

歳入歳出の状況ですが、その詳細につきましては表29、表30に記載しているとおりで。

次に、資料22ページの財産に関する調書について説明します。

公有財産については、総務大臣通知の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、固定資産税台帳を整備し、毎年資産の調査が行われております。令和3年度の詳細な内容につきましては、記載しているとおりで。結果、公有財産その他の財産のいずれにおいても、審査の結果、おおむね適正に管理、運用がなされているものと認められますが、台帳精査による修正は今後共に関係課と連携を図り整備に努めていただきたいと思います。

次に、資料23ページの基金の状況について説明します。

基金の運用状況は、財政調整基金で令和3年度事業との財源調整で1,985万円減の18億8,600万4,000円などとなっておりますが、以下の基金については記載しているとおりでございます。

運用結果につきましては、資料24ページ表33のとおりです。

監査におきましては、各基金の設置趣旨により適正かつ効率的に運営がされているか、また計数は正確であるかについて審査した結果、いずれの基金も目的に沿っておおむね適正な運用がなされていると認定しています。

次に、資料25ページの本町の財政構造と財政指数の1の歳入の構成ですが、①の自主財源と依存財源に区分し、年度別に比較しますと、表34に記載しているとおりで。

本町は、県内市町村及び全国平均と比べましても自主財源の割合は高い状況でありましたが、令和3年度の自主財源と依存財源の構成比は46.5%対53.5%となり、依存財源が自主財源を上回っております。これは、新型コロナウイルス感染対策関連の国庫支出金や地方交付税など依存財源の増加が主な要因であり、また自主財源であります繰越金の減も依存財源比率が高くなっている要因となっております。詳細な内容につきましては、記載しているとおりで。

資料26ページの②令和3年度の経常的収入と臨時的収入の構成比は64.2%対35.8%となっており、年度別に比較しますと、表35に記載しているとおりで。

資料27ページの歳出の構成について説明します。

歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較しますと、表36に記載しているとおりで。その内訳は、義務的経費が92億2,931万5,000円で、前年度と比較しますと19.7%、15億2,106万2,000円の増となっており、歳出総額に占める割合は46.4%となっています。主な要因は、子育て世代へ臨時特別給付金事業、非課税世帯などに対する臨時特別給付金事業、障害者自立支援給付金など、子ども医療費助成事業、地方債の元金返還額等の増加によるものです。

投資的経費は37億5,638万7,000円で、前年度と比較しますと70.16%、15億4,878万4,000円の増となっています。主たる要因は、菊陽杉並木公園拡張整備事業、防災センター整備事業、菊陽北小学校校舎増築工事など大型事業の事業費が増加したことによるものです。

その他の経費につきましては、68億6,520万1,000円で、前年度と比較しますと35.79%、38億2,692万4,000円の減となっています。その主たる要因は、令和2年度に実施した1人10万円を交付した定額給付金事業や小・中学校へのタブレット導入等の事業費が令和3年度で減少したことによるものでございます。

次に、資料28ページの2、財政指数について説明します。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済的変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければなりません。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標、アの財政力指数、イの経常収支比率、ウの公債費負担比率、エの標準的財政規模の年度別推移につきましては、表37に記載しているとおりで。

令和3年度のアの財政力指数は0.97で、前年度から0.03ポイント減少しています。この指数が1に近いほど財政に余裕があるとされています。

イの経常収支比率は83.3%で、前年度より6%減少しています。

ウの公債費負担比率は12.3%で、前年度より0.1ポイント増加しています。この公債費負担比率は、一般的には財政の硬直化を招かない15%以内の範囲が望ましいとされており。

エの標準的財政規模は、地方公共団体の標準的な状態での通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、ここ数年は町税が増加しており、普通交付税等は減少しているものの全体的には増加傾向にあります。

最後に、資料25ページの審査の結果と意見について説明します。

審査に付されました令和3年度の一般・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており。上記書類の記載の計数は、関係諸帳簿や証憑書類などと照合し、金融機関残高証明の金額とも合致したため、予算執行及び関連事務処理はおおむね適正に行われていると認められます。

審査の結果、懸念される下記の事項に対し、検証、見直しを行い、改善を図っていただきました

いと思います。

契約事務に関する事項。

一部の業務委託等の出来形払い、これは一部完了払いというんですけど、の支払い額算定におきまして、適切な出来形算定書及び出来形認定書の作成がなされていない状況が見受けられます。これにつきましては、町全体の実態把握、問題点の整理をし、対象方法等について検討を行い、担当部署職員への周知徹底、チェック体制の構築、研修等を速やかに実施して、職員の資質向上、積算の妥当性の確保に努めていただきたいと思います。

また、個別的な細部の指摘及び是正事項につきましては、例月出納検査、定期監査を含め、その都度協議、改善を指導しております。

一般・特別会計の予算執行に関する総括的意見としまして、財政運営はおおむね適正に運営されているものと認識しています。これに連動し、財政運営の実態を表した財政構造、財政指数につきましては、多少数値に増減はあるものの、過去の数値推移から問題はないものと判断しています。

財産や基金に関する運用状況は、行政財産の取得、処分及び債権、物品の移動等について関係台帳や証憑類と照合し、おおむね適切な管理運営がなされているものと認められます。

次に、下水道事業会計決算意見書について報告します。

資料1ページを御覧ください。

第1の審査の概要ですが、令和3年度菊陽町下水道事業会計決算報告書については、令和4年8月3日に菊陽町役場監査委員室において審査を実施しました。

審査の方法ですが、審査に付された決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については、関係法令に準拠して作成され、計数、当該事業の経営成績及び財務状況等が適正に表示されているかどうかを検証するため、決算審査においては勘定別仕分伝票、会計帳簿及び関係証拠書類等との照合等を実施している出納閉鎖後の例月出納検査調書と審査に付された決算報告書の各計数と突き合わせを行い、必要に応じ担当職員から説明を聴取する方法で審査を行っております。また、当該年度の経営成績と財政状況が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかを検証するための事業経営分析の検証審査も行っております。

審査結果ですが、審査に付されました決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については関係法令に準拠して作成されており、当該事業の経営成績及び財務状況はおおむね適正に表示されているものと認められます。また、個別的な細部の指摘や是正事項については、例月出納検査、定期監査等を含め、その都度協議、改善の指導を行っております。

次に、資料2ページの下水道事業の概要ですが、総括的事項としましては、熊本北部流域下水関連の公共下水については、令和3年度末の行政区域人口に対する処理区域内人口普及率は97.8%となっています。

公共下水道事業は、昭和58年の整備開始から約40年を経過しております。これまでの整備促進の時代から、管理運営の時代へと移行していくこととなりますが、施設の維持、更新につい

ては菊陽町下水道ストックマネジメント計画に基づき、優先順位を決めた効率的な修繕、更新を行い、閉塞、陥没等による事故が発生しないよう今後も努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業については、平成6年に着手し、平成10年12月に完成しています。集落内開発制度の運用により、販売店舗や一般住宅建築の開発行為が可能となっています。地域の活性化において将来像が検証されている段階で不透明な点もありますが、関係担当部署と連携を密に行い、同区域内のインフラ整備に関連して遅滞なく効果的な施設整備を行っていくことが肝要と思われま

す。公共下水道事業及び農業集落排水事業の2の業務量、3の建設改良工事の詳細な内訳については、表1から4に記載しているとお

りです。次に、資料3ページの予算の執行状況ですが、(1)の収益的収入、(2)の収益的支出、(3)の資本的収入、(4)の資本的支出の詳細な内容は、ページ3、ページ4の表5から表10に記載しているとお

りです。その中で、資料3ページの中ほどの(2)の収益的収支については、当該年度は8,553万4,000円の黒字となっており、前年度に比べ減少しているものの、今後も黒字が継続し健全な業務運営ができるよう慎重な運営をお願いしたいと思います。

その他の事項につきましては、記載しているとお

りです。次に、資料5ページの経営成績については、資料6ページの表11の損益計算書を基に、令和3年度の下水道事業活動による純利益は7,039万円となっています。その内訳につきましては、資料6ページの営業収益①が9億4,336万9,000円で、資料6ページの営業費用②が11億5,473万8,000円で、差引き2億1,136万9,000円の損失が発生しておりますが、これは国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上していることが影響しております。

過年度に築造した建物、構造物等の償却資産の財源である国庫補助金等は、長期前受金として減価償却に合わせ収益化され、営業外収益として計上されているため、資料6ページの営業外収益③は3億9,338万8,000円となり、企業債支払い利息等の資料6ページの営業外費用④の1億1,795万5,000円の差額と営業利益の差額差引きにより、経常利益は6,406万4,000円となります。

さらに、資料6ページの特別利益⑤ですけど、632万6,000円を加えた7,039万円が当該年度純利益となります。

次に、資料7ページの剰余金計算書ですが、下水道事業会計への資本の部が当該年度の期首残高からどのように変動し、当期末残高となっているかを示した計算書でございます。

計上されている金額については、貸借対照表や損益計算書等と密接な関連があるため、下段4つの検証項目についての整合性を検証し、説明を受け、会計処理基準等に従い、おおむね適正かつ正確に作成されていると認定しました。

資料6ページの表11でございますけど、下水道事業会計損益計算書と資料7ページの下水道

事業剰余金計算書、表13の下水道事業剰余金処分計算書の詳細な内訳については、記載しているとおりです。

資料8ページを御覧ください。

財政状況につきましては、令和3年度末の財政状況は、表14に示したとおりです。今回の決算審査において、各月ごとの例月出納検査で提出される調定整理簿や支出整理簿に基づいた予算執行状況と月次合算残高試算表との整合性を検証し、提出された貸借対照表について照合した結果、財政状況の各計数は適正に処理されているものと認定しています。

また、下水道事業の経営が安定しているかどうかについては、資料9ページの資本合計44億2,737万6,000円、前年度の42億4,514万円に比べますと、1億8,223万6,000円の増となっております。負債の部は、借入額よりも償還額が多かったため、3億6,461万5,000円減少しています。よって、財政状況は債務超過の傾向はないものと認められます。

今後においては、既存施設の老朽化に対する改築更新事業については、ストックマネジメント計画に基づき、更新費用の平準化を進めていく必要があります。

次に、資料10ページのキャッシュフロー計算書の詳細な内容につきましては、ページ、10ページの記載内容及び表15に記載しているとおりです。

最後に、審査の結果と意見につきまして。

決算審査は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を統合させた連結決算書をベースに、資産の状況及びその財源とされた負債、資本の状況などを一体的に把握した審査を行っています。

審査しました結果、当該事業の経営運営及び財務状況は、ここまで述べているとおり、おおむね適正な事業運営がなされているものと評価しています。

今回の審査においては、総務省公表の経営分析指標を基準とした施設及び経営の効率性、財務状況の健全性についても全国値との比較を行っていますが、その値の比較では総体的に見ても遜色のない値を示しています。

本町における汚水処理の原価や使用料回収率の公共下水道事業と農業集落排水事業を比較しますと、値は全国平均よりもいい数字ではありますが、公共下水道事業と農業集落排水事業では約1.5倍の格差が見られます。これらのことについては、要因分析を行って、効率性の改善が必要ないか検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

次、最後に、令和3年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について説明します。

資料1ページの第1の法律の概要及び第2の審査の概要につきましては、記載しているとおりです。

審査の方法及び概要ですけど、町長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。



また、公営企業の経営審査につきましても、同様に資金不足比率及び算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。

審査に付されました健全化判断比率は、表1のとおりでございます。

本町においては赤字が発生していないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率は数値化されておられません。

実質公債費率についても早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全段階にあるものと言えます。

将来負担比率は、一般会計における大型事業の実施による地方債の借入額の増や菊池環境保全組合の新工場建設の公債費分が増加したため、令和3年度においては24.4となっておりますが、早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全段階にあると言えます。

資料2ページの資金不足比率については、記載のとおりでございます。

資料3ページの審査の結果と意見でございますけど、審査に付されました令和3年度決算での健全化判断比率、公営企業に係る資金不足比率及びその算定基礎となる記載した書類は、審査の結果適正に作成されるものと認定しました。

健全化判断比率は、早期健全化判断基準や財政セーフティー基準を下回ったのかどうかという側面だけではなく、財政状況について財政構造と財政支出、基金の組替え、運用実態と推移、さらに下水道会計や菊池広域連合、一部事務組合への一般財源繰入れの有無など総合的な財政分析とその指標を構成する各要素の変化に注視しつつ、住民に対する十分な説明責任を果たしていただくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上田茂政君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算の審査の結果説明、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時10分

再開 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度決算認定の件について、各部課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第1号 令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第8、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

それでは、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、代表監査委員から決算審査報告がなされ、各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては各委員会において各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の5種類になります。

財政課からは、歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明申し上げ、その後で歳入歳出決算書によりポイントとなる項目を御説明いたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の1、2ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、令和3年度の収入済額について、前年度との比較と併せて説明させていただきます。

款の1町税は、収入済額が73億9,790万2,224円で、前年度との比較は1億2,537万5,133円、1.7%の減となりました。これは、項の1町民税が法人町民税の減などにより7,964万7,054円の減、項の2固定資産税が償却資産の減などにより8,128万2,162円減少したことなどによるものです。また、町税の歳入合計に占める構成比は35.6%で、一番高い比率になります。

款の2地方譲与税は1億9,131万6,000円で、6,122万2,000円、47.1%の増となりました。これは、項の3航空機燃料譲与税が、新型コロナウイルス感染症の影響が令和2年度に比べ減少したことにより5,759万2,000円増加したことなどによるものです。

款の7地方消費税交付金は9億8,765万5,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響が令和2年度に比べ減少したことなどにより9,336万4,000円、10.4%増加しました。

なお、引上げ分の地方消費税収入の用途については、関係書類の主要な施策の成果の中で整理しています。

款の12地方特例交付金は1億5,331万5,000円で、9,611万3,000円、168%の増となりました。これは、項の5新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が9,035万8,000円新たに増加したことによるものです。この交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小事業者等が所有する固定資産税の軽減分に対して補填されるものです。

款の13地方交付税は6億8,333万9,000円で、4億6,328万円、210.5%の増となりました。このうち普通交付税が令和2年国勢調査人口の増加分などによりまして4億2,213万7,000円増の4億7,976万9,000円、特別交付税が4,114万3,000円増の2億357万円になります。

款の17国庫支出金は49億4,886万8,729円で、25億1,004万8,548円、33.7%の減となりまし

た。これは、項の1国庫負担金が新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金や菊陽北小学校整備負担金の増などにより4億6,694万6,141円の増、項の2国庫補助金が新型コロナ対策事業の特別定額給付金給付事業補助金の減などにより29億7,636万1,637円減少したことなどによるものです。

款の18県支出金は16億7,919万9,832円で、2億4,485万2,759円、17.1%の増となりました。これは、項の2県負担金が新型コロナウイルス感染症対応総合交付金や介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の増などにより1億9,722万5,900円増加したことなどによるものです。

款の19財産収入は1億8,854万4,700円で、1億7,054万8,998円、947.7%の増となりました。これは、項の2財産売払収入が第一原水工業団地の土地売払収入の増などにより1億6,963万2,203円増加したことなどによるものです。

次の3、4ページをお開きください。

款の20寄附金は8,298万2,500円で、ふるさと寄附金の増などにより4,309万9,089円、108.1%の増となりました。

款の21繰入金金は7億9,708万8,441円で、1億4,865万7,583円、15.7%の減となりました。これは、項の1特別会計繰入金金が工業団地造成事業特別会計からの繰入金金の増により4億9,709万2,000円の増、項の2基金繰入金金が財政調整基金の繰入金金などの減により6億4,574万9,583円減少したことなどによるものです。

款の23諸収入は2億936万1,412円で、1億6,783万5,029円、404.2%の増となりました。これは、項の5雑入が令和3年度に実施したプレミアム付食事券の販売収入の増などにより1億7,049万4,271円増加したことなどによるものです。

款の24町債は22億3,800万円で、10億2,150万円、84%の増となりました。これは、項の1総務債が臨時財政対策債の増などにより2億940万円の増、項の7土木債が菊陽杉並木公園拡張整備事業の増などにより7億2,200万円の増、項の8消防債が防災センター整備事業の増などにより2億6,160万円の増、項の9教育債が各中学校の整備事業の減などにより2億1,680万円減少したことなどによるものです。

以上、歳入合計は、令和2年度からの繰越分を含めて208億90万3,736円となり、前年度から4億4,218万3,484円、2.1%の減となりました。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の2総務費は25億8,248万7,878円で、37億9,788万5,761円、59.5%の減となりました。これは、項の1総務管理費が、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策として国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業の減などにより38億655万333円減少したことなどによるものです。

款の3民生費は75億774万7,325円で、14億767万8,849円、23.1%の増となりました。これは、項の1社会福祉費が新型コロナウイルス感染症対策として実施した非課税世帯等に対する

臨時特別給付金事業や障害者福祉費の増などにより7億538万6,260円の増、項の2児童福祉費が新型コロナウイルス感染症対策として実施した子育て世帯への臨時特別給付金事業の増などにより7億229万2,589円増加したことなどによるものです。

款の4衛生費は14億6,450万7,383円で、113万3,890円、0.1%の減となりました。これは、項の1保健衛生費が新型コロナワクチン接種体制確保事業の増などにより2億8,470万7,939円の増、項の2清掃費が新環境工場等建設に対する菊池環境保全組合負担金の減などにより2億8,584万1,829円減少したことなどによるものです。

款の7商工費は4億8,564万2,480円で、菊陽町プレミアム付食事券事業の増などにより2億3,488万7,004円、93.7%の増となりました。

款の8土木費は23億4,541万4,315円で、13億3,272万6,074円、131.6%の増となりました。これは、項の3都市計画費が菊陽杉並木公園拡張整備事業の増などにより12億4,490万8,909円増加したことなどによるものです。

款の9消防費は13億4,814万2,194円で、防災センター整備事業の増などにより3億9,117万4,350円、40.9%の増となりました。

款の10教育費は19億2,861万2,375円で、5億7,494万3,630円、23%の減となりました。これは、項の2小学校費が菊陽北小学校建設費の増などにより2億7,345万4,951円の増、項の3中学校費が各中学校の整備事業の減などにより4億4,628万2,727円の減、項の6保健体育費が総合スポーツ施設整備事業の減などにより3億9,828万1,694円減少したことなどによるものです。

款の12公債費は15億3,778万8,199円で、1億5,107万988円、10.9%の増となりました。公債費の内訳は、元金が14億4,710万2,997円、利子が9,068万5,202円になります。

なお、令和3年度末の地方債現在高は、一般会計で168億5,672万2,000円となり、前年度末から7億9,067万4,000円増加しました。

以上、歳出合計は令和2年度からの繰越分を含め197億4,564万7,157円で、前年度から7億9,473万9,766円、3.9%の減となりました。

以上で参考資料による説明を終わりました。次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の部を11ページから、歳出の部を49ページから、最後に3の実質収支に関する調書を251ページに掲載しています。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明しましたとおりです。

次に、不納欠損額ですが、款の1町税と、次の3、4ページの款の23諸収入にあります。

また、収入未済額は、1、2ページの款の1町税と款の15分担金及び負担金、次の3、4ペ

ージの款の16使用料及び手数料、款の19財産収入、款の23諸収入にあります。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分などの内訳などについては、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されております。

右端の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。

数値がマイナスとなっていますものは、主に令和4年度へ繰越明許費等に係る財源の未収入額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は歳出になります。

支出済額等は先ほど説明しましたとおりですので省略させていただきますが、6ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費等でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書等で報告させていただいた内容になります。

なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されております。

10ページをお開きください。

ここからは、歳入歳出決算事項別明細書になります。

決算の概要は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

少し飛びますが、最後のほうの247、248ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、247ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、874万6,000円を充用しました。内訳は、248ページから250ページにかけて備考欄に記載のとおり各科目に充用しています。

最後に、251ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額208億90万3,000円に対し2の歳出総額が197億4,564万7,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は10億5,525万6,000円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、計で3億7,170万7,000円が必要ですので、5の実質収支額は6億8,354万9,000円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されていますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 認定第2号 令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、認定第2号令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 認定第2号令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は用地の先行取得事業などに係る歳入歳出を経理するものです。また、1枚めくっていただきますと、令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけています。

主な決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、収入済額が1億930万円で、武蔵ヶ丘北小学校用地拡張のための町債となります。

以上、歳入合計は、収入済額が1億995万78円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は、武蔵ヶ丘北小学校の拡張用地の整備工事費として、工事請負費で1億932万7,637円支出しました。

歳出合計は、支出済額が1億991万3,502円となりました。

11ページをお開きください。

このページは、実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額1億995万円に対し、2の歳出総額が1億991万4,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は3万6,000円となります。4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額は3万6,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 認定第3号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第10、認定第3号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳

出決算の認定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

それでは、認定第3号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として本会計に関する主要な施策の成果をつけています。

続いて、冊子となっていますのが令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書になります。

冊子の歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を9ページから、最後に3の実質収支に関する調書を13ページに掲載しています。

工業団地造成事業特別会計の決算につきましては、産業建設常任委員会に付託される予定とお聞きしましたので、本議場では1の歳入歳出決算書の款と項について御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額について御説明いたします。

款の1財産収入、項の1財産売却収入は17億3,885万7,279円で、第二原水工業団地の用地約21万3,000平米の用地売却などによる歳入となります。

3繰越金、項の1繰越金は2億2,206万9,485円で、令和2年度からの繰越金となります。

以上、歳入合計は19億6,092万6,764円となります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出となります。

歳出も、予算現額については省略させていただき、支出済額について御説明いたします。

款の1事業費は16億3,705万6,146円で、第二原水工業団地整備において必要となった実施設計及び測量、農地転用許可取得に伴う土地の地目変更等の登記、併せて契約した用地の取得費用及び支障物件の移転補償に要した費用となります。

款の2公債費は2億2,083万7,691円で、第二原水工業団地整備事業の財源として借入れを行っていた起債の全額を償還したことによる償還金及び利子に要した費用であります。

第二原水工業団地は、早期の用地の売却となったことから、起債の借入額も最小限となり、総事業費についても抑制できたこととなります。

款の3予備費の支出はありません。

以上、歳出合計は、18億5,789万3,837円でございます。

最後に13ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額が19億6,092万6,000円に対し2の歳出総額が18億5,789万4,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は1億303万2,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引き額と同額の1億303万2,000円となります。

以上で御説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 認定第4号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第11、認定第4号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） おはようございます。

認定第4号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、2枚めくっていただきますと、令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を6ページから、最後に3の実質収支に関する調書を25ページに掲載しております。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は7億1,595万5,221円で、前年度より2,178万1,785円の減となりました。不納欠損額は2,826万733円、収入未済額は2億5,442万590円となります。



なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は93.5%になります。

款の6 県支出金、項の1 県補助金は25億3,440万546円で、保険給付費等交付金になります。

款の10繰入金は、一般会計から法定分の繰入金として2億5,068万3,694円を繰り入れました。

なお、令和3年度は法定外の国保財政調整繰入金はありません。

款の11繰越金は2,084万3,302円で、令和2年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が35億5,815万9,154円となり、不納欠損額2,826万733円、収入未済額2億5,562万4,481円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費は21億4,473万6,613円で、療養給付費と療養費になります。

項の2 高額療養費は3億1,609万3,504円で、1か月の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた額について高額療養費として給付したものであります。

項の4 出産育児諸費は872万579円で、国保の被保険者が出産したときに給付する出産育児一時金になります。

款の3 国民健康保険事業費納付金は9億6,243万1,315円で、医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、熊本県に納付するものであります。

款の6 保健事業費、項の1 保健事業費は2,057万1,986円で、人間ドック補助金など被保険者の健康保持、増進のための費用であります。

項の2 特定健康診査等事業費は2,397万3,962円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の費用であります。

款の9 諸支出金、項の3 繰出金は2,434万1,000円で、事務処理標準システム導入に対する県からの特別交付金分ときくよう健康倶楽部に関する分を一般会計に繰り出したものであります。

以上、歳出合計は、支出済額35億4,346万4,918円となりました。

最後に、25ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が35億5,815万9,000円に対し2の歳出総額が35億4,346万5,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は1,469万4,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1,469万4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 認定第5号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第12、認定第5号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 認定第5号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、1枚めくっていただきますと、令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を6ページから、最後に3の実質収支に関する調書を13ページに掲載しております。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は3億3,201万3,140円で、前年度より2,054万2,220円の増となりました。不納欠損額は1万4,600円、収入未済額は26万380円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年分の収納率は99.8%になります。

款の4繰入金は、一般会計からの繰入金9,369万8,383円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の5繰越金は1,149万9,488円で、令和2年度からの繰越金になります。

款の6諸収入は810万128円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健診受託事業収入などになります。

以上、歳入合計は、収入済額4億4,534万2,579円となり、不納欠損額1万4,600円、収入未済額26万380円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は4億1,470万4,245円で、前年度より1,886万9,422円の増となりました。

款の3 保健事業費は927万6,690円で、町の健診費用負担金や人間ドック補助金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が4億3,008万4,359円となりました。

最後に、13ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が4億4,534万2,000円に対し2の歳出総額が4億3,008万4,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は1,525万8,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1,525万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 認定第6号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第13、認定第6号令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） おはようございます。

認定第6号令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけております。その次が令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を6ページから、最後に3の実質収支に関する調書を29ページに掲載しております。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料は第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入6億486万4,609円で前年度より1,384万4,711円の増、不納欠損額は50万3,106円、収入未済額は779万3,034円、収納率は98.6%となっています。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は4億4,922万4,763円で、介護給付及び予防給付に対する国の負担金になります。

また、項の2国庫補助金は1億453万9,077円で、介護給付費、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は6億6,383万2,647円で、これは第2号被保険者である40歳から64歳までの方や勤務先の事業主等が負担する介護保険料から介護給付費の27%を社会保険診療基金が交付するものです。

款の6県支出金、項の1県負担金は3億4,431万2,135円で、介護給付及び予防給付に対する県の負担金になります。

また、項の2県補助金は1,872万3,688円で、介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の9繰入金、項の1の一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担分で、一般会計から3億8,230万1,318円の繰入れを行っています。

款の10繰越金は、1億2,565万6,653円で、令和2年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が27億328万3,288円、不納欠損額が50万3,106円、収入未済額が779万3,034円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は23億1,499万3,367円で、介護保険給付に対する費用になります。

また、項の3高額介護サービス等費は5,729万4,908円で、要介護者等が1か月に支払った利用者負担額が上限額を超えたときに超過分を払い戻すものです。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費は4,623万5,378円で、介護予防に関する訪問型サービスや通所による介護予防教室などを行っています。

また、項の3包括的支援事業・任意事業費は4,913万6,343円で、高齢者が住み慣れた地域で暮らすための総合相談や権利擁護などの事業を行っています。

款の5基金積立金は9,000万5,000円で、介護給付費準備基金に積立てを行っています。

以上、歳出合計は、26億5,723万2,338円となりました。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額27億328万3,000円に対し2の歳出総額が26億5,723万3,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は4,605万円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も4,605万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第42号 令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第42号令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） こんにちは。

議案第42号令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

本日は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた連結により御説明いたします。

それでは、決算書の5ページを御覧ください。

下水道事業決算報告書（連結）でございます。

まず、下水道の維持管理の部門になります収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして下水道事業収益の決算額は14億2,562万5,016円で、内訳は下記のとおりでございます。

次に、支出で、下水道事業費用の決算額は13億4,009万939円で、内訳は以下のとおりでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

下水道の建設改良部門になります資本的収入及び支出でございますが、収入におきまして資本的収入の決算額は5億2,238万1,686円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、資本的支出の決算額は8億8,290万6,887円、翌年度繰越額は17億4,987万2,000円でございます。

なお、この表の下段に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する3億6,052万5,201円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しております。

続きまして、7ページの損益計算書（連結）を御覧ください。

ここでは、下水道事業の経営成績を説明いたします。

まず、1の営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で9億4,336万8,726円を計上しております。

次の2の営業費用は、管渠、ポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で11億5,473万8,229円を計上しており、営業収益から営業費用を引いた営業利益はマイナス2億1,136万9,503円となります。これは、国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上しているからであります。

次に、3の営業外収益は、他会計補助金や長期前受金戻入などによりまして3億9,338万8,575円の収益がございました。

4の営業外費用は、企業債の支払い利息等で1億1,795万4,936円を計上しております。営業外収益と営業外費用の差額は2億7,543万3,639円となり、営業利益と合わせた経常利益は6,406万4,136円となります。

また、特別利益で632万6,364円の利益がありましたので、経常利益と合わせた当年度純利益は7,039万500円となります。その額に前年度繰越利益剰余金とそのほか未処分利益剰余金変動額を合計した当年度未処分利益剰余金は、2億1,971万3,396円となります。

続きまして、8ページの剰余金計算書（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を表しており、次の9ページの令和3年度下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）で議会に議決を求める利益処分の根拠となるものです。

令和3年度末の資本合計額は、この表の一番右下に記載のとおり44億2,737万6,024円となります。

それでは、9ページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について御説明いたします。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、未処分利益剰余金2億1,971万3,396円のうち6,918万5,632円を自己資本金として組み入れて処分することについてであります。この組入額は、令和3年度に資本的収支決算の補填財源として減債積立金を処分しております。既に処分された剰余金ということで新たな補填財源としては使用できないものであるため、議会の議決を経て、資本金に組み入れるものであります。

そのほか菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として1億5,052万7,764円を減債積立金に積み立て、令和3年度の未処分利益剰余金の残高を0円とするものです。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表（連結）について説明いたします。

貸借対照表は、継続的な下水道事業の財政状態を把握するためのもので、令和3年度末時点

を報告するものです。

左側に借方として資産の部が資金の使い道で示され、右側に貸方で負債の部と資本の部で資金の出どころを示しています。したがって、左側の資産合計と右側の負債資本合計は一致することになります。

10ページの資産の部の内訳は、1の固定資産で、下水道管渠やポンプ場等の設備投資に関するもので合計の229億2,549万921円となります。

2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで合計4億6,200万8,920円となっており、借方の資産合計は一番下の二重線の233億8,749万9,841円となります。

続いて、11ページの負債の部の内訳でございますが、3の固定負債は令和5年度以降に償還予定の企業債で、66億4,993万1,767円であります。

4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払いなどで、合計7億2,628万3,999円となります。

5の繰延収益は、国庫補助金などで、償却資産の財源である長期前受金につきまして営業外収益として収益化された累計額を引いて115億8,390万8,051円となります。

以上、負債合計は189億6,012万3,817円となります。

次に、資本の部の内訳ですが、6の資本金の自己資金は、合わせて32億642万6,690円であります。

7の剰余金は、国庫補助金等の資本剰余金と、その下の減債積立金等の利益剰余金を合わせ12億2,094万9,334円となります。資本金と合わせた資本合計は、44億2,737万6,024円となります。

また、貸方である負債の部と資本の部の合計は、一番下の二重線の233億8,749万9,841円となり、10ページの借方である資産の部の合計と同額になります。

15ページから公共下水道事業、農業集落排水事業の事業別決算報告書を附属明細書と併せて掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第42号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号及び議案第42号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第6号及び議案第42号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思っておりますが、御異

議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 総務常任委員会の研修報告

○議長（上田茂政君） 日程第15、総務常任委員会の研修報告について、これから閉会中の特定事件の調査について総務常任委員会で研修されました件について報告をお願いいたします。

総務常任委員長佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） 総務常任委員長の佐々木でございます。

皆様の机上に研修報告があると思いますが、それに沿って説明をしていきたいと思っております。

令和4年6月21日から23日まで、参加者、総務常任委員6名と上田議長、板楠総務部長、それから議会事務局9人で研修させていただきました。

熊本空港から伊丹空港、そして仙台空港に行き、それから宮城県石巻市に行きました。そのときは震災遺構大川小学校、隣にある大川震災伝承館、みやぎ東日本大震災津波伝承館、日和山、2日目、福島県双葉町、東日本大震災原子力災害伝承館、双葉町産業交流センター、富岡町、東京電力廃炉資料館、大熊町、こちらは町の様子をバスで見てまいりました。3日目、仙台駅と仙台空港を結ぶアクセス鉄道、実際に乗車しました。仙台空港の被災状況も視察しました。

写真については、震災遺構大川小学校、それからみやぎ東日本大震災津波伝承館、産業交流センター、東京電力廃炉資料館、大熊町、バスから見たバリケード。

この大川小学校の学校の裏山については、避難する子どもたちを連れて本当はこちらのほうに逃げただけであればよかったんですが、川のほうに向かって避難された、川の近くにある高台に登ろうと避難されたということで、この写真を、そしてほとんどの子どもたちがその震災で亡くなってしまったんですけども、4人の子どもたちがこの裏山の木にしがみついて助かったという記録もございます。

それから、最後のほうの大熊町のバスから見たバリケードとあります。これは、大きな幹線道路は車が通れますが、脇に入るとき、脇に入る道は全てこのバリケードで塞がれています。その状況を写真に表してみました。

それから、事前に白石市議会、利府町議会への視察の依頼をしましたが、コロナ禍のためかないませんでした。

私たち研修参加者は、研修当日の朝、それから帰宅前に抗体検査を行い、十分に健康に留意しました。

それから、研修前に各委員の皆様には研修先の状況、感想を担当決めをして報告していただきました。



まず、震災遺構大川小学校、那須真理子議員からの報告です。

すぐそばには北上川が流れている。体育館と教室をつなぐ渡り廊下の大きなコンクリートの柱が折れ、体育館も跡形もないほど破壊されていて、想像を絶する自然の威力を思い知らされた。児童70名が亡くなり、今もなお4名の児童が行方不明になっている。研修を終え、改めてこれから生きる者の教訓として命を真ん中に考え、日頃からマニュアルに精通していくことこそ有事のときに生かされるものだと知った。

みやぎ東日本大震災津波伝承館と日和山、布田議員に報告していただきました。

ここでは、リアルな津波の映像や被災者の証言などにより、津波から命を守るには逃げるしかないということを訴えていた。その後、この津波伝承館を見下ろす日和山に行き、押し寄せる津波の恐怖の中、逃れた人々の目線で石巻湾を眺めました。

東日本大震災原子力災害伝承館、ここでは、語り部の方のお話を聞きました。語り部の方から、何度も移動をした避難行動について、その生活のつらさ、日頃の地域交流の大切さ、共助について、実際に経験した生の声を聞くことができました。その中で、平成28年熊本地震の経験、避難所生活、運営についての課題は共通するものが複数ありました。当たり前の生活がなくなったことの空虚感、仕事や趣味のありがたさについても語られました。中岡議員の報告です。

東日本大震災原子力災害伝承館、大久保議員の報告です。

避難が続く双葉町内において、貸し事務所、会議室などの業務サポート、施設を整備し、事業者や就労者に業務サポートするだけでなく、地域グルメの提供に通じた拠点として開所された。周囲はほぼ更地で、復興にはまだ時間がかかるということを実感した。

東京電力廃炉資料館です。北山議員に報告していただきました。

事故以前の大熊町、双葉町の写真の展示がありました。人口、経済の増加、明るい未来のローガンに掲げた写真があり、東京電力が地域の発展に貢献した歴史があった。今後の廃炉作業などの映像、説明を聞き、これからの厳しさを感じた。

平成28年10月、私たち議会では、震災からの復興への道のりとテーマを決め、白石市議会、利府町議会、東松島市議会と交流し、研修をしました。あのときはまだまだ震災の爪痕がありましたが、負けないぞ、これから頑張るぞという気持ちがあふれている場所への研修でした。

今回行った研修場所の双葉町、大熊町は、特定復興再生拠点区域とされ、住民が誰も住んでない町でした。8月30日に大熊町は一部解除されましたが、11年の月日がありましたので、帰ってこられるのは11%程度だと報道されていました。被災地をバスで回り、被災地のある建物の屋上から見た町、海の光景について感じたこと、学んだことを菊陽町の町民の方や多くの人に伝えていくことも復興支援につながり、これも私たち町会議員の役割であると感じました。

最後に、大川小学校の隣にある大川震災伝承館に来られた方の言葉がパネルに書いてありました。読みます。災害は人間の都合ではなく、地球の都合でやってくると言われ、とても当たり前のことだけどその当たり前を忘れてしまっていたと思う。これからは、今日という日がと

でも大切な一日だと信じて、しっかり過ごしていきます。

それから、小学校の子どもさんの言葉もありました。家に帰ったとき大きな声でただいまと言ったら、家族がお帰りと言ってくれて、今日はねと伝えられることが本当に大切なんだと改めて感じました。素直にありがとうと言えるようにしていきます。

総務常任委員会研修報告を終わります。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時31分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和4年9月6日（火）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和4年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和4年9月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 廣瀬英二君 | 2番 | 矢野厚子君 |
| 3番 | 大久保輝君 | 4番 | 阪本俊浩君 |
| 5番 | 西本友春君 | 6番 | 那須真理子君 |
| 7番 | 佐々木理美子君 | 8番 | 中岡敏博君 |
| 9番 | 北山正樹君 | 10番 | 布田悟君 |
| 11番 | 坂本秀則君 | 12番 | 渡邊裕之君 |
| 13番 | 佐藤竜巳君 | 14番 | 甲斐榮治君 |
| 15番 | 岩下和高君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君 | 18番 | 上田茂政君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 副 町 長 | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長 | 上川幸俊君 | 教 育 部 長 | 芹川博文君 |
| 総 務 部 長 | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼
福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 保険衛生部長兼
健康・保険課長 | 東桂一郎君 | 経済部長兼農政課長 | 山川和徳君 |
| 土木部長兼
都市計画課長 | 井芹渡君 | 総 務 課 長 | 梅原浩司君 |
| 危機管理防災課長 | 鍋島二郎君 | 総合政策課長 | 吉本雅和君 |
| 商工振興課長 | 今村太郎君 | 建 設 課 長 | 矢野博則君 |
| 学 務 課 長 | 平征一郎君 | 施設整備課長 | 荒牧栄治君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 皆さんおはようございます。それから、傍聴者の皆様、朝早くからありがとうございます。

それでは、議席番号1番の廣瀬英二でございます。

今日の質問は登壇をせず、ここの質問席から行いますので、よろしくをお願いします。

本日の質問は、道路渋滞対策、それと新駅設置、それと総合体育館周辺環境整備、それと4番目に外国人の子どもたちの教育についてをお尋ねをします。

質問の前に、時間が足らなくなるといけませんので、冒頭に町長に御挨拶をしておきます。

後藤町長におかれましては、4期16年、大変お疲れさまでございました。その功績については、私が申すまでもなく大変な実績を上げられてこられました。そして、後藤町長とこうやって一般質問で対峙をするのは今日が最後となりましたけれども、私も一生懸命質問します。どうか前向きな回答よろしくお願い申し上げます。

それと、退任後は、趣味のカラオケそれと油絵などもされとるというふうに聞いておりますので、それも長い間の疲れを癒やされてください。また、これは9月8日に発売になりますけれども、使用開始となりますけれども、プレミアム付の振興券、これを使って菊陽町の後藤三雄の酒場放浪記を計画されたらいかがでしょうか。

それでは、質問に参ります。

道路整備について、町道菊陽空港線延伸は、今年3月議会で私の一般質問に対して令和8年度を目標としていると、可能な限り早期の開通を目指すと言明をされております。菊陽空港線の在り方については、これまで将来を見据えた問題提起として4車線化の提案をしてまいりました。2車線化で決定した以上は、新たな解決策を見つけていきたいというふうに思っております。

それと、県は、7月25日にT SMCの菊陽町進出に関連して、新工場の入り口に当たる県道大津植木線の車線を増やして、これは4車線から6車線化という話も出ておりますけれども、それと主要幹線道路の中九州横断道路に接続するアクセス鉄道も新設する道路整備計画を公表されました。本年度中に既存設計に着手し、来年度にも本格的に事業化するというものです。このほか、合志市の須屋の国道387号でも、拡張や交差点改良を検討するというふうにされて

います。

いずれの道路整備も、新工場が稼働する2024年以降の完成とされています。菊陽町においても、工業団地と国道57号線を南北につなぐ町道南方大人足線の一部拡張や、国道への朝夕の渋滞対策としてスマート交差点の観点から、右折、左折レーンの新設に向けて国と協議を進めているということでもあります。また、杉並木公園の南方大人足線につなぐ2.5キロの延伸についても先般の全員協議会で説明がありました。これらの道路整備が完成すると、大きな渋滞対策になると思っております。

町長はこれまで、今回の道路整備、それから光の森駅前横断歩道等の設置などに尽力され、渋滞対策としての道筋をつけていただきました。感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今回の質問は、J A S Mの事業開始まで約2年となっております。短期的な渋滞対策として、3項目にわたって確認及び考え方をお尋ねするものでございます。

一般質問の通告を8月17日に私しておりますので、その後、8月23日の臨時議会及び全員協議会も開催されましたので、一部重複するところもあると思いますが、よろしく願いをしたいと思っております。

光の森駅前横断歩道橋について、これについても8月23日の臨時会で議案の提出があり、完成時期、設備内容、費用等について説明があり、今年度中に完成するというところでございました。現在、住吉熊本線の周辺道路の渋滞は御存じのとおりでございます。ひどいものがあります。横断歩道設置により、渋滞対策及び鉄道利用の歩行者、約5,400人の事故防止対策と、それからそういう渋滞対策で非常に効果があるというふうに思っております。

それと、県の自由通路、光の森駅、それから光の森ゆめタウンの全てをつなぐ歩道橋として、さらににぎわいのあるまちづくりが創出をされていくんじゃないかというふうに考えております。

また、イズミとは災害時の物資供給について今まで協定を結んでありますが、8月18日に新たに地域活性化のための地産地消の推進や子育て支援、地域防災への協力など10項目にわたる包括連携協定が締結をされております。先ほど、全てをつなぐ歩道橋というふうに申し上げましたけども、その礎に私は横断歩道橋設置がなっていると感じております。

それと、次に参ります。

原水踏切は、当初の計画よりも1年遅れています。自動車の交通量も多く、北小学校の児童数も年々増加しており、渋滞対策と児童の安全性の面からも早期の完成を願うものであります。この完成予定についてお願いをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

御質問にお答えします。

まず、光の森駅前横断歩道橋についてお答えします。

当該横断歩道橋整備箇所である光の森駅前町道杉並木線交差点の横断歩道は、朝夕の通勤、通学時間帯の歩行者が多く、渋滞が発生し、交通事故も多発しているため、歩行者の安全確保と駅周辺の渋滞緩和を図るため、光の森駅前横断歩道橋整備事業として取り組んでいるところでございます。

本事業の整備状況でございますが、現在、横断歩道橋の整備に支障となる昇降機、エレベーターの移設工事と横断歩道橋の橋脚の基礎工事に着手しており、昇降機の移設工事は今月末、橋脚の基礎工事は年内の完了を目指して工事を進めております。

また、横断歩道橋の本体部分の製作工事、輸送架設工事及び屋根高欄工事については、8月23日の臨時議会において、当該工事の請負契約締結の議決をいただきました。これらの契約で、予定しておりました横断歩道橋の本体部分の全ての工事契約が済んだところでございます。

今後、関連する工事請負業者と工程を調整しながら、年度末の工事完了を目指して事業を進めてまいります。

次に、原水踏切の改良についてお答えします。

本踏切は、JR原水駅の東にある踏切でございますが、菊陽北小学校の通学路に指定されております。踏切道の幅員が狭小で歩道もないため、歩行者と車両が近接し危険な状況であることから、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全点検により要対策箇所と位置づけられ、通学路の安全確保のため、現在幅員4メートルの踏切道を車道においては幅員7メートルに拡幅し、新たに幅員2.5メートルの歩道を設置するものでございます。

整備に当たっては、既に令和3年9月にJR九州との間において本踏切の拡幅工事について、JR九州が施行する内容の協定を締結しております。現在この協定に基づき、JR九州において工事が進められており、年明け1月末までの工事完了を予定しているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 4メートルが7メートルになれば、非常に車の離合というのはスムーズになると思います。それと、専用の歩道もこうなれば、非常にあの付近は渋滞解消もありますし、それから子どもたちの安全も非常に確保されるのかなというふうに思っております。

では、次の質問に参ります。

2番目に、鉄砲小路踏切改良の完成予定についてお尋ねをします。

この件については、令和元年9月議会で一般質問をしました。当初、当踏切は交通量が多く、豊肥線によって南北に分断されており、地域のスムーズな通行アクセスと歩行者や自転車の安全確保のために踏切の改良が急務であると、そういう旨の質問をいたしました。町の回答として、町が概略計画図を作成し協議が進んでいると、内容については、町道と線路に高低差があり課題の整理を行ったと、今後についても幅員を拡張する改良が可能か、警察や県を含めて協議を進めていくという内容でございました。その後の協議、今後のスケジュールについて

お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

鉄砲小路踏切は、JR光の森駅の東にある踏切でございますが、町道境ノ松線と県道熊本菊陽線の交差点部に位置し、幅員が狭小で歩道もないため、朝夕の通勤、通学時間帯には横断する車両の渋滞が発生しており、歩行者、自転車と車両が近接し、通行が困難で危険な状況となっております。

こちらの踏切も、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全点検により要対策箇所と位置づけられ、現在幅員5.2メートルの踏切道を車道においては幅員7メートルに拡幅し、新たに幅員2.5メートルの歩道を設置することにより、歩行者等の安全確保及び通行の円滑化を図るものでございます。通行の円滑化が図れば、駅周辺の渋滞緩和にもつながる事業であると捉えております。

事業の進捗状況につきましては、令和3年9月に詳細設計を完了しており、令和5年度末の工事完了を目指し、現在JR九州との本踏切の拡幅工事に関して協定を締結するための準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今の完成時期がちょっと聞き取れなかったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 完成は5年度末を目指してございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 鉄砲小路の踏切が改良になりますと、これは2024年ですか、TSMCが入ってきますけれども、その前に一応完成をするということで、あの付近の渋滞対策としては、私は非常に効果があるなというふうに思っております。それと、子どもたち、それからあそこを自転車で渡る人たちの安全性も保たれますし、利便性もよくなるというふうに思っております。

それでは、次の質問に参ります。

3番目のセミコンテクノパークへ向かう車1台に運転者1人の現状に対する町、企業の取組はということでお尋ねをします。

今年3月の一般質問で、原水駅からセミコンバスの増便等についてお尋ねをしました。セミコン交通対策協議会の構成団体及び熊本電鉄バスとしっかりと議論を行い、さらに利用者を伸ばすため、工場稼働に合わせ、適切な時期に増便したいという回答がございました。

それとまた、役場付近などの拠点から通勤バスを運行する考えはあるか、それに伴う企業と町が連携し、補助金等を検討する考えはあるかというその問いに、パーク・アンド・ライドを

組み合わせでの実施など、その可能性は十分承知していると。しかしながら、限られたバス台数、運転手の確保など、朝夕の通勤時でのバス運行はコスト面も含め、多々課題があると。町としては、実績が上がっている原水駅からのセミコン通勤バスの輸送力を強化していきたいと、そういうお答えでございました。

それとまた、補助金の検討については、企業から貸切りバスを活用した通勤バスの自主運行について提案や要望があった場合、そのルートや可能性を協議し、将来的に大きな効果が見込まれる場合は県と情報を共有の上、補助金等による支援の可能性も検討するという内容でございました。

この通勤バス増便以外で、セミコン交通渋滞のその対策会議の中で抜本的な渋滞対策について議論されているのか。当然議論はされていると思いますけど、私が質問したそれから具体的に前進した内容はあるんでしょうか、お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

それでは、今の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、町と企業のセミコンテクノパークへ向かう車1台に運転者1人の現状に対する御質問ということでお聞きしておりますので、まずそちらのほうを先にお答えをさせていただきます。

セミコン方面に向かう通勤車両に対する対策は、町や県で進めている菊陽空港線延伸をはじめ、各種道路の改良事業があります。またあわせて、セミコンバス以外の公共交通の確保も民間バス会社と協議しておりますが、まだ具体化の見込みが立っていない状況です。

セミコン内の事業所では、企業により取組が異なりますが、出勤の時間を定めず、分刻みで出退勤を管理する時差出勤の弾力的な運用、セミコン通勤バスに誘導できるような柔軟な通勤手当の支給、テレワークの推進による出勤者自体の抑制など、通勤車両を少なくする取組を積極的に進められています。

過去には、乗り合わせ等による車両の抑制を進められようとしたときもあったとお聞きしてはいるんですが、出勤時間は一定でも、退勤時間が大きく変わることや、やはり人の車への同乗は気を遣うなどの心理的な理由もあり、ほとんど成果がなかったと承知しております。

町では、渋滞対策のソフト事業として、セミコン通勤バス以外の公共交通の導入や、例えば自転車による通勤を誘導するためのレンタサイクル事業など、新たな施策も考えていく必要があると考えております。

また、追加で御質問いただきましたセミコン交通バス等対策協議会での協議の状況でございますが、実際セミコンバスの増便として、バスを6月から1台、朝の便で追加をさせていただいております。その後、また9月から夕方の便もバスを1台追加しまして運行便数を増やすということで、まずはセミコン通勤バスの増便というところで対処していくことを確認しておる次第です。

答弁としては以上となります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 分かりました。大分、少しずつ議論が進んでいるなというふうに感じております。

やはり、渋滞緩和には、脱マイカーと公共交通機関の利用促進が一番と言われております。そのためには、公共交通のバス、鉄道の利便性向上が不可欠というふうには考えております。ただ、このTSMCの工場オープンに伴って、道路の整備についてはかなりできると思いますけど、例えば空港延伸が令和8年度と言われておる今、出来上がって2年間はその延伸道路が機能しませんので、ちょっとその辺を心配をしておるところでございます。

今日の新聞に載っておりましたけど、電動キックボード、これが何か記事に載ってました。これが、2024年度までにはその法整備も含めて何とかしたいと。こういう電動キックボードができますと、幅の広い車じゃなくしてそういう部分で行けますんで、かなり渋滞対策になるのかなというふうには思っております。

それと、これは8月24日の熊日新聞に、成果が見えない渋滞対策として熊本市の記事が掲載されております。国土交通省の調査によると、熊本市内の交差点は180か所を数えてるそうで、東京、大阪、名古屋の3大都市圏を除いて熊本市はワーストワンという内容になっておるようでございます。熊本市は、歴代市長が懸案事項として取組を約束しながら、目に見える成果が出ていないと。渋滞の解消と公共交通へのシフトがなっていないという記事でございました。渋滞対策に長く携わってこられた専門家は、市民の利用を促す強力なインセンティブ、動機づけが必要であると、市の本気度を求めるとしています。だから、鋭い指摘かと思えますけど。

脱マイカー、公共交通へのシフトは、菊陽町においても課題となっております。本日質問しました施策の一つ一つの実現が渋滞緩和対策になると考えております。

それと、3番目に質問した内容は、渋滞対策及び2050年のカーボンニュートラル宣言に伴う脱炭素社会に向けての大切な取組であると思えます。また、セミコンテクノパーク付近の渋滞は、目的地が明確であります。渋滞している車は、ほとんどが工場に向かう車でございます。だから、ある反面、やりやすい部分はあるのかと素人ながらちょっと考えますけど。

それでは、次の質問に参ります。

次に、新駅設置について、JR九州との協議は順調に進んでいるかと。

これにつきましても、8月23日の全員協議会の中で経過報告を受けました。内容をちょっと整理してみますと、定住人口と交流人口の上積み要因の整理、それと駅建物の管理方法や補助金等の活用など、それと他自治体の事例、どういう事例があるのかを調査をすると。それを受けて7月18日、JR九州と2回目の協議を行ったとの報告がございました。

JR九州から収支見込みの算出に関する途中経過の説明、それとダイヤの影響を考慮し、両側ホーム、2面2線ホームを両側に造ると、あと線路を2線造るという内容でございました。

それから、町からは、定住人口と交流人口の上積み要因について説明をされております。それと、これはＪＲ九州の技術職員15人が概算費用の算出を出すために現地立会を実施されております。それと、現地の状況を踏まえて、町からの追加案の検討を依頼したというふうになってます。また、ＪＲ九州からの指摘事項として、交流人口に関わる駅利用見込みの具体的な算出、それとＪＲ九州による今後の作業としては、現地立会の結果を踏まえ、追完を含め、概算費用を算出などの協議の経過報告を受けました。

今後においては、詰めの協議が行われていくと思いますが、地域の振興と町の将来を考えた利用しやすい駅づくりに向けての協議をお願いしたいというふうに思っております。

次に、公的機関が集中する総合体育館周辺等の環境整備、5項目についてお尋ねをします。

(「ＪＲの質問は」の声あり)

○議長(上田茂政君) 廣瀬議員に申し上げます。

趣旨の内容につきましては、少し短く分かりやすく言っていただければ……。

はい。

○1番(廣瀬英二君) いや、これは傍聴者も含めて、駅の状況がどうなっとるのか、そういう御心配が、興味があると思うんですね。だから、そういうのは、あえて説明しました。

(「議長」「質問がない」の声あり)

そういうことで、この経過報告で私が質問する予定にしてみましたけども、そういう経過報告がありましたんで、それは報告だけに終わったということでございます。これは、私が8月17日に一般質問の通告をしておりますんで、初めに申し上げましたように重複するところがあるということはお断りをして、質問をしておるわけでございます。

○議長(上田茂政君) 廣瀬英二議員、先に進んでください。

○1番(廣瀬英二君) はい。

次に、公的機関が集中する総合体育館周辺等の環境整備、5項目についてお尋ねをします。

1番目に、公的機関が集中しており、人流もさらに多くなると予想される。手続などの機能を持った支所開設の考えはないかについてお尋ねをします。

○議長(上田茂政君) 総務課長。

○総務課長(梅原浩司君) おはようございます。

お答えします。

地方自治法では、地方公共団体の長はその権限に属する事務を分掌させるため、条例により支所または出張所を設けることができると定められています。この定め解釈としては、市町村の住民がいかなるところに住んでいても市町村の行政サービスを均等に受ける権利があるとする受益均等の原則によるものであり、役場からの距離がかなり遠く不便である場合などが考えられます。本町の場合、手続ができる窓口として菊陽町役場と西部支所を設置しておりますので、菊陽町にお住まいの方が手続される上での支障はないものと考えております。

また、町では、住民の利便性向上のため、役場や支所へ来ていただくことなく手続ができる

ようこれまでも対応を行ってきており、コンビニでの住民票や印鑑登録などの証明書交付や町県民税や固定資産税などの町税や保育料、介護保険料、町営住宅使用料などの支払いができるようにしております。さらに、今年の1月からは、スマートフォンからも町税などの支払いができるようにしております。

今後も、役場や支所へ来ていただくことなく様々な手続きができるよう、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化について関係課が協議を行い進めているところでありますので、新たな支所の開設については考えておりません。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） 大体趣旨は分かりました。一応設置は考えていないということでございましたけれども、将来のことをいろいろ言っても仕方ありませんので、いろんな人の流れを見ながら、また要望することがあるかもしれませんけど、よろしく願いをします。

○議長（上田茂政君） 審議途中ですけれども、傍聴席の方をお願いしたいと思います。

帽子を取っていただければ幸いかと思います。

廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） 次は、2番目の質問でございます。

電柱等が多く景観が悪いと。埋め込み式、要するに地下式です。こういうをお考えはないのか、また沿道の照明灯についても近代的なものにする考えはないかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えします。

まず、埋め込み式の電柱に関する御質問についてお答えします。

現在建設中の菊陽町総合体育館前の町道杉並木公園線は、体育館西側の県道辛川鹿本線との交差点から東側の町道下原堀川線との交差点間には菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」、菊陽杉並木公園、菊陽町図書館などの町の施設が立ち並んでおります。

電柱の状況は、西側交差点から菊陽町総合体育館までは道路沿線に電柱が建てられておりますが、菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」から東側交差点までは道路沿線に電柱はない状況となっております。

御質問の埋め込み式の電柱につきましては、国において以前から、防災性の向上、安全性、快適性の確保、良好な景観形成の観点から無電柱化の推進が進められているところでございます。本町におきましても、近年、災害の激甚化、高齢者の増加等により必要性も以前よりは高まっていると捉えております。その上で、公共施設が立ち並ぶ総合体育館周辺においては、良好な景観形成の観点からも、地中化による無電柱化は今後の課題であると捉えております。このことから、今後、当該路線において道路舗装打ち換えなど大規模な道路維持補修工事に取り組む際は、占用者となる電線管理者等と地中化について協議してまいります。

次に、沿道の照明灯についてでございます。

御質問の沿道である町道杉並木公園線は、今後町の施設が立ち並ぶことになり、新たなにぎ

わいの場になることが予想されます。沿道の照明につきましても、周辺の建物と一体感が出るようデザイン性のある街路灯の設置など、当該地域の環境整備について総合体育館の完成に合わせ、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 分かりました。

電柱というのは、倒れた場合に防災拠点となつとるその輸送路の障害にもなりますし、将来的には、金がかかるかもしれませんが、地下式のほうに計画を進めていければと思います。

ちなみに、阪神大震災では1万1,000本電柱が被災をしております。それと、東日本震災では約5万8,000本の電柱が被災したと言われております。こういうことから、やはり計画的に地下式については検討を進めていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをしておきます。

それでは、町民の総合体育館として愛称名をつける考えはないか。考えているのであれば、町民に愛称名を募ったらどうかについての質問でございます。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） おはようございます。

御質問にお答えします。

現在建設中の総合体育館は、菊陽杉並木公園拡張整備事業において、菊陽杉並公園内に新たな公園の施設の一つとして整備するものであり、菊陽杉並公園自体がさんさん公園の愛称で親しまれ、菊陽町の顔として町内外に広く認知されていることから、総合体育館のみの愛称を別途募集することは現時点では考えておりません。

また、総合体育館の場合は、庁舎や町民センターなどとは異なり、各種競技大会やイベントなどによる集客力の高い施設であることから、全国の多数の自治体においてネーミングライツパートナー契約により愛称を命名している事例が多数ございます。

ネーミングライツによる愛称の付与は、契約相手が変わることによって一定の期間で名称が変わる可能性があるというデメリットがある一方、ネーミングライツ料を施設の維持費に充て、財政負担を軽減できるメリットもございます。

多くの企業が立地し、交通利便性のよい本町の総合体育館においてもネーミングライツに対する需要はあるものと考えられますので、ネーミングライツの導入については今後供用開始の後に十分に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今、課長からお話がありましたように、総合体育館それから図書館、「さんふれあ」を含めて今後の事業運営をどうしていくかというのは大きな問題としてあります。

それがはっきりした時点で考えると。だけん、先ほどお話ありましたように、総合体育館一つに単独で名前をつけるのはちょっと厳しいと。そうしたら、文化とか福祉とか教育のそういう施設がここにいっぱい集中しておりますんで、この地域には。だから、総合した総合センター的な愛称名は考えていらっしゃるのでしょうか。先ほど回答いただいたかな、それは。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 一応さんさん公園という中の愛称で親しまれてますもんで、今のところはさんさん公園という中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 分かりました。

次に、街路樹や季節の花を植えられるように沿道を整備する考えはないかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

総合体育館西側の県道辛川鹿本線との交差点から東側の町道下原堀川線との交差点間の町道杉並木公園線の区間は、植栽帯を整備しておりまして、街路樹として低木のハマヒサカキ、ハイスギ、コグマザサ、高木のケヤキ、ハクウンボク、アキニレなどを植樹しております。

現在の状況は、平成15年に整備を行っている路線でございまして、20年経過しておりますことから、街路樹の傷んでるところや枯れにより伐採しているところもございまして。このようなことから、当該地域の環境整備のために総合体育館の完成に合わせて、こちらの街路樹の傷んでいるところ及び枯れにより伐採しているところにつきましては補植等により取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、次の質問に参ります。

横断歩道に信号機設置の考えはないか、これについてお尋ねをします。

総合体育館が完成すれば、人や車の往来が多くなると思われまして。ぜひ、御回答をお願いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

信号機の設置につきましては、警察庁から都道府県公安委員会が信号機を設置する場合の一般事項として信号機設置の指針が制定されており、この指針に基づき、信号機の適切な整備が行われております。

信号機の設置条件といたしましては、歩行者が安全に信号待ちをする場所があること、信号機を建てるスペースがあることなど5つの必須条件全てに該当するとともに、他の場所に比べ

て交通の安全を特に確保する必要がある場合、信号機による交通整理がなければ円滑な交通量の確保ができない場合などの4つの択一条件のうちいずれか1つに該当する必要があるとございます。

総合体育館周辺の横断歩道につきましては、図書館の横断歩道、杉並公園と北側スポーツ広場の横断歩道、「さんふれあ」と南側駐車場の横断歩道の3か所があり、それぞれの横断歩道に信号機は設置されておられません。

議員御質問の横断歩道に信号機設置の考えはないのかでございしますが、交通規制に関することは警察の業務となりますので問い合わせましたところ、図書館の横断歩道につきましては、東側の町道下原堀川線交差点部分の信号と距離が近いと、設置することはできないとのこととございました。

次に、杉並木公園と「さんふれあ」の横断歩道であります。この2つの横断歩道の間隔は約80メートルと距離が近く、どちらかの横断歩道に信号機を設置する場合は、設置した信号機で信号待ちをした車両がそのまま直進したとき、すぐに次の横断歩道となり非常に危険であるため、まずはどちらかの横断歩道を撤去する必要があるとのこととです。

この2つの横断歩道は、「さんふれあ」と杉並木公園利用者を駐車場から施設まで結ぶ動線として利用者も多く、利便性の高いものでございますが、事故も発生している状況であり、必要性も認識しておりますので、利用者の安全を第一に考えながら、各施設の管理者、道路管理者、警察等と十分協議を行い、信号機の設置に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） この「さんふれあ」前の横断歩道、これはお買物客やスポーツ広場、さんさん公園を利用される方、それからバス利用者、非常に高齢者が多いんですよね。それで、そういう中で、人が横断歩道にいても車はほとんど止まりません。JAFが実施した2020年の調査では、熊本県内の停止率は25.7%、これは100人のうち74人は止まらないんです。つうと行くと。そういう調査結果になっております。また、手を挙げれば90%の人が止まるという内容になってます。最近の調査では改善の兆しもあるようですが、横断歩道の事故は後を絶たないのが現状でございます。

運転者のマナーアップ、それから横断歩道を渡るときは大人も子どもも手を挙げて渡る、その文化の構築が必要ではなかろうかと思っております。そのためには、自分の命は自分で守るという意識の向上、警察等によるマナーアップ運動、また学校でのさらなる交通教育、これが必要ではなかろうかというふうに思っております。

信号機設置については、それは警察の管轄ということは十分承知をしておりますし、設置費用もかなりの金額になるというのもそれは承知をしております。あえて御質問したのは、先般、実は私の尊敬する友人がその横断歩道でお亡くなりになりました。死を悼み、いまだにそ

の沿道に花が手向けられております。この方の死を悼む声は非常に周りの人からも惜しいと、あんな立派な人が亡くなったという部分で非常に悲しみの声が多いように思っています。9月4日にも、阿蘇市の一の宮町においても信号機のない横断歩道で死亡事故が発生をしております。だから、横断歩道の設置と、それから渡る人のマナー、それから運転者のマナー、総合的にいろんな意味で教育というのが必要ではあるとは思っておりますけども、こういう事故があったことをきっかけに問題提起をしておきたいというふうに思うところでございます。

それでは、次の質問に参ります。

外国人の子どもたちの教育についてお尋ねします。

J A S Mによると、約320名が台湾から赴任し、子どもたちの数も相当数になると予想されると。外国人の子どもたちのサポートをどのように考えているのかについてお尋ねします。

聞くとところによると、国家戦略として菊陽町に進出するJ A S M、その中で乳幼児から高校生以下の子どもたちが150名から160名になると予定されている中で、子どもたちが学ぶ環境としてK I S、ルーテル学園、菊陽町立の小学校、中学校などがあります。また、幼児教育では、菊陽町にある美鈴幼稚園があります。そういうことでございますけども、その中で菊陽町で対応できる幼稚園、小学生、中学生が何人ほど希望してくるのか現時点では分からないと思っております。そういうことから、どれくらいの子どもたちを想定されているのか、それに伴う教職員の採用などを含めて外国人の子どもたちのサポートを町はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） おはようございます。

御質問にお答えします。

熊本県の情報によれば、T S M C台湾から本県への移住者は、2024年末の生産開始に伴い駐在員320名とその家族約300名の計約600名強になる見込みであり、その中には相当数の未就学児、小学生、中高生が含まれると予想されます。

台湾からの子どもを受け入れる学校としては、公立や私立の小・中学校及び高等学校やインターナショナルスクールなど民間の教育施設が考えられます。学齢等によって保護者が判断されるものと思われませんが、通勤の利便性や地元公立学校での体験的な学びを重視する方もおられると予想されることから、町内の小・中学校への希望も一定数見込まれ、受入れ体制を整えていく必要があります。

菊陽町では、これまで長きにわたって外国にルーツを持つ子どもを受け入れてきた実績があり、今年度の状況としては、日本語の指導を必要とする児童・生徒が町内の小・中学校に計27名在籍しています。中でも、武蔵ヶ丘小学校に7名、武蔵ヶ丘中学校に13名が通っており、毎年多くの外国にルーツを持つ児童・生徒が通うこの2校に対しては、特に支援体制の充実を図ってきたところでございます。

現在の両校の支援体制としては、日本語指導加配教員が外国にルーツを持つ子どもに対し授業中に個別のサポートを行っているほか、中国語を話される町任用の日本語指導相談員が子どもたちだけでなく保護者に対しても支援をしています。さらに、町が委託しているNPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもとの指導員が、必要に応じて個別に日本語の指導を行っています。

今後、TSMC関係の子どものスムーズな受入れ及びサポートのためには県との連携が不可欠であり、県に対して特別の学級編制や教職員の確保などについて協議していく必要があります。また、教育支援員の増員や中国語や英語が堪能な支援員の確保など、町独自の取組も強化していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） これは1番と2番共通しておりますので、そういう回答で結構でございます。

私も、実はK I Sの学校に百聞は一見にしかずということで見学に行ってきました。西原の2丁目にありますけど。それと、その校長先生とマシューオームさんに会ってきました。その中でいろいろお話は聞いてきましたけども、紹介しておく部分では今76名の生徒がおると、1年生から5年生まで。幼稚園が300メートルぐらい離れとるけど、300人在籍をしておると。小学校の入学金は30万円だそうです。そうすると、学費が115万円で、これはもう大学並みの学費です。

そういう中で、じゃあどれだけ希望する人がおるのかというのはちょっと疑問でございますけど、ただいづれにしても、この外国人の教育については今後を占う中で非常に大切だと思っています。今日の熊日新聞にも載っておりますけども、日本語指導体制強化をどうすると。外国人ルーツの子どもということで、県内は3年で36%増えとると。TSMCの進出で対応が急務になってますよと。それと、今まではボランティアでやってきた外国人の子どもたちの教育、これについてはもう限度があるんじゃないかと。行政がその中に入って、いろんな取組をする必要があるというように熊日新聞は結論として結んでおります。

じゃあ、次の質問に行きます。

最後の質問になります。

外国からの転入者の居住地を町はどのように考えているのかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

第二原水工業団地に立地するJASMには、先ほどの教育部長からの答弁にもありましたように台湾のTSMCから320人の従業員が働かれる見込みであり、菊陽町内にも従業員とその御家族が一定数居住いただくと見込んでおります。しかしながら、多くの従業員の方は来年の夏以降の来日が想定され、住宅の確保については町や県も関与しながら不動産関係の団体と相

談している段階で、現時点では住宅に関するニーズについて情報収集を行っている状況です。

今後、先ほど廣瀬議員の御質問にあったような、お子さんの教育環境や利便性の高い環境などを勘案された上で、今後居住される地域を判断されていくと想定しております。引き続き、担当課としましては、菊陽町内に多くの方に住んでいただけるよう必要な住居の情報提供や町の住環境のよさを積極的にPRしていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） それでは、定住支援住宅というのはお考えではないとでしょ、現時点で。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 町で整備するような住宅の確保等は現時点では考えておりません。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 熊本県の話をお聞かせと、大体このTSMCの進出によって約1,000戸の住宅が必要であるという話を聞いております。だから、そういう中で菊陽町としてどのように取り組んでいかれるのか、これはやっぱりいろんな土地の問題もありますし、いろんな問題があるかと思えますけど、今後将来のことを考えてそういう定住住宅というのは早急に検討する必要があるのではないかというふうに思っております。それについては、またさっきの答えと一緒にございますか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 繰り返しになるんですが、町として定住住宅を整備することは現在考えておりません。理由としましては、まだ民間のほう提供されてるアパートとか、一戸建ての住宅等がございます。そちらとの兼ね合いがありますので、まずは民間で整備されるアパートや住宅などをTSMCのほうにしっかり紹介していくということで住宅の確保を図っていききたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私もアパートとかマンションの空き具合とかを調査をしました。ほとんどの原水近辺のアパートそれからマンションはもう満室でございます。空いとるにしても、もう一室ぐらいしかないんですよ。そういう中で、ただもちろん不動産と提携をしていかれるということもございますけども、抜本的な定住住宅の建設というのが私は必要かと思えます。時間もありませんので、それを提案して御検討いただいて、そして改善策を出していただければというふうに思っております。

私の一般質問はこれで終了いたします。本当にありがとうございました。すいません。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんおはようございます。議席番号5番、公明党の西本友春です。

傍聴に来ていただいている方、ありがとうございます。

心配された台風11号も、被害もほとんどなく一安心しているところです。

今年2月に起きたロシアによるウクライナ侵略から半年が過ぎました。ウクライナの主権を侵害し、国際秩序を崩壊させる重大な国際法違反です。国際紛争解決のための武力行使を禁じた国連憲章をもないがしろにしたロシアの行為を厳しく非難するとともに、一刻も早い停戦を求めます。

今回の質問は、公営住宅、道路の不具合、ICTを活用した行政サービス、ヤングケアラーの4項目です。

自身の広報紙を持参し、町民の皆様からいただいたことも踏まえながら質問させていただきます。

質問は質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 公営住宅について質問をいたします。

町民の方から、町営住宅にシャワーがないため自費でシャワーを取り付けたり太陽熱温水器を取り付けたりしているが、退去時には原状復帰として費用が発生いたします。次に入居される方のためにも、利用するのに設備に問題がなければそのままでもよいのではないかとの声を頂戴いたしました。公営住宅を退去するときの原状復帰をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

入居後に入居者が模様替え等をした場合は、退去する際、入居者の入居時の状態に戻すよう原状復帰をお願いしているところでございます。このことは、菊陽町町営住宅条例第25条第1項において、入居者は、町営住宅を模様替えし、もしくは増築し、または町営住宅の敷地に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復または撤去が容易である場合においては、町長の承認を得たときはその限りでないとあり、同条第2項で前項の承認を行うに当たり、入居者が当該町営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復または撤去を行うことを条件とするものとするがあります。このため、入居者からの模様替え承認申請書は、明け渡すときは模

様替えをした部分について私費により原状回復するなどの旨を記されており、加えて明渡しの際は私費により原状回復する旨の誓約書を付して申請いただいている状況でございます。このようなことから、条例に基づき模様替えをされた入居者には、退去時には原状復帰をお願いしてるところでございます。

前の入居者が残した設置物を新たな入居者が引き続き使用した際に、その設置物が故障、破損などによる修繕、撤去等の費用を町が負担しなければならないということがないように定めているものでございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） そこは分かっているんですが、今ほかの町営住宅はシャワーが大体ついてるんですが、そこがついていない古い住宅というところもあって、そういうような声を頂戴いたしているところですので、今後ぜひまた検討していただきたいというふうに思っております。

中代住宅は以前から改修計画があり、住民説明会に私も参加いたしました。それ以後、計画が進むものと思っておりましたが、いろいろな状況があり、改修の話がなかなか進んでいません。公営住宅の長寿命計画と新築計画をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

菊陽町町営住宅長寿命化計画は、町営住宅において、点検の強化及び早期の管理、修繕により更新コストの削減を目指して、町営住宅ストックの維持管理、改善、建て替えを計画的かつ効率的に進めることを目的として策定しているものでございます。

現在の長寿命化計画は5年ごとの見直しが必要であることから、令和5年度に計画の見直しを行うこととしております。

御質問の中代団地の計画につきましては、未改修である団地の一つでございますので、令和5年度の計画見直しの際に、ほかの未改修である馬場団地、入道水団地とともに改修対象の団地として位置づけることになる予定でございます。

整備につきましては、以前、住民説明会を開催した経緯もあり、令和6年度以降に改修工事を計画できないか検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和6年度以降ということで、住民説明会をしてからもうかなりの年数がたってます。説明した住民の方に、やはりもう一度そこはしっかり何らかの形でこういうことということでそれは周知する必要があると思いますので、そこは丁寧に住宅の方には説明していただきたいというふうに思っておりますので、その検討もしっかりお願いいたします。

町営住宅の抽せんに当たっては、複数名の希望者がいる場合は抽せん方式を取っており、何度町営住宅を希望しても抽せんの場合は皆さん同じ条件での抽出となります。

公営住宅の抽せんにおけるポイント制度の導入についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

現在、町営住宅に空き家が発生した場合は、政策空き家を行っている団地以外においては随時入居者の募集を行っております。その中で、複数の応募があった場合は、抽せんにより入居者を決定しているところでございます。

これは、菊陽町町営住宅条例第8条で入居者の選考について、第2項で入居者数の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合においては公開抽せんによって入居順位を定めることによりこれを行うと定めているためでございます。さらに、同条第5項において、高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯、生活保護受給世帯など、裁量世帯となる応募者については、町長が割当てをした町営住宅に優先的に先行して入居させることができるとしております。このことから、抽せんに当たっては、特に住宅に困窮している世帯である裁量世帯として、公開抽せん時において通常1つの抽せん番号を2つ付与し優遇しているところでございます。

御質問のポイント制の導入につきましては、確かに抽せんから漏れた応募者への救済という側面もあると思いますが、町としましては条例に基づき、特に住宅に困窮している世帯である裁量世帯への優遇を行っていること、それから公営住宅の基本的な考え方である住宅困窮者への公共福祉の提供における平等性も鑑み、ポイント制の導入については現段階では検討する考えはございません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） これも一般の訪問してるときの声だったんで、なかなか私もこのことについてはちょっと回答がしづらいなというふうには思っておりましたんで。

続きまして、4番と5番、これは同時に一緒に答えていただきたいと。公営住宅入居に際しての保証人の確保はどのような扱いになっているのか、また保証人の確保はどのような観点から必要としているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、公営住宅入居に際しての保証人の確保の取扱いについて、まず答弁させていただきます。

町営住宅の入居決定者には、菊陽町町営住宅条例第10条に基づき、入居の決定があった日から10日以内に連帯保証人の連署による請書を提出するよう定めております。このことから、入居決定者には、住宅入居の手続の際、条例に基づき連帯保証人を求めているところです。また、連帯保証人が死亡等により入居者の債務保証ができなくなった場合は、改めて入居者に対して新たな連帯保証人を求めているところでございます。

次に、保証人の確保はどのような観点から必要としているのかのお尋ねにお答えいたしま

す。

連帯保証人を求める目的は、住宅使用料及び駐車料金の滞納等が発生した場合に債権回収に関して担保となることからでございます。また、入居者の滞納に対して、連帯保証人へ請求する前に連帯保証人から入居者への使用料の働きかけを促し、滞納の抑制を図る目的もございません。このようなことから、町としましては、滞納を抑制する側面を持つ連帯保証人を入居者に求めることは必要と考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 滞納の部分の催促と払えないときの保証人ということなんですが、今まで町でこのような案件で取り扱った、保証人の方からそういうことで協力を得たりしたことはあるかどうか、分かれば教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 具体的に申し上げることはなかなか難しいですけれども、連帯保証人と町とでお話のほうは実際させていただいておまして、仮に滞納があった場合とかそうなった場合は、入居者それから連帯保証人も一緒になって町と3者で話をさせていただくことにより、滞納、そのあたりのお支払いについても御相談させていただいてると、そのような状況でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今度でいいですけど、実績があればまた教えてください。

平成30年3月30日、国土交通省住宅局住宅総合整備課長名で公営住宅への入居に際しての取扱いについてとして、平成32年4月施行、公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについては、事業主体の判断に委託されておりますが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることも踏まえると、今後公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されます。このような状況を踏まえ、公営住宅管理基準条例を改正し、保証人に関する規定を削除したことに伴い、今後の公営住宅への入居に際しての取扱いについての留意点を地方自治法第245条の第1項に基づく技術的な助言として通知されました。国土交通省から出された公営住宅への入居に際しての取扱いについてどのような検討を行ったのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言の国土交通省から発出された平成30年3月30日付、国住備第503号の公営住宅への入居に際しての取扱いについてにより、町営住宅への入居に際して連帯保証人の取扱いに関する国の考えが示されました。このことを受け、町では平成32年4月1日施行の民法改正に合わせて、保証人の取扱いについて検討を始めております。

検討の内容は、保証人の取扱いが事業主体に委ねられておりますが、民法改正により公営住宅標準条例（案）が改正され、保証人に関する規定がなくなったことから、保証人を設けるか

どうかについての検討でございました。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 一応検討はしたということなのですが、今のところはまだされていないというふうに考えております。

令和2年2月20日、再度国土交通省から発令された文書には、公営住宅への入居に関わる保証人の取扱いについてはその確保を入居の前提とすることから転換すべきところですが、本年4月、令和2年4月、民法改正の施行に伴い保証人を要する場合には極度額の設定が必要となりますので、入居希望への十分な周知が必要と考えられます。

保証人の要否については、未検討の事業主体においては早急に検討を行っていただきますようお願いいたしますとあります。極度額とは、極度額を上回るほどの家賃滞納が発生しても、その責任は負わなくてもよいこととなります。このときにはどのような検討を行ったのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申しました平成30年3月30日付、国住備第503号を受けて、町では令和2年4月1日の民法改正に合わせて保証人を設けるかどうか検討を進めてまいりましたが、令和2年2月20日付、国住備第130号の公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについてにより、最終的な判断を行っております。その中では、連帯保証人を設けることで、滞納発生時に連帯保証人に納付指導の依頼または請求をすることで住宅使用料の未改修を防ぐ滞納の抑止力となること、それから入居者に万が一のことがあった場合の連絡先となるため、部屋の明渡し等が円滑になることが期待されることなどの理由により、本町では連帯保証人を廃止しないと判断しております。

さらに、民法において、個人根保証契約の極度額の設定が必要となったことを受け、条例及び規則の検討を進め、条例においては連帯保証人の負担について極度額を設けること、また規則においては連帯保証人の負担する極度額を50万円とすることについて改正を行っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 極度額の設定はされたということなのですが、この再度の国土交通省からの発令の文書を受けて熊本県永住管理センターに確認いたしましたら、令和2年2月の再度の周知を受けて、4月からは保証人の代わりに入居者じゃない方の緊急連絡先を記入してもらって対応しているとのこと。県と同様に変更することをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、先ほど申されましたけれども、保証人の取扱いは事業主体に委ねられております。このことから、先ほど申しましたとおり、保証人を設けるかどうかしっかり検討させていただいた結果、町では連帯保証人は廃止しないとしたところでございます。しかしながら、身寄りのない単身高齢者等が増加していること、連帯保証人の高齢化などについては課題であると捉えております。これらのことから、実態を調査した上で、再度見直しを含めた保証人の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） この保証人の問題は、今全国的にもないというふうな、求めないという方向で各県とかは、もう整理が随分進んでいっているものでございます。このことは、実際相談者と私と矢野課長を交えて再三打合せをして、そういう相談者の悩みがあるということで、そういうことで苦しんでいらっしゃる町民の方がいるということを理解していただいて、できるだけ早めに検討していただいて結論を出していただきたいというふうに思いますので、前向きな検討をよろしく願いしておきます。

次に、道路の不具合について質問します。

先日の臨時議会において、道路の不具合による車の破損の損害賠償の専決処分が報告されました。道路の不具合の調査をどのように行っているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

道路の不具合の調査につきましては、現在町では、平時においては建設課職員が現場などに出向く際にパトロールを行っていることはもちろんでございますが、菊陽建設業協会に管内道路の維持管理業務を委託しており、月2回の道路パトロールを行い、損傷箇所を発見した場合には可能な限りその場での修繕などの対応を行っているところでございます。

また、6月定例会において報告いたしました4月の道路瑕疵事案発生を受けまして、今年度から建設課職員による月初めの一斉パトロールを実施しております。加えて、全職員に道路に穴が開いているなど異常があった場合は建設課に連絡をお願いするなど、町が管理する道路の適切な維持管理を図るため、取組を強化しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 職員の見回りと委託を行っているということなんですが、委託料は年間幾らぐらい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 先ほど申しました菊陽建設業協会の維持管理業務につきましては、町道の全路線となります905路線、総延長236キロメートルの業務で、委託料は863万5,000円でご

ございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私も道路等の不具合を発見したときはスマホで写真を撮り、建設課のほうに報告をしておりますが、町民等からの道路の不具合の情報をどのように把握してるのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

町民などからの道路の不具合に関する情報は、直接町への電話やメールによる連絡、それから地域の自治会長が来庁された際に直接お話をいただくなどにより把握しております。加えて、国土交通省の道の相談室からの情報もいただいております。

不具合の情報が入りましたら速やかに現場を確認し、修繕など必要な対応を行っているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） それでは、3番目の質問をさせていただきます。

近年、スマートフォン等により、写真と場所を投稿していただくことにより破損状況等を正確に把握し、迅速な対応が可能となる通報システムを導入している自治体が増えてきています。ICTを活用した道路の不具合データの収集をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

議員御発言のスマートフォンのアプリを利用した不具合データの収集につきましては、スマートフォンをお持ちの方であればどなたでも利用でき、位置情報が付された写真データを送付することができることから、情報提供者から、より正確に損傷箇所や損傷状況の情報を収集することができます。

現在、町民の皆様から電話などで寄せられる情報が、このシステムにより保管され、対応の効率化も図れることも予想されます。一方で、運用に際しては、町が管理する道路に限らず、国道、県道に関する情報も寄せられることが想定されるため、情報を分別し、道路管理者に正確に伝えるための仕組みづくりなどが必要になります。このため、既にシステムを導入している自治体の先進的な事例などの情報収集を行い、運用に際しての課題などを整理し、システムの導入について現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 現在検討しているということで、次のやつの質問でもありますけれども、しっかりと検討して進めていただきたいというふうに思っております。

先般、大津町の担当係長に話を伺いました。本年4月から導入し、現在まで約50件程度の情報が寄せられているとのこと。寄せられた情報を基に担当課のほうで調査を行っており、職員もこの通報システムを利用しているとのことでした。

熊本市はLINEのメニューを利用したシステム、大津町はほかのアプリを利用したシステムで、全国的にはほかのアプリを利用したものもあります。先ほど、検討しているということですので、しっかり進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

今、ICTを活用した道路の不具合データの収集を提案いたしましたが、総務省は自治体デジタルトランスフォーメーションの推進として、令和3年1月から令和8年3月までを計画期間として、自治体に取り組む施策等としまして推進体制の構築、6つの重点取組事項として自治体情報システムの標準化、共通化、2番目としてマイナンバーカードの普及促進、3番目として行政手続のオンライン化、4番目としてAI、RPAの利用促進、5番目としてテレワークの推進、6番目としてセキュリティー対策の徹底ということで示されております。皆様のお手元には、参考資料として、DXの実現に向けたアプローチイメージを配付をさせていただいております。

令和4年度の総務省の予算では、デジタル・ガバメントの推進1,070億円が計上されております。自治体DXについてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） おはようございます。

御質問にお答えします。

本町の自治体DXへの取組については、国が令和2年12月に決定した自治体DX推進計画に基づき、第6期総合計画の主要な施策の各所に位置づけており、窓口に行かずに済むオンライン手続の導入やデジタル化の推進による業務の見直しなどに取り組んでいるところです。

具体的には、コンビニで土日、祝日など時間を問わずマイナンバーカードを利用して住民票や印鑑証明などを受け取れるコンビニ交付サービスを令和2年2月から始めており、今年1月からはスマートフォンのバーコード決済で町税や保険料、保育料などを24時間いつでも支払うことができるようにサービスを開始しております。ほかにも、町ホームページの公式アプリやLINEとの連携なども導入し、新型コロナウイルスワクチン接種の予約申込み受付もLINEから行うことができるようにしております。

また、デジタル化による業務の効率化や見直しも進めており、出退勤管理や時間外申請などの各種庶務手続の電子化をはじめ、テレワークの導入やウェブ会議の活用を進めております。

今後は、ビジネスチャットツールや無線LANの導入により業務の実施方法を変革し、さらなる効率化に取り組んでいく予定です。

なお、こうした取組については、町民の皆さんに広く知っていただく必要があることから、先日発行した広報きくよう9月号でもデジタル化の推進について特集記事で御紹介しております。

す。

このように、現在もデジタル化による行政サービスの向上や業務の効率化などに取り組んでいますが、人口が増え続けている本町において、これから先限られた職員で行政サービスの水準を維持、向上させていくためには、さらなる取組の推進が重要と考えております。こうした点を踏まえ、まず自治体D Xへの取組をこれまで以上に加速化し重点的に推進するため、9月1日付で総務部内にデジタル推進室を設置しました。

デジタル推進室では、今後自治体D Xへの取組を組織的かつ一体的に推進するため、現在デジタル化に取り組んでいる事項や将来デジタル化に取り組むことが必要な事項を体系的に検討、整理し、年度内に自治体D Xの取組の方向性を明確化することとしております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私も打合せをするとき、9月の議会広報紙にということで確認はさせていただきました。その中でも、人材育成という形でつい先般、今おっしゃったように推進室を設けられたということで、その推進室はいいんですが、それ以外の各部門にそういう業務の見直しとか、ICTの技術のある方を見合ったデジタル人材の配置、育成、外部人材の活用が必要になるというふうに考えております。そのことについてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

まず、D X推進担当部門の設置については、先ほどの答弁で御報告したとおり、9月1日付で総務部内にデジタル推進室を設置したところです。

次に、各部門の役割に見合ったデジタル人材については、各課においてデジタル化の推進役を担う中堅職員を選定し、全体的なワーキンググループの立ち上げを進めているところです。このワーキンググループにおいて、デジタル化を推進する施策の検討を行うとともに、デジタル化に対する職員の意識改革や職員一人一人のスキルの向上など、デジタル化を推進する職員の育成にも取り組んでいきたいと考えております。

外部人材の活用については、県の事業も活用しておりますが、今後自治体D Xへの取組の方向性を検討していく中で専門の外部人材の活用についても検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） R P Aを進めるためにも、各部署の人材、幾つも仕事に分かってる方がいらっしゃらないとなかなかその取組が進まないと思いますんで、しっかりと取り組んでいくということですので、進めていただきたいというふうに思っております。

また、S o c i e t y 5.0で実現する社会は、I o Tで全ての人と物がつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能、A Iにより必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で少子・高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて

互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。そのような社会なるように、さらに自治体DXの推進に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

菊陽町のホームページのメインメニューに公共施設予約があり、クリックすると空き状況の確認画面だけでインターネットからの予約は受け付けていないことのお知らせがあり、町民の方からは、メインメニューの公共施設予約と一致していないとの声を頂戴しております。

自治体DXの一つのメニューになりますが、公共施設予約システムの導入についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

公共施設予約システムにつきましては、現在中央公民館や各町民センター、図書館ホール、スポーツ施設の空き状況を確認することしかできない状況です。今後は、空き状況の確認だけでなく、インターネットでの予約や電子決済にも対応できるよう取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） しっかり今後取り組むということですので、導入時期はまだはっきり分かりませんが、公共施設予約システムが導入されるまでの住民に対するサービスとして、現在は借りる施設にまで出かけて直接予約を行うこととなっていますが、当該施設以外の施設から予約ができるようにしてもらいたいとの声も頂戴しているが、このことについて町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

現在、施設利用の申込みは、実際に借りられる施設の窓口申請書を提出していただき、窓口職員がその場でシステムに予約確定の情報を入力しております。なお、使用料も前納となっておりますので、申込みの際に納めていただいている状況です。

ほかの施設での申込み受付につきましては、運用方法や使用対象者の違い、使用料の収納方法など課題があり、調整にはインターネット予約の準備と同様、時間を要すると考えており、直ちに対応することは難しいと考えております。そのため、本町としましては、インターネット予約を早期に実現、実施できるよう取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 調整に時間がかかるということで、システム導入を早期にするということですので、じゃあそちらのほうをしっかりと進めてもらいたいというふうに思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

ヤングケアラーについて、政府は昨年4月に中学校と高校生、今年4月には小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を公表しました。昨年4月に発表されたのは、全国の公立中学校に通う2年生や全日高校の2年生らを対象に、2020年12月から2021年2月にかけてインターネットで行われた調査の結果である。これによると、世話をする家族がいると答

えた割合は、中学2年生が5.7%で約17人に1人、全日制高校2年生は4.1%で約24人に1人だった。

今年1月には、全国の小学校6年生を対象に郵送などで調査を実施し、9,759人の回答をまとめ、4月に発表されました。この調査では、大学3年生にもインターネットで調査をし、9,679人が回答しております。小学校6年生では、世話をする家族がいるのは631人で約15人に1人に相当する6.5%でした。家族の内訳は複数回答で兄弟が最も多く、平日1日に世話に費やす時間は1時間から2時間未満が27.4%と最も多いが、7.1%が7時間以上だった。世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が懸念されます。

熊本県も、県内の小学校を抽出し、全ての中学校、高等学校及び全ての中学2年生、高校2年生を対象に、学校や家庭での生活状況の中で抱えている悩みや困り事などのアンケート調査を令和3年9月1日から10月6日に実施されました。

町独自としてのヤングケアラー調査についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） おはようございます。

御質問にお答えします。

ヤングケアラーに関する実態調査につきましては、県の調査以前の令和3年5月に菊陽町教育委員会が独自にヤングケアラーの実態把握をしています。実態把握は、教職員が把握しているヤングケアラーに該当すると思われる児童・生徒について報告してもらい、子育て支援課の情報と突合するといった方法で実施しました。調査結果につきましては、児童・生徒合わせて9件をヤングケアラーとして確認しております。その後、こども総合相談室、子育て支援課、教育委員会で情報を共有し、必要な対応について協議をし、支援を行ってきました。また、こども総合相談室では、現在個別相談を通してヤングケアラーについての個別件数を把握しており、数件の事例について対応しているところでございます。

今後も、定期的にヤングケアラーの把握について継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和3年5月ということで、国よりも早く調査をしたということは非常にいいことだというふうに考えております。9件あったということで、その対応もしっかりとしているということでしたので、そこは一安心しているところであります。

ヤングケアラーに関する実態調査と前後して、政府は支援策の強化に乗り出し、2020年度から3年間を集中取組期間と定め、4月に成立した2022年度予算や昨年12月成立の21年度補正予算に関連費用が盛り込まれており、柱の一つはヤングケアラーに関する認知度の向上です。中高生を対象にした実態調査では、8割以上がヤングケアラーという言葉を知ったことはないという回答、国民一般の認知度も低いと見られており、政府は集中期間に積極的な広報を行い、認知

度5割を目指す。ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるためです。ヤングケアラーの社会的認知度アップをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

近年、社会問題の一つとして取り上げられることが多いヤングケアラー問題ですが、法令上の定義はなく、厚生労働省のホームページには、一般的には本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもと掲載されています。

具体的には、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱え、本来大人が担うような家族の障害、病気、精神疾患のある保護者や祖父母への介護、年下の兄弟の世話などを強いられ、自らの育ちや教育に悪影響が出ている18歳未満の子どもと定義づけがなされております。

本町では、昨年11月にこども総合相談室を開設し、臨床心理士や精神保健福祉士などの専門職員が子どもとその保護者に関する相談であれば何でもワンストップで受け付ける相談支援体制を構築しておりますが、相談を受けていく中でヤングケアラーのケースが数件ございました。

ヤングケアラーに至るまでには、貧困や病気など家庭内の様々な困難が背景にあり、決してヤングケアラーの問題が単体で生じているわけではありません。そういった意味からも、本町ではパンフレットの配布や一斉広報による周知はもちろんのこと、個別の相談ケースを通して、当事者及び支援者などにヤングケアラーに関する情報を提供するなどし、具体的な取組の中でヤングケアラーに関する周知啓発に努めることが効果的だと考えております。

相談事例を交えたこども総合相談室の取組を子どもを取り巻く関係者へタイムリーに伝えていくことでヤングケアラー問題に関する周知を図ることができ、社会的認知度のアップが図れるものと考えております。そのためにも、学校や保育所等といった関係機関にとどまらず、地域住民にも周知啓発しながらヤングケアラーに関する問題を共有し、対応するための体制整備をさらに進めていきたいと考えております。

また、子ども自身や保護者、地域住民がヤングケアラー問題に気づくきっかけになるよう、ポスターの掲示、パンフレットの配布及びヤングケアラーについての認識を深める研修機会を設けるなどの啓発活動も併せて行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） しっかり行うということですので、進めていただきたいというふうに思っております。

熊本県はヤングケアラー相談支援センターを設けており、また熊本市は各区の保健子ども課が対応することとなっております。町独自としても、担当課や総合窓口をつくることをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

前の質問でもお答えしたとおり、町では、昨年11月に新たにこども総合相談室を設置しており、子どもとその保護者に関わる相談であれば何でも受け付け、相談から支援までをワンストップで行うことを理念に掲げ、相談業務に取り組んでおります。相談の対象者は、保護者や支援者はもちろんのこと子ども本人も含まれており、ヤングケアラーに関する相談もこども総合相談室で受け付けており、そのこども総合相談室では臨床心理士や精神保健福祉士をはじめ数名の専門職員が常に情報を共有し、ヤングケアラー問題の解決に向け、対応をしているところでございます。

そして、そこでは、ヤングケアラーの背景にある貧困、家族の障害、病気、精神疾患がある保護者や祖父母への介護の問題などについて関係機関と連携し、支援する体制を整えています。また、専門職員が学校や保育所を巡回し、様々な問題を抱える子どもの情報をいち早くキャッチし、予防的に支援ができる体制を既に構築しているところです。本町独自のこの強みを生かし、ヤングケアラーに関しても相談ができるということをさらに周知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） さらに周知することなんですが、町のホームページ等にもしっかりヤングケアラーというようなキーワードで、どこに聞いたらいいかというのが分かるような形でホームページの改定などをお願いしたいというふうに思っております。

ヤングケアラーコーディネーターは、学校をはじめとする関係機関や地域住民の方がヤングケアラーを発見した際、どこに相談したらよいか分からないといった場合に相談をいただくことで、市町村等の適切な総合窓口や関連事業所を紹介、調整するとともに、ヤングケアラーへの支援方法等に関する技術的助言も行います。

また、先ほどからいろんな部分で相談はしているということなんですが、また国の予算としましても、令和3年度の補正で602億円、今年度の予算としても252億円で、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーを福祉サービスにつなぐコーディネーターの配置や実態調査、研修と支援体制の強化ということで、一部として予算が組まれておりますので、このヤングケアラーコーディネーター配置についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

町では、ヤングケアラーコーディネーターとしての役割をこども総合相談室の臨床心理士や精神保健福祉士といった専門職員が担っており、受けた相談内容により、必要に応じて関係機関へ連携する対応を行っているところです。

ヤングケアラーの背景には貧困や病気などの複合的な問題があり、他課や関係機関との連携

が必要となるため、今後こども総合相談室内にヤングケアラーを専門にコーディネートする職員を置くことは効果的だと考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ぜひ、そういう形で配置をしていただければというふうに思います。

ヤングケアラーの年齢層は18歳未満です。また、大人ではなく子どもです。当然ながら、心身ともに十分発達しているとは言えません。それゆえ、ほかの年代の人々と比べてケアにおける問題や悩みなどを自分で処理することは難しいと思われれます。自分で処理できなければ他人に頼るということになります。しかし、ヤングケアラーの場合、他人に頼るということも難しい場合があり、泣き寝入りする可能性も十分に考えられます。例えば、相談窓口を整備しても、子どもの場合は当然ながら情報量も限られ、総合窓口までたどり着けないことが考えられます。ヤングケアラー同士が交流したり、元ヤングケアラーが現ヤングケアラーの相談に乗るというものを行い、悩みを話したい、相談をしたいというヤングケアラーが相談を受けるハードルを下げるためのヤングケアラーにおけるピアサポーターをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

ピアサポートは、ヤングケアラーの心の悩みに寄り添っていくには大変効果的な方法と考えます。本町としましては、現在熊本県が設置している熊本県ヤングケアラー相談支援センターにおいてピアサポーターの募集をされており、ピアサポート等相談支援事業の実施を計画されておりますので、必要に応じて当該事業をしっかりと活用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ヤングケアラーについては今始まったわけではないというふうに、私たちの子どものときもそういう兄弟が兄弟を面倒見たり、いとこの子を面倒見たりとかという時代もありました。ただ、今こういう時代でございますので、子どもが過ごしやすいように今町でもいろいろ取組をされているところでございますので、それをしっかりと推進していただきたいということを提案して、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

昼食休憩を取ります。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時1分

再開 午後1時0分



○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大変お忙しい中に傍聴に来ていただきましてありがとうございます。議席番号14番甲斐榮治、一般質問をいたします。

時間をもったいないので、ここから始めさせていただきます。

さて、昭和55年に出されました菊陽町の将来に対する提言というのがございます。その中でいろんなことがありますけれども、次のような一文があります。

菊陽町は熊本市の隣に位置していると。政令都市、当時はそうじゃありませんでしたが、大都市の隣にある町であると。どうしても熊本市からのエネルギーを直接受けてしまうと。これをほっておくと、ただ漫然とそのエネルギーを受け止めておると、菊陽町が変な町になってしまうという一文があります。だから、熊本市から受けるエネルギーというのをちゃんと自分たちの考えで整然と受け止めて整理しなければならないという一文があったのを覚えておりますが、その整然と受け止めるという中に菊陽町には顔がないという文章がありました。当時は1万数千人ぐらいの人口だったと思いますけれども、どこが菊陽町の顔であるかというのがよく分からない状況であったと。その提言書の中には、これからは顔が必要であると。その顔は幾つあっても差し支えないと、こういうのがございました。今考えてみますと、ゆめタウンを中心とした光の森地区、それから三里木の商工業地帯、それから役場の周辺、それから工業団地、それとさんさん公園を中心とするいろんな施設が今集中しつつあります。さらに、これはもう可能性ですけれども、県知事の犬空港構想を中心とした東部地区あるいは南部地区の農業地帯の今後の発展といたしますか、幾つもの拠点ができつつあります。

問題は、そういった拠点、顔とも言うべきものを有機的に結びつけて一体となって、そこにぎわいをつくり出していくというそれが非常に大事だというふうに思います。今日は、その結びつけるもの、道路及び鉄道、これについて質問をいたしたいと思います。

まず、すぐ入りますけれども、T S M C進出に関連する道路整備計画などについて、令和4年3月以降の事業の進捗状況はどうなっているかという第1問ですが、これまでのことは時間の節約上簡単にちょっと私のほうで触れて、それから質問に移りたいと思います。

まず、第1番目は、菊陽空港線の延伸です、度々触れておりますけれども。

これは、これまでに2車線で詳細設計はもう完了したと、それに基づいて都市計画も決定をしたと。用地測量及び建物調査に今後着手するんだと。令和4年度から用地買収を実施をして、用地買収が完了した区間から随時着工をしていくと。4月には建物等補償調査をし、5月には不動産鑑定業務を発注すると。J A S Mの開業と若干ずれが出てくるので、できるだけ早めたいということがありまして、そのためにはマンパワーが少し不足するのではという話が出ておりまして、それについては土木技師等を増員させたと、こういう状況でございます。

それから、交通渋滞がやっぱり時差があつてなかなか解消しないんじゃないかという質問に

対しては、セミコンの通勤バスを増便すると。これも今朝の答弁では、朝夕1回ずつ、2回増便するという事をお聞きしております。これが現在までの私が一般質問の中で確認した事情でございます。これが着実に進んでいるものか、あるいはこれに付け加えるべき何かがあるか、その辺についてお答えを願いたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、御質問にお答えいたしますけれども、甲斐議員のほうで御発言された分が少し重なりますけれども、そのあたりは御了承いただきたいと思います。

T S M C 進出に関連する道路整備計画につきましては、8月23日の議会全員協議会において、建設課からJ A S M 周辺の道路整備について説明申し上げました。

菊陽空港線延伸事業、それから先ほど付け加えといいますかの部分になりますけれども、杉並木公園線延伸計画道路、それから南方大人足線交差点改良の町道3路線について、3月以降の事業の進捗状況について申し上げたいと思います。

まず、菊陽空港線延伸事業についてです。

当該事業は、本年3月に道路建設に必要なのり面や道路排水施設等の幅を加えた道路幅に変更する都市計画決定の手続を完了し、4月には建物等補償調査、5月には不動産鑑定業務の発注を終え、町長の行政報告にありましたとおり、本年6月に都市計画法に基づく事業認可を受け、6月には関係者への説明会を実施し、7月には用地測量、境界立会を実施するなど、事業を推進しているところでございます。今後は、速やかに用地交渉に入っていけるよう取り組んでまいります。用地交渉に当たっては、地権者の御理解と御協力をいただくため、丁寧な説明に努めてまいります。引き続き、早期開通を目指して、熊本県と連携し、事業推進を図ってまいります。

次に、杉並木公園線延伸計画道路についてでございます。

当該道路計画は、セミコンテクノパーク周辺道路のさらなる渋滞緩和を図るため、町道杉並木公園線から町道南方大人足線までの東西区間を道路整備し、セミコンテクノパーク周辺道路の総合的な道路ネットワークの構築を行うものであり、今年度から事業に着手いたしております。本年5月に予備設計業務を発注し、先月の8月30日、31日に関係者へ事業概要について説明会を開催したところでございます。

当該道路計画は、菊陽空港線延伸事業や他事業の進捗を見ながら進める必要があります。このため、しっかり状況を勘案しながら、適切な時期に動けるよう準備を進めてまいります。

最後に、南方大人足線交差点改良についてです。

南方大人足線と国道57号の交差点は、朝の通勤時間帯は国道57号からセミコンテクノパークへの通勤車両が南方大人足線への左折車両の滞留による通行障害が原因となり、渋滞が発生しております。また、夕方の退勤時間帯は、南方大人足線にセミコンテクノパークから熊本市方面へ帰宅する車両が集中することで、国道57号への右折車両の滞留が原因となり渋滞が発生している状況でございます。このことから、これらの渋滞緩和を図るため、今年度から事業に着

手いたしております。本年6月に予備設計業務を発注しており、渋滞対策として、国道57号では左折専用レーンの整備を計画していることから国土交通省と協議を始めたところでございます。また、南方大人足線では、国道57号への右折レーンを1車線から2車線へ増設する計画としております。

当該事業につきましても、国土交通省及び交通管理者との協議を速やかに進めてまいります。

今後、関係地権者に対しては、丁寧な説明を重ね、御理解と御協力をいただきながら、早期完成を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体事情はよく分かりました。

ただ、次は確認ですが、長塚団地を通りますね。それについての状況もこの後伝えていただきたい。先ほどこちよっと入ったかと思えますけども。

それと、南方大人足線というのは、これは南北線です。それから、杉並木公園線は、これは東西線ということで、いずれも菊陽空港線に関連して交通渋滞を解消する、あるいは経済活動を推進するためには非常に大事な東西線、南北線になるというふうに認識をいたしております。着々と進んでいるということですので、どうぞ頑張ってください。

それから、その長塚団地の件をちょっとお知らせください。何か問題があるかないか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 長塚団地の状況ということで、今現段階の状況についてお答えいたします。

特に中塚団地の地権者の方につきましては、建物の補償移転がついてくるということでございますので、先ほどから申し上げましたとおり丁寧な対応を心がけてお話をさせていただいてるところでございます。

そういうこともございまして、今週土曜日なりますけれども、10日の日にまた中塚団地にお住まいの地権者を対象に、説明会のほうを実施する予定としてございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 住民が直接関係をしますので、丁寧によろしくお願ひしたいと思えます。今回が7回目になるんですかね。

（建設課長矢野博則君「はい」の声あり）

そうですね。

それでは、次に移ります。

今の菊陽空港線とも大きく関連しますが、やはりJASM関係で、熊本県が7月26日に公表して、その明るる日に熊日に掲載された道路の改良の記事がございました。菊陽町に関連する

部分は、県道大津植木線の大津町国道325号線の交差点から熊本市方面へ向けての2.8キロ分、それを多車線化するという表現でした。そのほかには、合志のインターチェンジの改良とか、それから合志市のインターチェンジから新工場近くに道路を拡充するのか延伸するのか、その辺は忘れましたが、そういったことも併せて言ってありましたけれども、その辺について町がもう少し詳しい情報をつかんでおればそれを教えていただきたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 県におけるT S M C関連の道路整備計画について町が把握している情報につきましては、8月23日の議会全員協議会において、建設課からJ A S M周辺の道路整備について説明申し上げましたが、県において7月25日の第3回半導体産業集積強化推進本部会議において、渋滞・交通アクセス対策部会から報告された内容となります。

3つございまして、まず1つ目は主要地方道大津植木線多車線化の概略設計に着手、2つ目は中九州横断道路（仮称）合志インターチェンジアクセス道路の概略設計に着手、3つ目は国道387号須屋付近の道路計画の検討でございます。

これらの報告がなされた背景には、県におけるJ A S M周辺の基幹道路網構想において、セミコンテクノパークなど菊池南部地域では九州自動車道、中九州横断自動車道、国道57号、国道325号といった広域ネットワークに囲まれた都市構造となっており、これらの道路を連結する縦軸、横軸の道路を順次整備することで地域内の道路ネットワークを強化し、産業集積等の拠点化を図ってきたところがございます。

さらに、今回のJ A S Mの新工場建設を契機とした周辺地域の昨今の状況の変化により、今後さらに企業集積の進展が見込まれることから、阿蘇くまもと空港や中九州横断道路へのアクセスをはじめ、地域間の人や物の流れを担う幹線道路の円滑な交通の確保が現在にも増して重要になるものであるとの考えの下、これらを踏まえ、県の渋滞・交通アクセス対策検討部会においては先ほど申しました3つの箇所を優先して抜本的対策、中・長期施策に取り組んでいく方針が示されております。

1つ目の県道大津植木線については、広域道路ネットワークの横軸としてつながる県道大津植木線の強化は産業集積の拠点化を図る上で大変重要であり、多車線化により玄関口としてふさわしい環境整備を行うため、今年度から概略設計に着手されます。区間は、県道大津植木線の国道325号交差点から現在県と取組を進めております菊陽空港線の交差点間で約2.8キロメートルでございます。

2つ目の中九州横断道路（仮称）合志インターチェンジへのアクセスは、国道57号と（仮称）合志インターチェンジを接続させることにより、道路ネットワークの縦軸を強化し、この地域の渋滞対策を図るもので、町道下原堀川線と県道新山原水線の交差点から（仮称）合志インターチェンジ間の概略設計を今年度着手されます。

3つ目の国道387号は、これまでも渋滞について課題があり、特に渋滞が著しい須屋付近を優先して道路計画を検討し、幹線道路の円滑な交通確保に向けた取組を加速化していくという

ことで県から聞いております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 菊陽町に関連する部分は東西です。大津町のあの交差点からJ A S Mの今工事をしているそこまでの区間を多車線化するということですね。いいです。

それと、もう一つ、合志のインターチェンジ、中九州横断道路の。それから、新工場近くの県道大津西合志線付近までの3ないし4キロというのがあります。これはもっと南のほうに、つまり菊陽町のほうには延びないんですか。

以上。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 中九州横断道路（仮称）合志インターチェンジへのアクセスへの道路ということで、町の管内の状況から申し上げますと、町道下原堀川線と県道新山原水線の交差点、鉄砲小路の県道がございますけれども、こちらから合志インターチェンジへ延伸していくというイメージで捉えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） すいません、その路線名をちょっと私忘れちゃったけれども、ハンズマン橋を渡って、鉄砲小路で行き止まっている道路がありますね。今の話はその道路ということですか。道路名は新山。

（建設課長矢野博則君「下原堀川線」の声あり）

下原堀川線ですかね。分かりました。

じゃあ、あそこが要するに鉄砲小路で行き止まってるのが大津植木線のほうにつながって、中九州自動車道までつながると、こういうことですね。よく分かりました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、3番目に、上記に関連して町として何をなすべきと考えているかというのがありますけれども、これはもう今の答えの中に出ておりましたので、何かそれ以外で言うべきことがあればお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については私のほうから答えたいと思います。

これまで議会の皆様のほうにもいろいろお願いしておりましたけども、町ではこの県道大津植木線の4車線化について、県はもとより国に対しても長年にわたって要望してまいったところでありまして、さらに、今回のT S M Cの進出に伴いまして、議長と共に国土交通省及び県選出の国会議員、さらには公明党の議員さん方にもいろいろ支援いただきながら、当然この事業主体が熊本県になりますので、熊本県のほうにもいろいろ要望いたして何度も行ってきたところでありまして。

これらの強い要望活動が実を結んで、いよいよ多車線化という、こちらは4車線化って言ってましたけども多車線化ということで県のほうは取り組んでいくというのが出されましたので、非常にありがたく思っているところであります。

町としましては、現在県と連携して進めております菊陽空港線の延伸事業、ちょうど大津植木線に達するところから、建設課長が言うたようにそこから初めに国道325までのところを多車線化するというので県から出されました。

それから、その後の大津西合志線についても色は違っておりますけども、そちらのほうもその後進めていくということになるかと思えます。

そういうところで実際動き出したということで、これからが大事なところであると考えております。

それと、下原堀川線というのは、役場の前側を通っておる道路がちょうど司パチンコのところで右折をして、そして図書館の横を通って今鉄砲小路のところで止まっておりますけども、これが中九州高規格道路までつなぐというところが出てきましたので、菊陽町からもこの中九州高規格道路につなぐ道が将来的には出来上がっていくということで、非常にこちらでも期待しているところであります。

また、今回のこの中には出ておりませんが、国道443号、これも4車線化ということで、用地買収も入っております、いよいよこれも白川にまた橋を架けて県道のほうにつないで、国道325線のほうにもつながるとような、そちらのほうもいよいよ菊陽町が一番事業地の中では進んでくるようなところまで来ておりますので、そういうものが出来上がっていく中で、交通渋滞のほうも緩和、やはり幹線道路がきちんとなるのが一番大事だと思っておりますので、そういう取組がこれから必要になってくるところであります。

大津植木線については、概略設計を取り組まれて、来年から事業化のほうに進んでいくような話も聞いておりますので、今後が非常に大事なところであって、引き続き早期実現を目指して働きかけが重要になってくると思えます。

この件についてはいつも言っておりますけれども、議員の各位のほうとも一緒になって取り組んでいく必要がありますので、皆様方の御理解と御協力、御支援をよろしく願いをしておきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） J A S Mの進出の関係については、住民の方が一番心配しておるのはこの交通渋滞ですかね、直接かかってきますので。これが今の施策をいろいろ聞いてますと、徐々にではありますが解消の方向に向かっているということで、今後ともやっぱりこの幹線道路の拡幅とかそういったことについては精いっぱい我々も努力しなくちゃいけないというふうに思います。

次に移ります。

今、菊陽空港線を中心とした、あるいはJ A S Mの進出を中心とした道路等の改良というのは、今後の菊陽町の将来を支える大事な経済道路の役割も担っているというふうに思いますが、もう一つ、今度は西のほうの空港アクセス鉄道の分岐です。西のほうと申し上げましたが、今度は大津まで再び返ってしまってますので西のほうとばかり言えませんが、少し最初の頃の熱が冷めたんじゃないかという危惧を持っています。

当初は、三里木分岐ということがほぼ決まっておったような感じですが、元に戻ったというか、その中で何か空港アクセスの鉄道の問題そのものが少し熱が冷えてしまったような、そういう危惧を持っております。しかし、これは菊陽町だけでなく周辺自治体も、この問題は将来、今仮にこれがなくなったとしても必ずまた出てくる大事な問題だと思いますので、そういった観点からもう一回その空港アクセス鉄道計画、それから町のほうでは三里木駅と原水駅の間にも新駅を構想されておりますので、そのことについてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、空港アクセス鉄道計画ですが、これも私のほうで今までのことを知ってる限りを簡単にまとめます。昨年12月の県議会で、知事が3ルートを追加提案されました。三里木駅分岐から一転して、あと原水駅、大津駅を加えて。この調査というのは、1月に独立行政法人の鉄道建設・運輸施設整備支援機構という長ったらしい組織がありますが、そこに業務委託をされて今調査をされております。この令和4年度中には、調査結果の報告がなされるというふうに聞いております。

3月議会で私は、これについて町はどういう態度を取るかという質問をいたしました。今その3ルートについてどういうふうに評価するかという段階にはないと、菊陽町は。追加調査の進捗を見守って、しっかり注視をしていくというお答えでした。

2月の定例会で県知事が答弁されておりますが、早期の実現を目指しつつ、T S M Cの進出に伴う空港周辺の状況の変化を可能な限り反映させる必要があり、セミコンテクノパークへのアクセス改善や県内全域の交通ネットワーク強化につなぐ観点から、最も効果的なルートを選択する。いずれのルートとなった場合でも、将来にわたり持続可能な鉄道路線とするため引き続き国に対し財政支援などの特別な配慮を要望していくと、こう答えてらっしゃる。

県のほうの高速交通ネットワークの整備推進特別委員会というのがあるらしいんですが、そこで出た意見としては、空港ライナーの利用実績が1日最大324人であるのに対して、空港アクセス鉄道の需要予測が1,500人というのはちょっと乖離してはいないかと、数字的に。それから、地元では三里木ルートでの運動公園の利便性向上への期待があると。これは菊陽町の雰囲気を取られての発言だと思います。それから、南熊本駅や三里木駅に小バスターミナルを整備し、バスと鉄道の乗換え拠点にすると。県は年内に、今ずっと申し上げた調査結果を出すと、そういう段階まで私はつかんでおりますけれども、この状況に付け加えるべき状況が何かありますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本件につきましては、6月議会でも御質問いただいておりますので、その後の動向などについて御説明いたします。

県議会6月定例会の高速交通ネットワーク整備推進特別委員会の中では、委員会委員から、もともと三里木ルートに決まった理由の一つとして運動公園へのアクセス改善があった。今後、三里木ルート以外に決まった場合は、これまで理由に挙げていた運動公園へのアクセス改善についての説明が必要であるとの意見に対し、県からは、運動公園のアクセス改善も長年の課題として認識しており、三里木以外のルートになった場合は運動公園へのアクセスについても検討する必要があると考えているとの発言がっております。ほかにも、鉄道は熊本に住んでいる人や来訪者のためのものであり、ついでにTSMCへの効果もあるという検討であってほしいといった意見が出されております。

なお、令和4年2月の第4回以降、空港アクセス検討委員会は開催されておられません。

今後、熊本県議会が9月9日に開会することから、引き続き県の検討状況を注視し、情報収集に努めてまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 熱が冷めないことを祈りますけれども、今の答弁の中にも出てきましたけれども、この空港アクセス鉄道の必要性の原点、これを確認しておきたいと思います。

1つは、アクセス鉄道の最大の需要地は熊本市であるということだと思います。熊本市から空港にたくさん行かれますから。ですから、熊本市と空港を最短距離、最短時間で結ぶというのは一つの原点だと思います。とすると、三里木、原水、大津、最短距離はどこかと、答えは自明であります。

それから、鉄道は定時性、決まった時間に運行する、それから大量輸送性に優れている。これは、将来熊本空港が貨物の輸送等に大々的に使われるようになれば、この鉄道の意味は物すごく大きなものになるというふうに思います。

それから、今さっき出ました県の免許センターや運動公園へのアクセスが飛躍的に改善される。これまで非常に困っておったものが行きやすくなるということです。

それから、あそこに中間駅ができるということでありましたが、スポーツ施設とか企業誘致の余地がまだ白水台地には十分にあります。住宅地の開発も可能ですし、にぎわいを創出するそういう可能性をこの鉄道というのはもたらすんじゃないか。

TSMC、JASMが出てきましたけれども、それらと相まって熊本県経済のエンジン部分を構成するそういう要素になるんじゃないかと、これが原点であったというふうに思います。

この前も申し上げましたが、このTSMC、JASMを理由にして県知事が3か所にまた返されましたけれども、これは私の単純な推測ですが、恐らく県知事としては国の補助金を狙われたんじゃないかという気がしております。3分の1補助がないと、なかなか鉄道も黒字化しないというのが前から言われておりました。その辺もにらんでの何か3か所に返られたんじゃないか



いかと。

だけど、よくよく考えてみると、空港を利用するTSMC関係者はほとんど鉄道は利用しないだろうと思います。ほとんど多くはタクシーか社用車を使われますので、TSMC、JASMの社屋と工場と空港の間のことについては、これはもう車で十分じゃないかという考え方であろうと思います。

それから、製品を仮に出荷するにしてもトラックに積まなくちゃいけない、あそこまで鉄道は行ってませんので。トラックに積んだものをもう一回駅で降ろすなんてそんなことはないだろうと思います。トラックに積んだらトラックから空港に行くだろう。ですから、TSMCとJASMと空港アクセス鉄道の関連性というのは極めて間接的であって直接的ではないですから、県の事業でいろいろ言うことはできませんけれども、空港アクセス鉄道は原点に返って、TSMCのこともありますが、県民のあるいは町民の利便性とか、それから経済性、こういったものを中心にやっぱり決めていくべきじゃないかというふうに思っておりますが、町はどのようにお考えでしょう。言える範囲でお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

さきの3月議会と6月議会でもお答えしておりますが、空港アクセス鉄道計画につきましては、平成30年12月、県において三里木ルート案が最適と判断され、県の検討委員会や特別委員会で議論されています。この計画が実現されれば、県内における本町の拠点性が格段に高まり、将来の発展につながることを期待されることから、県において事業化が判断された際には速やかに三里木駅周辺の整備を検討するための構想を策定できるよう今年度の予算に計上しているところです。

御承知のとおり、空港アクセス鉄道は、県において事業化に向けての検討が進められているものであり、現時点では追加調査の進捗を見守るとともに、この間の検討状況を注視してまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 一貫してそういうお答えですが、そういう答えられる事情も分かりますけれども、ただもう少しやっぱり町の自己主張というか、何をどう言っているかというのはこれは微妙な問題ですから難しいんですけども、もう少し町としてのこの問題に対する関わり方を強めていいんじゃないかという気が私はしておりますが、その辺町長いかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、三里木駅から決まるときにも大津駅からも原水駅からも検討した上での三里木からということで、もう決定されたところで進んでると見とったんですけども、今回TSMCの関係でもう一回見直すということでもありますけども。この件については、甲斐議員が言われたとおり私も県が一番これをいろいろ調査されておりますけども、事業化が決定してないというのはやはりその事業費をどうして生み出すかというのが一

番の課題であって、現段階では国が負担するのは全体の18%ということだったと思います。それを3分の1まで持っていきたいということでもありますけども、国のほうが支援した、そういう地方の空港への実績もないというようなことでもないと聞いておりますし、もう一つ気になっているのは、今年の1月1日の西日本新聞だったかと思いますが、JRの九州の青柳社長さんの時代だったですかね。そのときに1月1日の新聞に、JRとしては大津駅からのほうが一番何か引きやすいとか、そのまま走らせて、分岐じゃありますけれども一旦降りて乗り直すことをしないで行けるようなことを書いてありましたので、そういうところが非常に気になってるところではあります。

いずれにしても、今年末までにはということでありましたので状況を見ておりますけども、一方で県のほうからもいろいろそれぞれの町でぜひここからというような動きは、そういうことはやって働きかけるのは県のほうでやっておられることなものですから、その辺のところもありまして、今は状況を見守っているようなところでもあります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 県と町の関係というのは、右から左にどうのこうのという簡単なものではないと思いますけれども、今後この辺も我々も考えなくちゃいけませんけれども、町がどこまでできるかということについては少し研究の必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、これと関連しまして町の新駅構想について、ちょっと関連で質問をしたいと思います。

この前の6月議会で、新駅の構想と空港アクセス鉄道計画との整合性についてはどうかということをお聞きしました。そのときの町の答弁が、今までの状況をまず説明されました。それによりますと、令和4年2月24日に町がJR九州本社に新駅設置の構想を要望したというのが1点です。それから、5月20日にJR九州と第1回目の協議がされております。これは何を協議したかということと利用見込み、駅の管理方法、豊肥線ダイヤへの影響です。JR九州の社員と町職員で最近では現地調査が行われているということまでお聞きしております。

私がお聞きしたのは、もう皆さん御承知のように三里木駅と原水駅は2キロぐらいしかないので、その中間、1キロぐらいのところに新駅ができて、じゃあ空港アクセス鉄道の仮に三里木駅分岐となった場合にその整合性はどうなるのかというのは極めて自然な質問だというふうに私は思いながらしましたが、次のような答弁をされました。

今まで県に対しては説明はしてきたと、要するに新駅について説明はしてきたと。それから、県及びJR九州からは、空港アクセス鉄道三里木ルートへの影響について特段の意見はなかった。こういうことでもあります。

私は、ここで新駅について賛成、反対を言うものじゃありませんけれども、三里木から分岐するというのが一番可能性としてあるわけですから、その分岐の問題と新駅の構想については少し物事を整理して整合性を取っておく必要があるかというふうにいまだにまだ思っております。

す。

例えば、仮の話、三里木駅をもうちょっと東に寄せて、そこから分岐をすとか、そんなことができるかどうか分かりませんが、そういう両駅が並立するということは私はあり得ないと思います。

これは冗談で聞いた言葉ですが、もしも新駅があそこにできればハンズマン橋の近くになりますが……

(「ハンズマン橋」の声あり)

そうでしょ。

(「ハンズマン橋」の声あり)

町民の感覚で言ってますので。

そうすると、何を言おうとしたか忘れたじゃないですか。

要するに、三里木駅を出たらすぐブレーキをかけなくちゃいけないと。だから、JRとしては菊陽町に鉄道の摩耗代を取らなくちゃいけないというふうなそういう話も伝わってくるような状況が一つあります。ですから、これは新駅がいいとか悪いとかじゃなくて、やっぱりあそこに造るならば、三里木駅の分岐とどういうふうに理論的に整理をするのか、これはぜひしておかなくちゃいけないというふうに私は思いますがいかがでしょうか。

○議長(上田茂政君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 新駅のほうの設置、これは電車ですので、電車が動くのはそんなに影響がないということで県もJRも言わないのか、または影響するのであればちょっと待ってくれと言われるならば何か三里木駅のほうかなという気もするんですけども、その辺が非常にどういうことで県もJRも問題はないと言われるのかというのはありますけども、今出ているのは影響はないということですので、ぜひあそこには整備しながら、一方で区画整理事業等もそれにつながるようなところで予定しておりますので、そのためにはやはりあそこに駅ができて、また前のほうに言われたようにハンズマン側のほう、それと体育館もありますし、図書館等もありまして、体育館も非常に大きな体育館でいろんな大きな大会等も持ってくるためには、やはりあそこの駅があったほうが一番利便性があるということで、ぜひ整備したいというふうに考えているところであります。

○議長(上田茂政君) 甲斐榮治君。

○14番(甲斐榮治君) ここでいろいろ言っても、この場で結論が出るわけでもありませんし、ただやっぱり三里木駅との関連、あるいは空港アクセス鉄道との関連、この辺と新駅構想については、ぜひ整合性を取ってほしいというふうに思います。

それから、それを前提にしてお聞きしますけども、新駅の利用者数をどう見込んでらっしゃるのか、それから申請駅を申請した場合には町の負担になりますね。どのぐらいの費用を見込んでいらっしゃるのか、ちょっとそこだけ聞かせていただきたい。

○議長(上田茂政君) 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 利用者数と費用見込みですが、先ほども議員からもお話がありましたが、JRとの協議の中で今そこを概算でお願いしてるところですので、今後協議の中でそういう数字が出てくるかと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 聞くところによりますと、5億円とか7億円とか、数字が一人歩きしておりますが、そういう話も出ております。

申請駅の場合には、JRの負担は全然なくて、町が全部出さなくちゃいけないというふうな話ですので、この辺もやっぱりきちんと踏まえた上での新駅の構想ではないかということ指摘しておきたいと思えます。

あそこに新しい顔が一つできつつあります、総合体育館とか「さんふれあ」とか。ですから、それはあそこに新駅というのは理解できないじゃないんですけれども、全体との関連の中で納得がいくような構想を打ち出してほしいということをお願いをしておきたいというふうに思えます。

さて、私のすべき質問は大体これで終わりですけれども、最後に後藤町長が今期を最後に勇退をされますので、そのことについてちょっと御挨拶をして終わりたいと思えます。

後藤町長が勇退を決断をされました。長年の労苦に対して、敬意と慰労の意を表したいと思えます。

富永前町長の7期28年にわたる町政を引き継いでの4期16年でありました。長年の責任を果たされつつあることに敬意を表したいと思えます。

私も、かつて一組織のトップを経験したことがあります。このトップの地位というのはその組織の最高の権限を伴いますから、それがゆえに孤独でもあります。100を考えても行動は一つしかありません。その選択は、トップであれば自分一人で最後はなさねばなりません。そして、その決断については、常に賛否両論が付きまといまいます。賛成がおれば反対がおります。しかも、その決断について、自己を主張するよりも批判を受けることのほうが多いといつてよいと思えます。組織のトップは批判されて何ぼの世界でもあります。それはもう覚悟すべきだというふうに思えます。話す口も大事ですけれども、聞く耳がさらに大事であると心に刻んでおかなければいけないと、私もそう思っていました。さらに、自分の言葉や行動の結果については全責任を負わねばなりません。仮に自分があずかり知らぬ失態が組織内に生じれば、その責任は全て自分にかかってくると覚悟せねばならないというふうに思えます。

長の存在は誠に重く、かつ孤独で厳しいものであります。そのような位置に16年君臨され、後藤町長はやがて去られます。単純な言葉ですが、様々の意味を込めてお疲れさまでしたと申し上げたい。どうか、残る日々もその重責にふさわしく全うされて、後輩に範を示していただきたいと願ってやみません。お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時53分

再開 午後2時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

本日は台風の影響で雨風の大変強い中、傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。

議員番号11番坂本秀則です。

本日の質問も、議員活動の中で私に寄せられた町民の声、要望からの質問になります。

質問事項は、1、農業の振興と発展について、2、南小校区の発展について、3、町の振興と発展について、質問席で質問していきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） まずは、質問事項の1の(1)です。

合志市は、農業共済の収入保険加入支援事業を施行したが、本町でも農業者の経営安定のため早急に施行するべきではないかについてですが、この件については前回は質問しました。質問の答弁では、この保険制度を普及させるため、菊池地域では熊本県、県北広域本部、菊池の市町、そして菊池地域農業協同組合及び熊本県農業共済組合菊池支所で構成する熊本県収入保険推進協議会菊池地域協議会を組織しまして、農業者に対し、同制度の普及と加入推進に向けた活動を行っているところでございます。収入保険掛金への支援につきましては今のところ考えておりませんが、加入率は依然として低い状況であります。菊池地域協議会を中心に、さらなる普及と加入促進に向けた取組を強化するとともに、同協議会を構成する関係市町と連携し、経営の安定化に向けた施策について検討してまいりたいというふうに考えているとの答弁でしたが、合志市では収入保険への加入者に対し補助対象経費の3分の1を乗じて得た額以内とし、6万円を上限にした事業を施行しているが、本町も早急に施行するべきではないか、質問します。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えいたします。

議員申されますように、合志市では、本年度におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、6万円を上限に保険加入掛金の3分の1を補助する事業を実施されているとのことでございます。

農業共済収入保険につきましては、本年の議会第1回定例会におきまして、坂本議員の一般質問に対しまして、今おっしゃられたように回答したところでございます。内容につきましては、こういった菊池地域の協議会におきまして意見を交換しながら、歩調を合わせた対応をしたいという旨の回答をさせていただいたところでございます。

同協議会は、収入保険の推進体制を構築し、同制度を普及、推進することを目的に平成30年8月に設置されましたが、コロナ感染症の拡大の防止のため、令和2年度からこれまで協議会の開催が見送られております。なお、本年度におきましては、要請したこともありまして、開催される方向で調整されると伺っております。本町としましては、協議会全体で歩調を合わせた取組とすることが好ましいと考えております。また、保険制度の普及、推進について、その必要性は認識しておりますので、協議会において共済組合の意向も踏まえ意見交換を行い、関係市町の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

なお、農業経営者への支援につきましては、事業の拡大や経営の改善といった経営の発展に資することへの支援とすることが、より効果的であり、農業の振興につながるものと考えております。これまで、事業内容は異なりますが、合志市と同様にコロナ感染症対策臨時交付金を活用した事業に取り組んできておりますが、これらの短期の経済対策とは別に、新規就農者や足腰の強い農業経営体の育成を図るための菊陽町農業経営体育成支援事業を実施するため、この予算を本会議に提案させていただいたところでございます。まずは、この経営体支援事業を推進してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今答弁の中で、協議会のメンバーと歩調を合わせるのが好ましいとお答えがありましたが、ということは、この協議会のメンバーである合志市が事業化されたということはそれに歩調を合わせて本町もやるということによろしいんですね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 協議会は、こういった推進を推進するために関係市町、関係団体が集まって組織したところでございます。内容的には、この保険制度を推進していく上のある程度の協議を行っていく。たまたま合志市におかれましては、市独自の判断において制度をつくられて推進されたものと思われまます。こういった合志市の経緯、そういった考え方を同協議会の中でお聞きして、意見交換をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 先ほど言った菊池地域協議会、これ大体合志市は勝手にやったと理解しておられるかもしれませんが、同じ協議会のメンバーである合志市がやったと、また歩調を合わせるのが好ましいということで、今後の協議会の協議、これは前向きな協議になるということによろしいんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○**経済部長兼農政課長（山川和徳君）** 一応、各自治体考え方が異なると思います。合志市の場合、この臨時交付金を活用した中で取り組まれております。私どもとしましては、臨時交付金を活用して、違った意味の事業展開をしてきております。こういった部分から、例えば呼び水的な部分、一時的な短期間での推進事業、こういった部分であるならば、ほかの自治体はどういう考え方をお持ちなのかということで意見交換をしていきたい。この事業の必要性は十二分に承知しておりますので、そういったところで意見交換をしていきたいというふうに考えております。

○**議長（上田茂政君）** 坂本秀則君。

○**11番（坂本秀則君）** この保険制度は、加入する初年度が一番お金が必要なんですよ。あとは保険を適用しなかった場合は10万円ほどで済むということで、初期投資というか、初年度の掛金が高額ですので、ぜひとも前向きな協議をお願いして、合志市同様事業化に向けて検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に移ります。

(2)の農業用の燃料や資材、飼料や肥料が高騰し、農業者の経営を圧迫している。経費の上昇を農産物価格に転嫁しづらい農業者の経営継続を支援するためにさらなる施策を考えているかについてですが、昨日の熊日新聞の3面に、肥料、飼料高騰で農家を圧迫しているとの見出しの記事の中の表で、生産資材価格指数は最高水準で、農産物価格指数は伸び悩んでおります。記事の中でも、農家が生産資材の値上がりを十分に転嫁できないと書いてある。さらに、4面においては、水田活用の直接支払交付金の交付要件を厳格化する記事が載っており、本町にも交付要件厳格化で耕作放棄や離農者も増え、多大な影響があると思われれます。農業経営を維持していくには、最悪の状況に陥っています。

そこで、本町の農業を振興し、発展させるためにも、さらなる施策を考えているか質問いたします。

○**議長（上田茂政君）** 経済部長。

○**経済部長兼農政課長（山川和徳君）** 御質問にお答えします。

本町では、燃油価格の高騰を受けまして農業経営に与える影響に鑑みまして、他の自治体に先行しまして、燃油価格が一定の基準を超えた場合に購入費の一部を支援する菊陽町燃油価格高騰緊急対策事業を実施しており、これまでに54件、258万5,000円の支援を行っております。

当該事業は、園芸施設の暖房用燃料や農業用機械燃料に対する支援でありましたが、肥料などの農業資材や飼料価格の一層の高騰を受けまして、資材等の経費の一部を支援し、農業者の負担軽減を図る事業としまして、新たに菊陽町農業経営コスト高騰対策支援事業を施行したところでございます。本事業につきましては、農業収入に応じて、最大30万円の支援金を交付するもので、9月12日から受付を開始する予定としております。

また、町では、足腰の強い農業経営体の育成を図るため、菊陽町農業経営体育成支援事業を実施する予定としております。

現在の国庫及び県による農業の振興、農業経営体の育成に関わる事業は、大規模経営農業者など、特異的な経営を展開する農業者に優位性がございます。一部の農業者に限られているということでございます。町としましては、国庫や県事業の採択には届かないが、経営拡大や経営の改善などを模索する農業者を支援し、農業経営者全体の底上げを図りたいというふうに考えております。認定農業者、人・農地プランで位置づける中心経営体や認定新規就農者を対象としまして、新規就農や規模の拡大、基幹作物の転換など、経営改善に必要な施設や農業機械への投資に対して、補助額300万円を限度としまして、経費の30%程度を支援しようとするものでございます。

本事業の実施に当たりまして、本会議において予算を計上させておりますので、御理解をいただきたいというふうに存じます。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） すいません、今部長がおっしゃった強い農業育成事業について、上限が300万円で補助が3分の1……

（経済部長兼農政課長山川和徳君「30%です」の声あり）

30%ですね。すいません、予算まだ見てないんですが、予算規模はどのくらいなるんです。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 本年度におきましては9月補正ということもございまして、600万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） これは単年度事業で終わるのですか。それとも何年か5年スパンとか、10年とか、どう考えてる。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） こういったところは、やはり農業の振興という部分からすれば、単年度ではなくて5年以上の事業展開を行いたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 分かりました。

いい制度を何か準備されていることで、2の矢を用意しとったんですが、じゃあ2の矢を飛ばして、ありがたいことと存じます。

続きまして、(3)に移ります。

今も何か新規農業者へ強い農業育成事業は使えるということですが、重なるかもしれませんが、(3)の国、県の農業後継者育成事業は大変活用しづらい。町独自の事業を施行できないかについてですが、合志市をまた引き合いに出すんですけど、合志市では、国、県の農業後継者育成の事業を利用しない後継者向けに、令和6年のTSMC操業開始までの3か年を産業競争力強化期間として、農業後継者の早期安定と次世代の地域農業の新たな担い手を確保するた



め、農業後継者育成緊急支援事業を施行されています。本町も、未来を見据えて同程度以上の国、県の事業を様々な理由で活用しない新規農業後継者のため施行できないか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

国では、主に新規就農者育成総合対策としまして、就農準備資金と営農開始資金の支援策を講じています。就農準備資金では、農業大学校等の農業経営者育成機関、先進農家等での研修を受ける者に対する資金として、年額150万円を最長で2年間の交付が受けられます。この資金は、将来就農を予定する者全てを対象としております。また、営農開始資金は、新規就農者及び新規就農者と同等のリスクを負う親元就農者を対象として、年額150万円を最長で3年間の交付が受けられる事業でございます。本町では、これまでに15名と2組の新規就農者に対し支援が行われております。

国の事業では、新規就農者はもとより、親元で就農する場合も新規参入と同等のリスクを負うことが採択要件となっております。具体的には、新たな栽培品目の導入や新たな販路の開拓などが求められ、就農状況報告などの提出資料もあることから、活用しづらいと感じていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと思います。町では、営農指導員を配置するなど支援体制を整えており、当該事業を活用していきたいというふうと考えております。

本事業は、新規就農者のリスク軽減の支援を行うなど農業者の育成強化を図るもので、親元就農であっても、親とは別に自らが経営者となり、リスクを負い、経験を積むことで、地域の担い手へと成長できる大切な過程であろうと考えているところであります。いずれは親の経営と合流されるものと思いますが、この事業の意義は高いものと考えております。

町としましては、親元で就農するほとんどの方が強い意志や経営意欲、そしてチャレンジする精神があれば国の制度を活用できると考えており、今後も国の制度の活用を推進してまいりたいと考えております。

また、農業後継者及び新規就農者の確保、育成につきましては、産業としての農業の将来を左右する大きな課題であります。食料はもとより、環境やバランスの取れた産業構造を維持、発展させていく上で重要であると認識しており、これらに対する支援策を今後も講じていきたいというふうと考えております。

今回提案しております菊陽町農業経営者育成支援事業も、その対策の一つでございます。よって、単独事業で行うというよりも、国の事業を推進するというところで考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ということは、新たに農業を始めた方また農業後継者の方に対しては、町としては国、県の事業を活用してくれと、それ以外は強い農業経営者育成事業で機械や資材購入の支援をします。菊陽町は合志市みたいに設けないということではないんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 独自の事業も十分検討していかなければならないとは考えております。しかしながら、国の事業が非常に使い勝手がいいといえますか、150万円なんです。150万円で、例えば準備資金にばかり、あるいは大学あたりに通いながらこれを活用することもできます。こういった部分で非常に手厚い事業だというふうに考えておりますので、まずはやっぱり国の事業を活用していただきたい。使いづらいついいうふうなところで考えをお持ちの方も感じられる方もいらっしゃると思いますが、うちには営農指導員あたりを配置しておりますので、バックアップ体制を取りながら、きちっと支援をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 分かりました。

質問事項の1については、これで終わります。

続きまして、質問事項の2、南小校区の発展について、(1)白水地区水利施設等保全高度化事業の進捗状況について質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

白水地域のかんがい施設、要するに水利施設でございますが、これは昭和44年から昭和59年にかけて整備された深迫ダムを水源として、農地の基盤整備と併せて整備されたものでございます。設置から40年以上が経過し、老朽化が著しく、漏水が頻発するなど、維持管理に多大な労力と費用を要しております。また、加圧機場も加圧機能が低下し、排水路も老朽化による劣化が見られるなど、機能が低下してる状況にあることから、水利施設等保全高度化事業により管水路、加圧機場の更新及び排水路の補修等を行うものでございます。

本事業は、熊本県が事業主体となり実施する総事業費約19億3,000万円の大規模な事業で、令和3年4月に事業が採択されています。同年度に実施計画業務を委託され、一部の作業が本年度に繰り越されていますが、9月には完了するとの報告をいただいております。

工事につきましては、令和3年度の3月補正予算に1億5,000万円、本年度当初予算に7,700万円が計上されています。

大福物流菊陽営業所の北側付近の町道曲手道明線に幹線管、これファイの約700ミリでございますけれども、約270メートルを布設、その他の2区間におきまして、準幹線管、これファイで350ミリですけれども、約600メートルを布設する2つの工事を9月末までに発注する予定とされております。

事業費の50%を国、27.5%を県、16%を町が負担することとしており、受益者の負担は6.5%となっております。本事業に合わせまして、中心経営体農地集積促進事業を実施しており、農地集積事業によりまして中心経営体へ農地を集積することで、その集積率に応じ、集積促進費が交付されます。集積率65%で事業費の6.5%に相当する集積促進費が交付されること

になります。現在の集積率は66.4%でございまして、事業費の6.5%に相当する額の集積促進費の交付は確実というふうになってきております。既に、受益者が負担する額と同額というふうに、この額は確保されたということになります。

目標としましては、集積率80%としまして、事業費の7.5%に相当する集積促進費の交付を目指すものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、集積率の話がありましたが、80%で7.5%ですね。6.5%が地権者、受益者負担ということですが、7.5になると1%は町負担が減るという考えでいいんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） これは前倒しで土地改良区が借入して、地元負担といいますが受益者負担につきましては、土地改良区が借入しまして用立ててございます。そういった7.5%になりますと、例えばその中で利子補給だとかそういったところができるかと思えます。残ったお金が町に帰属するという形に考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃあ、集積率向上のために今町としてはどのような動きをしているのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） これはすいません、失念しておりますが、五、六年になりますか、集積専門員を設置しております。集積専門員が主になりまして、原水台地で協議会をつくりまして、その中で個別対応あるいは情報交換ということで集積率を高める作業を行っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今のは白水台地ですよ。

（経済部長兼農政課長山川和徳君「白水です。失礼いたしました」  
の声あり）

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 失礼しました。白水台地でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 目標は80%ですが、100%に近いと町の負担も大分減ると思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 経営累計を見ますと、やはり経営体が異なる方々がいらっ

しゃいます。なかなか100%までは、ちょっと厳しいんじゃないかなという見方もございますけども、極力100%に近づけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 白水台地においては、地震後、井戸を6本とか掘るという提案もされましたが、その計画はもうないんですかね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 地震の震災の対策としまして、例えば井水、用水の活用というところも念頭に考えてきたところがございますけども、基本的には深迫ダム、これが水源として活用できると、県もこの活用ということで進めてらっしゃいますもんで、こういった部分で井水のほうは今は考えてございません。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、(2)の工事完了はいつになるか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 順調に行きまして、今のところ工事完了を令和11年度と計画しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この工事が無事に工期内に工事が完了することを祈り、次の質問に移ります。

次の質問、(3)国道443の熊本空港線以北への延伸を早急に着工するため、町は積極的に国、県、熊本市に働きかけをするべきではないかについては、1つは県道辛川鹿本線のバイパス工事ですかね。2つ目は馬場楠、上中代地区の国道443のこれもバイパス改良工事でいいんですかね。この2か所を含めて、まずは県道辛川鹿本線のバイパスについて説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

県道辛川鹿本線改良計画につきましては、町道曲手小山線、これは国体道路になりますけれども、町道曲手小山線の辛川交差点から熊本市の国道443号と県道熊本空港線の交差点を結ぶ整備計画であり、計画延長1,440メートルのうち、熊本県施工区間となる菊陽町の約700メートル、熊本市施工区間となる熊本市の約740メートル、道路幅が15メートルの2車線での整備が進められております。

現在の整備の進捗状況は、熊本市は国道443号と県道熊本空港線の交差点部において、交通管理者の熊本県警と協議を行っているという聞いております。熊本県は、9月に用地測量業務を発注し、10月頃には地元説明会を予定しております。今後の予定としましては、令和5年度から用

地買収に着手予定と伺っております。

県道辛川鹿本線改良計画については、毎年単県事業の予算要望をしてきたところであり、事業もこのように進んできております。

今後も、早期整備に向けて、引き続き要望を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） このバイパスというか改良事業は、南のほうは益城、御船、甲佐、最後は美里町までつながってますよね。バイパスが完成すれば、この地区付近の交通渋滞の緩和につながり、大変必要な工事だと思います。今の答弁だと令和5年、来年度からもう土地買収を行い、工事着工は大体どのくらいになりますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 令和5年度から用地買収に入るということでございますので、用地買収が済み次第、進めていかれるということにはなるかと思いますが、県のほうからその時期につきましては、まだお話はあってございません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 早期の着工と早期の完成を祈る次第でございます。

続きまして、先ほど町長も触れられましたが、443の馬場楠から上中代です。バイパス改良工事の進捗状況をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

こちら、県のほうで取り組まれております事業でございます。町のほうも、以前から要望活動を続けている路線となりますけれども、進捗状況につきましては、白川右岸側の上中代のところはほぼ用地買収のほうで済んだというふう聞いてございます。さらに今年度、左岸側の馬場楠、こちらのほうにつきましては用地買収のほうに入っていくというような話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ここは新しい橋を架けて、住居もありますので、住居の移転また補償等も発生すると思います。これも同様、白川の南のほうの馬場楠地区の土地の買収が終わり次第、工事に着工でいいんですかね。どんな見通しなんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） まず、用地のほうが終わらないと工事のほうに着手ができないというところでございますので、今現在県のほうで用地買収のほうに取りかかられているところでございます。

工事の時期につきましては、先ほどの辛川鹿本線と同様になりますけれども、詳しくはまだ決まってないというところで、そこについてもお話のほうはまだいただいてないというところになります。町といたしましては、引き続き早期整備に向けて要望のほうは続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、どちらの改良工事も粛々と進んではいるということでもいいですね。分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、質問事項3、町の振興と発展について、(1)（仮称）第三原水工業団地整備の調査の進捗状況について質問します。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

これまでの議会においても、坂本議員をはじめ複数の議員の皆様から新たな工業団地も含めて企業誘致のための用地確保の必要性について御質問を頂戴しております。その際、答弁させていただいたとおり、その用地確保の必要性は現時点でも変わらず認識しております。

現在、継続して経済状況や企業の投資意欲、さらには半導体関連企業の進出の可能性など、工業団地も含めて用地確保を進めるための判断に必要な情報の収集を行っております。あわせて、箇所は特定しておりませんが、新たな工業団地を整備する場合の最適な地域、必要な規模、その整備手法などの検討も進めている状況です。

議員がおっしゃられる（仮称）第三原水工業団地は、現在のJASMが立地している第二原水工業団地の東側の区域のことと推察いたしますが、その区域についても、工業団地をするならば候補の一か所というふうに考えております。

工業団地の整備は大変大きな予算を伴う事業となりますので、慎重に進める面もありますが、時期を逸することのないよう判断してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） (2)になりますが、前回も言いましたが、第二工業団地付近の農地や山林へ不動産関連やディベロッパーの方々が多数土地買収へ地権者の方々にアプローチをかけています。それが現状です。地権者からは、町はどのような計画があるのか早く方針を示してほしいとの強い要望が届いています。それに、県は合志市、菊池市の中九州道路付近にそれぞれ25ヘクタール程度の工業団地を設置するとも聞きました。

本町も、さらなる発展のため、地の利を生かした（仮称）第三原水工業団地整備を早急に計画し、着工すべきだと思うが町はどう考えるのか。よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○**経済部長兼農政課長（山川和徳君）** その前に、その地域について、これは農振農用地の担当部局としまして若干答えさせていただきたいと思います。

当該地域は、10ヘクタール以上の広がりを持つ農業振興地域内の農用地区域でございます。農地として守るべき農業政策上、大変重要な地域であるということでございます。一方、当該地の隣接地及び周辺には、J A S Mやソニーといった世界規模の工場が立地する地域でもあり、企業誘致においても大変重要な地域であるということ認識をしております。このため、当該地域が虫食い状態になるのを含め、乱開発となることは避けたいというふうに考えてるところでございます。

町としましては、農振農用地区域から除外を検討する場合は、農業の振興はもとより、周辺への影響や相乗効果など、多方面から検討、精査し、町の発展に資すべき土地利用とすべきであるというふうに考えております。

農振農用地からの除外につきましては、町による工業団地の整備などの公的利用を除けば、特別な理由がある場合を除き困難であろうというふうに考えてるところでございます。

町では、現在のところ当該地域について、工業団地の候補地の一つとして検討を進めているところということでございます。

以上でございます。

○**議長（上田茂政君）** 坂本秀則君。

○**11番（坂本秀則君）** その開発許可とかそういう段階を経なければいけないということは我々は分かるんですが、高齢者の地権者とか全然そういうことに無知な方とかは、もう金額も提示して坪3万円とかで、もう開発許可が出たらすぐ支払うから仮登記ですか、どうですか印鑑押さんですかとか、そこまでのレベルに来てるんですよ。ですから、早く方針を立ててほしいんですが、前回これ3月定例会ですよ、調査すると。もう9月ですよ、6か月たってる。大体、工業団地にしろ、あの辺の土地利用に対しての方針はいつ決めるん。結局、うだうだしたら合志市25ヘクタール、菊池25ヘクタール、大津なんて転々と工場を建てられるところがありますので、ほかに取られてしまう可能性もあります。先手先手を打って行動したほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、その辺どうですか。

○**議長（上田茂政君）** 経済部長。

○**経済部長兼農政課長（山川和徳君）** 不動産の業界の方々が、その周辺地域を回られていらっしゃるという情報は承知しております。前回も回答したとおり、あそこの地域というのは今も回答しましたけども重要な地域でございます。これは、あそこの地域というのはJ A S Mが来ている、ソニーがある、東京エレクトロンがある、こういった関連企業に関連する企業、あるいは同じ企業の増築、あるいはその拡張といった部分が一番好ましいというふうに考えております。開発の段階あるいは農振の除外、一番は農業振興地域でございますので、農業を守る、農業を振興していくのがベースでございます。その次に、やはり地域の発展、菊陽町の発展のために、どういった土地利用計画がいいのかということを引きちと見定めていかなければならな

いというふうに考えております。

今、大きな投資でございますので、そういった部分はちょっとお時間がかかるかもしれませんが、お時間をいただきながら検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） そのお時間は大体どの程度必要なんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 時間がなかなかお約束することがちょっとかなわないような状況ではございます。やはり、流動的でありまして、もちろん他の自治体におきまして、関連企業の進出、こういったところが絶たれております。しかしながら、菊陽町におきましてはやっぱり本家本元でございますもんですから、そういったところは地の利を生かした展開とか、そういった部分も検討させていただきたいと思っておりますし、要は原点に戻って、今JAS Mあるいはソニー、東京エレクトロンといった企業の拡張あるいはその関連企業の誘致ということで進めさせていただきたいというふうに思っております。時間的には、ちょっと申し訳ございませんが、慎重にここでは答弁させていただきたいと存じます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 地元の地権者さんとかも不動産関連とかディベロッパーの方々が頻繁に来られますので、どうしてるんだと町はって、もう印鑑押すどおって、仮登記に。もうやきもきされているのが現状です。そこは十分認識してますか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 承知しております。もちろん手つけを打たれて、例えば仮登記されるというふうな部分として、ただやはりそこには農振除外という大きな課題と申しますか、大きな制度がございます。これが一番守るべきものと、あるいはその土地利用計画を考える場合に一番町の発展に資する部分で考える必要があると思っておりますもんですから、業界の方々がお回りされて、例えば農振の除外、農地の転用を相談された場合には、きちっとした回答をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 流通業界とか下請、関連企業、TSMC、JAS Mの近くに立地したほうが好ましいんですから。それと、地元の地権者の方もそういったふうにやきもきしておられる現状ですので、なるべく早く方針を決めてほしいと思っております。それを要望いたします。

それでは、(3) JAS M周辺の農地及び山林等の土地を工業や商業もしくは社宅等の要望に応じた有効利用はできないかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 農地法や農振法、森林法も関係しますが、町の振興と発展についての御質問でございますので、都市計画の立場でお答えさせていただきます。



御質問の J A S M 周辺の農地及び山林等は、都市計画制度上、市街化を抑制すべき区域とされる市街化調整区域であります。しかし、J A S M 周辺は、菊陽町都市計画マスタープランで、雇用の促進や産業の振興を図る目的で産業ゾーンに位置づけており、都市計画法による地区計画制度等を活用することにより、工場等の建設、従業員の福利厚生施設としての社宅等の建設は可能であります。しかしながら、現実的には、先ほど経済部長が申しあげました農地法、農振法の大変厳しい規制があります。また、工場の業種や規模にもよりますが、電気、上水道、下水道などのインフラの新たな整備が必要であります。現在のところ、新たな工場等の建設はできない状況にあります。

なお、商業施設につきましては、市街化を促進する施設であります。市街化調整区域での建設は認められておりません。

最後になりますが、現行の法律で様々な制約がありますが、菊陽町の適正な発展につながる土地利用は何かを常に考え、必要に応じて、県、関係機関と協議してまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今回の井芹部長の答弁では、地区計画での開発はできるということですが、地区計画を立案する段階というかステップというか、それはじゃあ、もしも私が下請企業だったとします、T S M C。あそこの T S M C の南側に下請の工場を建てたいって、地区計画でどうにかできないかと役場に相談がもしあったとすれば、地区計画で進められるんですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 基本的には、先ほど坂本議員がおっしゃったように第三原水とかという形で公共団体がしたほうが一番いいかと思えますけれども、おっしゃったような民間でも様々な規制は中にもありますけれども、そういうものを守っていただければ地区計画制度を利用してということは可能でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） いや、これをあえて聞きたいのは、鶏が先か卵が先かじゃないですけど、下請企業が来たいからといって地区計画を立てるのか、地区計画を工場用地として町が推進して立案してつくるのか、どっちが通りやすいんですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 先ほど経済部長が申しあげました農地法や農振法、この除外関係がありますので、やはり公のほうが進めたほうが通りやすいというふうに考えております。ただ、先ほど私のほうが申しあげたように、ソフトの法律面の話を今申しあげてますけれども、忘れてならないのが電気、上水道、下水道、これがないと次へのステップは入れない。この計画をはっきりしないと次へのステップには入れないということを申し添えておきます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 菊陽は、都市計画法でいろんな規制がかかっていますが、お隣の大津、隣接する大津には、我々の原水東側に行くとトライアル、また奥には永井運送ですか。電気とか、もちろん下水道も来てますよね。大津の下水道なんかにつながわけにはいかんどばってん。隣には来てますということで、地区計画を立てやすいということはないですかね。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 御承知のように、菊陽町は熊本市を中心とした熊本都市計画区域でございます。大津町は、大津町独自の都市計画区域でございます。町村界によって、地区計画が大津寄りのほうがいいとか悪いとかということじゃなくて、冒頭先ほどの質問で申し上げたように、うちはJASM周辺を工業ゾーンとして位置づけておりますので、そちらに地区計画を活用してということで立案することは可能でございますので、大津の都市計画区域に隣接してない関係ございません。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この件は、過去にも一緒なんですけど、町の振興と発展のために有効に土地を利用すれば税収アップにもつながり、町が発展し、振興すると思います。町の政策としていろんなその土地の利用、私は地元議員だから原水東を言いますが、それは白水だろうが久保田だろうと一緒に。町の振興と発展につながる有効な土地利用を、マスタープランはありますよ、もちろん。でも、このTSMCは急にというか突然立地するようになったんで、マスタープランを変更しろなんかは言いませんが、新たな土地利用計画とかを作成したほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） 今の第二原水工業団地を整備をしていく中でどういうのが課題だったかという、まずいわゆる農振法、農地転用の問題があって、どれぐらいの区域にするのか、そして大きな課題だったのは下水道です。下水道が満杯状態ということで、第二原水工業団地についてもJASMのいろんな開発等が出てきた段階で二十数億円のまた新たな投資が要ということで、そういうものをどう国に取り付けるか、さらには電気事業をどうするか、いろんなそういう受皿のほうもきちんとしながら、そして企業がどう立地の動向も探りながらやっていくというのが大きな課題でありますので。そういうものを今いろんなところで検討しとるということで、すぐ民間のほうは非常に走りやすいんですが、その辺は坂本議員の地元ですので、町のほうでいろいろ考えてやっとなるから、いろんな仮登記あたりを入れられて実際やろうとしたときに非常にその開発がしにくくなるようなことがならないよう、きちんとした話をまた出してくる時期が来ますので、もう少ししっかりと持ちこたえとっていただくようにお願いできれば、今その辺を検討させておりますので、なかなかすぐばっと答えられないもどかしいところがあるかと思いますが、その辺十分御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 理解しました。

○議長（上田茂政君） 坂本議員、よろしいですか。

（11番坂本秀則君「はい」の声あり）

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 傍聴の皆様、今日は本当雨風強い中、傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。また、後藤町長においては4期16年間、気苦労も多かったと思います。大変お疲れさまでした。

これで私の一般質問を終わりますが、今後も町民の声、要望を町政に届けてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

今日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時55分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和4年9月7日（水）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和4年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和4年9月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 廣瀬英二君 | 2番 | 矢野厚子君 |
| 3番 | 大久保輝君 | 4番 | 阪本俊浩君 |
| 5番 | 西本友春君 | 6番 | 那須真理子君 |
| 7番 | 佐々木理美子君 | 8番 | 中岡敏博君 |
| 9番 | 北山正樹君 | 10番 | 布田悟君 |
| 11番 | 坂本秀則君 | 12番 | 渡邊裕之君 |
| 13番 | 佐藤竜巳君 | 14番 | 甲斐榮治君 |
| 15番 | 岩下和高君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君 | 18番 | 上田茂政君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 副 町 長 | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長 | 上川幸俊君 | 教 育 部 長 | 芹川博文君 |
| 総 務 部 長 | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼
福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 保険衛生部長兼
健康・保険課長 | 東桂一郎君 | 経済部長兼農政課長 | 山川和徳君 |
| 土木部長兼
都市計画課長 | 井芹渡君 | 総 務 課 長 | 梅原浩司君 |
| 人権教育・啓発課長 | 弓削浩昭君 | 総務課総務法制係長 | 小泉秀和君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

今日の質問は、通告にもありますように、第1に新型コロナ対策について、第2に女性の管理職について、第3にパートナーシップ制度についてです。4番目に個人情報保護条例の改廃についてとしていましたが、これにつきましては、今年の12月議会か来年の3月議会にこれに関する条例案が提案されると聞いていますので、そのときの質疑等で取り上げたいと思います。今日はこの質問は取りやめます。

まず初めに、新型コロナ対策についてです。

町内の感染状況の実態とそれに対して町はどのように取り組んできたのかお聞きします。

9月5日現在で町内の累計感染者数は8,321名、特に7、8月の感染者は4,919名で、全体の約6割に上っています。第7波の特徴と、その感染の増大に対し町としてどのように対応されてきたのか、またこの間の町内の亡くなられた方の数が分かればそのことについてもお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） おはようございます。

御質問にお答えします。

初めに、感染状況の実態について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年、2020年1月に国内初の感染者が確認されて以降約2年半が経過しました。その間、度重なるウイルスの変異、感染拡大の波が繰り返されてきました。現在は第7波が到来しており、オミクロン株の派生型、B A. 5によるもので、感染力が高いことが特徴であります。

8月2日には、熊本B A. 5対策強化宣言が発令され、感染対策の協力がお願いされています。9月2日発表の熊本県リスクレベルによりますとレベル2、警戒強化レベルであり、本県の新規感染者数は、先週と比較して減少が見られる、検査数や検査陽性率から見ても、感染は減少傾向に推移したと考えられる、一方、新学期開始に伴う感染拡大が懸念されることから注意が必要とあります。ちなみに、昨日9月6日の感染報告では、1週間前の火曜日から約25%が減少し、14日連続で前の週の同じ曜日を下回っているということでございます。

本町におきましても、令和2年8月に町内初の感染者が確認されて以降、その状況は同様であり、小林議員が説明されましたとおり、7月は2,134人、8月は2,785人であり、一月に2,000人を超える感染者数が報告されております。8月は、特に10歳未満と30歳代、40歳代での増加が著しい状況でありました。

なお、この間の新型コロナウイルスに感染したことが原因である町の死者数につきましては公表されておりませんので、不明でございます。ちなみに県内では、9月6日現在、577人ということでございます。

以上でございます。

取組もですかね。

(16番小林久美子君「はい」の声あり)

次に、感染状況に対する町の取組について御説明いたします。

町の取組としましては、1、感染症の発生状況及び感染対策の周知、2、新型コロナウイルスワクチン接種の実施を主に取り組んでまいりました。

具体的には、熊本県の新型コロナウイルス感染症の状況の公表資料を基に町内の発生状況についてホームページに毎日更新し、注意喚起を図っております。また、毎週発表される県のリスクレベル、感染対策についてもホームページに掲載を行い、感染対策の徹底を呼びかけております。最近では、症状がある際の受診方法、県が実施する無料検査、医療機関への適正受診など、県の対策に基づき、その周知や個別の問合せへの対応も行っています。ワクチン接種につきましては、7月から60歳以上の人と18歳以上の基礎疾患を持っている人に対する4回目接種を実施しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 死者数は公表されていないということでしたけれども、県全体では577名ということなんですけど、8月のコロナ感染の死者数は全国で見ると、8月だけで7,000人を超えてる方がコロナ感染によって亡くなったということで、私も何か改めて数字を見ますとかなり驚くというか本当に大変だなというふうに思っています。

それから、8月は感染者数は、これも全国で見ると連日20万人を超えて、過去最多をずっと更新してたということで、やはり感染者数の急拡大とか死者数の激増になかなか対応できていないのではないかとということを非常に懸念をしています。

それで、コロナの感染によって、高齢者とかいろいろ影響が出てくると思うんですけども、次に医療機関や高齢者施設などのクラスターはどの程度あったのか、そして町内のその後の対策はどうされているのか。

私は以前も取り上げましたけれども、高齢者施設などの感染を防ぐためには頻回のPCR検査などが必要だと考えていますが、その点については今どのようになっているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 御質問にお答えします。

医療機関や高齢者施設などのクラスターについてであります。県の公表資料からしますと、この2か月間では菊池保健所管内の医療機関で13件、高齢者施設で17件を確認しておりますが、町内の施設は公表されておられませんので、不明でございます。

町の対応としましては、地域密着型の高齢者施設に対しましては要請に応じてガウン、フェースシールド、マスク、手袋、抗原検査キットなどを配布します。

地域間密着型以外の高齢者施設と医療機関については、県が対応されております。

ちなみに、8月に県は高齢者施設に抗原検査キットを週2回配送されたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私は以前、病院のほうに働いていましたので、病院の状況とかを聞きますと、やはりこの間、7、8月、特に先ほど10歳未満、それから30歳代、40歳代の感染者が多かったということで、病院の関係のスタッフ、看護師などがそういう子どもさんが小学校や保育園に通ってて感染してしまうとかありまして、夜勤の体制が取れないとか、それとか発熱外来のときに対応する看護師さんをお願いしても、子どもが小さいので、なかなかその場所にはちょっとつきたくないということで、婦長さんや主任さんが対応してるというようなことも現場ではありますし、看護師の場合は特に夜勤の態勢が取れないということなどがあります。

それで、要するに死者数もクラスターなども、町内の発生はどの程度なのかというのはほとんど公表されていないのですが、それでは十分いろいろ対応できないんじゃないかと私は懸念してまして、保健所の状況とかと町の対応する部署との連絡なり対策会議なり、そういうのは実際どのように行われているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 御質問にお答えします。

保健所とは、会議等は直接はございませんが、連絡等は必ず受けるようにしております。

あと、医療機関につきましては、毎月第3火曜日に菊池郡市の医師会の東部例会ということで大津町と菊陽町の先生方が集まる会がありますけども、そちらのほうに私どもが出向いていて現状報告等をさせていただいてる状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 保健所との会合とかができないのは、やはり保健所がかなり多忙であるということもあるかと思えます。

それで、その医師会の先生たちの会合ではいろいろ現場の苦勞などもお話しされると思いますが、そういう点はどういう御意見などが出されていますか。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 医師会のある病院の先生では、逼迫している状態もあるというふうには聞いておりますが、新しくできている病院につきましてはそこまではないというふうなお話も聞いております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、医療機関は後でまた発熱外来とかのところでお聞きしたいと思えますけれども、1つは今回7、8月は夏休みもありましたけれども、低学、10歳代とかそういう方も多かったというふうに聞いていますので、夏休み期間はありますが、学校で密を避けるためにコロナ対策についてはどのような取組をされているのかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 学校で密を避けるための取組としましては、教室ではできる限り間隔を空けて座席を配置する工夫とともに、頻繁に換気を行っていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） サーキュレーターとかそういうのを以前提案したんですけど、そういうのは設置されてませんか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えをいたします。

まず、学校の教室等の中で子どもたちが学習をしますので、3密のうちのある程度の密接は避け難いところもございます。文科省から出されております衛生管理マニュアルに沿って、各学校では授業の形態についてできる限りの工夫をして対応しているところです。文科省からは、それぞれの施設の状況であるとか、あるいは感染リスクの状況に応じて、子どもの間隔に一律にこだわることなく、頻繁な換気などを組み合わせることで現場の状況に応じて柔軟に対応するという通知をいただいております。

具体的には、まず授業中の対策としては、向かい合っでの会話や班活動という大切な授業の形がございますが、できるだけそれは残念ながら避けて、子どもたち同士が向かい合っで授業をするということは少なくするように、できる限り、そういう対応もせざるを得ない状況でございます。

それから、御承知のように給食の時間ですが、これは現在も正面を向いての黙食と。早くこの状況から解放されたいという願いは強く持っておりますけれども、残念ながら現在も給食時間は正面を向いての黙食を実施しているところでございます。

それから、学校行事について、運動会では学年別で実施して、保護者の方にも入替えをお願い

いしている。全体のものにしたいので、ここはオンライン等を使って教室でほかの学年は応援するというような工夫をしております。

また、学年集会あるいは全校集会などの集会については、オンラインで実施をしていると、あるいは保護者の方に来ていただく授業参観なども人数を制限しながらやっているところだ。

密接の対策としては、体育時あるいは音楽時、家庭科の調理実習等を制御しながらやっているところがございます。

それから、今お尋ねの密閉の部分ですけれども、感染を防ぐために、教室は常時対角線上の窓を必ず開けるということ、それから休み時間ごとに教室の窓を全開にする、業間、昼休みに校内放送等で呼びかけて、これも教室の窓を開ける。これは、夏の期間は熱中症対策と並行してやっていますので、かなり学校も工夫と努力を重ねながらやっているところがございます。

そのほか、6月の議会でお願いをいたしました。除菌、抗菌の作用のあります除菌剤、これを噴霧器で噴霧して教室を常に除菌状態にしておくというようなことをこの9月に導入されますので、9月からはやっていけるというふうに思っております。

今お話しサーキュレーターについては、まだ導入しておりません。今後また考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 学校もかなり大変な中でいろいろ工夫されてると思いますが、サーキュレーターやいろんなそういうものもぜひ検討していただいて、取り入れていただければと思います。

それで特に、2番目に移るんですけど、やはり秋冬にかけて新型コロナ感染とインフルエンザの流行が重なる心配、懸念があるということで、この間インフルエンザはマスクとか手洗いとかしてますので、ちょっと最近流行がなかったんですけども、専門家の間ではそういうことが今後懸念されるということで、町としてもいろんな準備が必要ではないかとしています。

今の保健所を中心とした現在のシステムのままでは、感染者や家族、濃厚接触者への情報提供や毎日の健康観察など、十分できないのではないかとということで質問したいと思います。なぜそう言いますかという、やはり感染をされた方が高齢の方だったりすると、なかなかスマホを使っていろいろ連絡してくださいとか言われても、できないとか、電話で保健所の人と連絡を取り合ったとかそういうのを聞くんですけども、なかなか一人暮らしだったりしますと支援とか買物に行くとかそういうのも大変だということもありますので、今の感染された方への支援が保健所だけを中心とした中では、本当に増えてくるとできないのではないかと懸念しますが、この点についての町の考えをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、情報提供につきましては、熊本県の新型コロナウイルス感染症の状況の公表資料を基に町内の発生状況についてホームページに毎日更新し、注意喚起を図っております。

また、毎週発表される県のリスクレベル、感染対策についても、ホームページに掲載を行い、感染対策の徹底を呼びかけ、症状がある際の受診方法、県が実施する無料検査、医療機関への適正受診など、県の対策に基づきその周知や個別の問合せへの対応も行ってまいります。

健康観察につきましては、保健所または県療養支援センターが1日2回電話等で健康状態の確認を行うとありましたが、現在はショートメール等で1日1回の確認になっているようにございます。感染者数の現状からすると非常に厳しい状況であるかと思われます。

次に、感染が分かったときの必要な情報でございますが、県や町のホームページにより、必要な情報を確認していただければと思います。

なお、高齢者などSNSが困難な方につきましては、健康・保険課のほうに問合せをしていただければと思います。

また、自宅療養で一人暮らしなどにより食事の支援が必要となった場合であります。県作成の自宅療養のしおりによりますと、食事は原則として御自身で準備していただくこととなります。自宅療養中は外出できませんので、身近に頼れる方がおられる場合は買物等の支援が得られないか相談してみてください。その際、受渡しの際には直接の接触を避けてください。頼れる方がおらず、食料等に困られる場合は、保健所または県療養支援センターへ御相談くださいとありますので、そちらに御相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ホームページ等とかでいろんな情報を取ってほしいということだったんですけど、かかりつけ医で診断をされたりしたらそこで一定の情報は得られるのかなと思うんですけど、高齢でほとんどそういうのにタッチされない方へは、例えば感染が分かったときは町としてはどういうふうな情報提供をされるのかということが1つと、それから食事支援は今の答弁では原則的には自分で準備してくださいということですけど、この間町として、社協を通じてでもいいですけども、そういう食事の支援というのほどの程度あったのか、分かれば教えてください。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 食事の提供は町としてはしておりません。問合せ等があった場合は、デリバリー、ゆめタウンとかイズミのほうがされておりますので、そちらのほうの御利用はいかがでしょうかというお話はさせていただいたことはあります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） なかなかそれだけでは、私はやっぱりちょっと不十分で、もし一人暮らしで非常に困ったときに町に相談されたときに何らかのもう少し丁寧な対応と、特にSNSが困難な方への対応を今後はもっと行っていく、工夫していく必要があるんじゃないかというのをぜひ検討していただきたいと思います。

それから、町内の発熱外来の設置数と利用状況。全国的には発熱外来が非常にパンク状態というふうに言われていますが、どうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 御質問にお答えします。

町内の発熱外来の設置数と利用状況についてお答えします。

発熱患者等の診療、検査を行う診療・検査医療機関として県から指定を受けている12の医療機関が公表されております。利用者数は公表はされておられませんので、不明でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 全体として、発熱外来も含めた保健所や医療機関の体制が私はもっともっと必要じゃないかというふうに思っていますが、その前にワクチン接種について今後どう取り組んでいくのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） ワクチン接種の取組、今後の進め方についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、オミクロン株による第7波の最中にあり、予断を許さない状況が続いております。町長の今回の行政報告にもありましたように、厚生労働省からオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種を実施することとなった場合に備え、準備を進めるよう通知がっております。2回接種を完了した全ての住民を対象に実施することを想定しており、今年10月中旬以降に実施する予定とありますが、9月に前倒しで検討もされており、その準備に取り組んでおります。

一方、インフルエンザの件もお話ししたほうがよろしいでしょうか。

（16番小林久美子君「はい、一緒をお願いします」の声あり）

インフルエンザにつきましては、国内で新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年2月以降、患者報告数は急速に減少し、現在のところ危惧されていた同時流行はありませんでした。しかしながら、日本感染症学会によりますと、令和3年後半から令和4年前半にかけて北半球の多くの国ではインフルエンザの小さいし中規模の流行が見られており、令和4年から令和5年のシーズンはインフルエンザの流行の可能性が大きいと提言されております。

また、日本ワクチン学会も、南半球のオーストラリアでインフルエンザの感染が拡大していることから、令和4年は日本でも流行するおそれがあるとしてインフルエンザのワクチンの接種を強く推奨するという見解を発表されております。

このようなことから、その対策として新型コロナウイルス感染症対策と同様に、1、感染対策の徹底の周知、2、インフルエンザ予防接種の助成を主な取組として実施してまいります。

インフルエンザの予防接種は10月から開始予定で、65歳以上の方は自己負担額が1,400円、65歳未満の方は自己負担額1,900円で接種することができます。医療機関の協力を得ながら、希望される方が速やかに接種できる体制整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） すいません、1つ聞き漏らしたんですけど、町内で例えば空港とかではどんな検査をされているのか、それからの町内では無料でPCR検査とかできるところがあるのかどうか、分かれば教えてください。

○議長（上田茂政君） 保険衛生部長。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） お答えします。

空港のほうではPCR検査が以前無料でできるということを聞いておりましたので、そちらのほうを紹介したこともございます。

あと、先ほど発熱外来の12の医療機関が公表されておまして、ホームページにも載っておりますけども、そちらの12の医療機関でPCR検査と抗原検査等が受けられるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今後、秋冬にかけて新型コロナとインフルエンザの流行が起きないように最大限気をつけていかないといけないというふうに思いますが、クラスターも特に公表はされていないんですけど、町内の医療機関や高齢者施設などでも考えられますので、PCR検査は全額国負担で行うようにぜひ提案をしたいと思います。

それから、無料のPCR検査体制は、もっと必要とする人がすぐに受けられるような体制が必要じゃないかというふうに私は考えています。

それから、医療全体の体制強化と保健所の抜本的な機能強化をぜひ町としても県や国にも求めていただきたいという提案をして、次に移ります。

次は、女性の管理職についてです。

平成30年6月議会でも取り上げましたが、政策決定の場に女性職員の登用をもっと積極的にできないか、そのためにも系統的な取組が必要ではないか、この間町はどのように取り組んでこられたのかというのを質問したいと思います。

県内で女性の管理職、県の共同参画見える化マップというのがあって見てみますと、菊陽町は最低のクラスのほうに位置してるので、そこを何とか改善してほしいというふうに思います。

ここの執行部のほうも今女性の管理職は2名というふうに聞いていますが、議場でもほとんどいらっしゃらないので、女性を増やしていくことが必要ではないかと思いますが、今の町の特にジェンダー平等実現に向けての採用や登用などの計画、現在の状況と今後の計画についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） おはようございます。

お答えをいたします。

政策決定の場に女性職員の登用を積極的にできないかという御質問であります。本町では女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法ですけれども、これに基づき、平成28年3月に菊陽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定して取組を進めてまいりました。

平成28年3月に策定しましたこの計画では、女性職員の活躍の推進に向けた女性職員の登用に係る数値目標として、平成32年度までに係長以上の職員に占める女性職員の割合を15%以上とするとしておりました。

この目標を達成するため、町では、まず職員の採用に当たり、公務に期待できる能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう町の広報紙、ホームページなどを活用して広く募集するとともに、女性職員の育成、教育のため、多様な職務への配置や女性職員ステップアップセミナーなどの研修へ参加させることで能力や意欲の向上を図ってまいりました。

これらの取組により、平成27年4月には課長、課長補佐、係長といった係長以上の役職に占める女性職員の割合は、総数71名に対して女性が7名で9.9%でありましたが、令和3年4月における割合は、総数85名に對しまして女性が14名となり16.5%と増加しております。15%以上とする数値目標を達成をしております。

なお、町では、令和3年4月に特定事業主行動計画を見直し、女性職員の登用に係る数値目標を令和7年度までに係長以上の職員に占める女性職員の割合を25%以上とするよう引き上げております。

今後も引き続き女性職員のキャリア形成を図るために、多様な職務機会の付与や能力、意欲向上のための研修を受講させるなど、計画的な女性職員の人材育成に取り組んでまいります。

また、課長以上の管理職については、9月1日現在、男性25人対して女性は2人、割合としましては7.4%となっております。これは、管理職候補となる50歳以上の女性職員の割合が少ないことや、入庁してからの経験年数が少ないといったことなども原因となっております。しかし、40歳代では約30%、30歳代以下では約35%が女性職員となっており、女性職員の割合も増加しております。また、課長補佐、係長といった役職を経験した優秀な人材も育ってきておりますので、今後は管理職への女性の積極的な登用を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 特定事業行動計画、係長を25%以上にするというのは、これは何年ですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 先ほど申しましたけど、令和7年度までに25%以上という目標を掲げております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 令和7年といいますと、あと4年で、今10%ないのを25%以上に、係長も含めてだけ。現在、係長を含めて何%なのか教えていただきたいというのと、令和7年に25%以上にするにはすごく大変ではないかというふうに思うんですけど、行動計画をつくって特に力を入れないとやっぱなかなか自然発生的にはいかないんじゃないかということで、今研修とかをされるということでしたが、現在とその令和7年に25%以上というのは大体およそ何名になるのかということ、それをお尋ねしたいと思います。

それから、現在50歳以上の職員の女性が少ないということですけど、これは行革の関係か何か、どうして今の50歳代以上の女性職員が少ないのか、その理由が分かればお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 現在の係長以上の女性職員の割合ですけれども、先ほど令和3年4月では16.5%です。今は17.0%になっております。

それと、令和7年度までに25%以上ということの目標を掲げておりますので、先ほど申しましたとおり、30歳代、40歳代の女性の割合も増えておりますので、その目標に向かって人材の育成を図っていききたいというふうに考えております。

それから、もう一点は……

（16番小林久美子君「50歳以上の職員が少ないという」の声あり）

これは、その当時の採用が少なかったということもありますけれども、だんだん途中で結婚で辞められたり、家庭の都合で辞められたりという職員も結構、女性職員がおりましたので、減っていったということもございます。現在が50歳代以上の女性職員が少ないという状況にあるということもございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 見える化マップをしてみますと、菊陽町が10%、たしか以下だったと思うんですけど。

それで、ちょっと近隣の市町村とかを見てみると、山都町だったかは4割ぐらい女性の管理職の方が、すいません、表で見たので正確ではないかもしれないんですけど、そういうふうに見てみますと、もっともっとやっぱりやれることがあるのではないかとということで、特にそういう女性の管理職をたくさん採用してるところとか、そういうところを少し聞き取りなどをしていただいて、どういう努力をされているのかとかというのをぜひ検討していただきたいと思

います。

行動計画を立てるのはもちろんいいんですけど、パーセントだけで、本当にそしたら2年後ぐらいにどこまでいったかとか、そういうふうにしてやっぱり検討していかないと、なかなか計画は立てたものの、現実そこに生かされてないということにならないように、そういうのをぜひ検討していただきたいということを述べて、次に移ります。

次は、パートナーシップ制度についてです。

これは昨年12月議会でもこの問題を取り上げましたが、大津町に続き、菊池市では今年の7月30日からパートナーシップ宣誓制度が導入されています。お隣の合志市は来年4月から導入予定と聞いています。

この制度は、皆さんも御存じのように法的な拘束力はありませんが、同性カップルなどに対して婚姻に準じた関係であると公的に認めるものです。カップルが協力する関係であることを宣誓すると、公営住宅に家族として入居できることや病院で家族と同様な扱いを受けることが可能になるなど、いろいろ菊池市さん等も検討されているということでそういうふうにお聞きしていますが、菊陽町では、私が昨年12月議会でこの問題を取り上げたときは近隣の市町村の状況を見て検討するということでしたけど、熊本市、合志市、大津町、菊池市、周りは全部この宣誓制度が導入ないしはもう予定として導入を来年からするというふう聞いていますが、この間の町の検討状況と今後の考えについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） おはようございます。よろしくお願いします。

お答えします。

パートナーシップ制度とは、一人一人の人権を尊重し多様性を認め合う共生社会の観点から、法的な効力はございませんが、同性のカップルに対して2人の関係が婚姻に相当することを自治体が公的に認める制度であります。

県内におけるパートナーシップ制度の導入自治体は、先ほど小林議員のほうからも話がありました。熊本市が令和元年4月1日から、大津町が県内2例目として令和3年10月1日から、菊池市が令和4年7月30日から導入されています。また、合志市でも来年4月から導入予定となっています。届出の件数を見ますと、熊本市が令和4年6月現在で11組、大津町が令和4年8月現在で1組となっています。

パートナーシップ制度については、令和3年第4回菊陽町議会定例会において、近隣市町の状況等を注視しながら人権教育・啓発課、町民課、総務課、関係課による制度についての検討を始めたところだと答弁いたしました。

その後の取組としましては、要綱の素案などについて人権教育・啓発課、町民課、三里木町民センターによる検討を行ってまいりました。

今後は、関係課等との調整を図り、要綱を策定、制定し、年度内の制度導入に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 答弁ありがとうございました。合志市よりも早いんですね。でもないか、年度内だから。合志市は来年4月からなので、年内ということではなかったですね。今年度内ということなので同じぐらいかなというふうに思います。

こういうパートナーシップ制度については、以前はそういう議論はあまりなかったんですけど、これは余談ですけど、私昨日ドラマでプリズムというNHKで10時からあってるんですけど、いろんなそういう人間関係とか、男女関係とか、そういうのを取り上げたドラマで、ちょっと興味を持って見ているんですが、やはり多様性を認めていく社会というのが一番その中心にあるかなと思います。

議会で何度も取り上げて、導入されるということなので、これは実際数よりもそういう姿勢で行政がいるということが非常に大事だということだと思います。

それで、私の今日の質問はこれで終わります。

最後になりますが、後藤町長は、4期16年町長としてまちづくりに尽力をされてきました。今日の議会で最後ではないので、まだあるんですけど、やはり役場で働いていた時代から見ると、もう50年を超えられるのではないかなというふうに思います。私、町会議員になりたての頃は、よく町の財政状況、そして特に交付税のことなど何度も議会で質疑をさせていただき、後藤町長が答弁をさせていただいたことを思い出します。特に、そのときは土木費なんかが県内で一番ずっと高かったのもっと民生費に使ってほしいということそのときは取り上げたというふうに思っています。その後も町村合併の議論をはじめ、特に後藤町長時代は子ども医療費の拡大、そして現物給付や償還払いをどうするかという議論もさせていただきました。また、公立保育所の民営化の問題は、私は民営化をしないしてほしいと思ってたんですが、民営化の問題などもやり取りをさせていただいたというふうに思っています。そして、この間、北部豪雨や熊本地震、各種の災害などで、かなり対応が大変だったなというふうに思っています。

私も町長の4期16年の前から議員をさせていただいてますので、後藤町長が財政関係とかそういう総務関係とかにいらっしゃったときからなんですけれども、町も大きく変化してますので、私自身も町民の声をしっかり届けて、今後もやっていきたいと思いますが、今後とも健康に留意されて、町の発展を見守っていただきたいということを述べて、質問を終わります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それでは、一般質問を行います。

今定例会も僕が一番最後の質問者になりました。

後藤町長におかれましては、16年の町長の勤務の中で、文字どおり最後の一般質問にお答えいただくということですので、大変御苦勞されたと思いますが、ぜひ今回の僕の質問にもよろしくお願いをしたいと思います。

今回の僕の質問は3項目あります。二元代表制であるとか、公職選挙法であるとか、町の運営とか等々を掲げてありますが、こういった質問は、本来ならば退任を目前に控えた後藤町長にではなく新たに選出された新しい町長に対してどのように運営していくのかというふうに聞いていくのが本来の趣旨だろうとは思っております。しかしながら、今年の夏以降、地方自治体の運営上認められていると思われる制度が、菊陽町の在り方といってもいいんですけども、そこに疑問符がつくということが何点か起こりました。ファクス事件もありましたし、その当事者の弁明という内容を聞いても、待てよ、おかしいじゃないかと思うことがいっぱいありました。

今回質問をする最後のきっかけとなったのが、先日、全員協議会、8月23日、そのときに後藤町長が言われた職員一同という文書です。取扱いについてどういうことかと思うんですが、基本的には差出人が分からない、誰が書いたか分からない、本当に職員一同なのかどうかも分からない、いわゆる怪文書というやつです。その怪文書を取り上げて、議員の行動を制限するかのような発言だったんです。二元代表制を長が否定するということはあり得ないのではないかと、一番先に感じたのはそういうことです。したがって、第1番目の項目、(1)の項目ですけども、地方自治法では首長についてのことは記載されておりましたが、議会を置く、決議機関を置くということは明記されていて、言ってみれば地方自治法において議会というものは法律上明言されているもの、それに対して議員活動を我々はしているわけですけども、それに対してパワハラがあったかどうかということをつかまないまま制限するかのような発言がありました。

まず、一番最初の総括として後藤町長から。

今回の質問は、特に僕のほうから指定しない限り後藤町長に全てお答えをいただきたいと、そのように思っております。

後藤町長にお尋ねをします。

二元代表制ということについてのお考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしていきたいと思えます。

私も、北山議員からの質問の通告書を見たときに、この質問の本意はなんだろうかということ考えたところでもあります。今おっしゃられましたので分かりましたけども、私の町長とし

ての期間も残り僅かになっておりますので、これからの町長としての姿勢、考えを問われては
いないということを考えたところでは、今までのような視点、考えで町政を
やってきたかということをお聞きしたいということだろうということを考えたところでありま
す。

二元制、代表制について、私の町政に対する姿勢についての質問でありますので、答弁を用
意しておりますけれども、私の読みが思われるようなことでなかった場合はその点についておわ
びをしたいと思います。

御質問の二元代表制についてであります。この代表制は、地方自治体では執行機関の長と
議事機関の議会議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ長と、それから議会がそれぞれ住民に対
して直接責任を負うという制度であります。

国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織して国会に
対して責任を負うという、いわゆる議院内閣制がありますけれども、市町村の場合は二元代表制
ということの中での根拠ではありますが、これは憲法の第93条に規定があります。

そして、その中で地方公共団体には法律の定めるところによって、その議事機関として議会
を設置する、第2項で地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員はそ
の地方公共団体の住民が直接これを選挙するということがありまして、これを受けて地方自治
法に普通地方公共団体に議会の長を置くということと、それから市町村に市町村長を置くとい
う規定があります。

(9番北山正樹君「法律の条文のことはいいですよ」の声あり)

それで、この二元制、代表制というのは、一般的に長と議会は、よく私も使いますけども車
の両輪ということで、互いにアクセルとブレーキの役割を担いながら自治体を運営していくと
いうことに言われております。

簡潔にまとめますと、長と議会は互いに抑制と均衡を図りながら共に自治体を運営するとい
うことだと思います。このように、互いを抑制と均衡によりバランスを保つという考え方だ
と、思っているところでもあります。

以上が二元制、代表制に対する私の基本的な理解でありますけれども、しかしながら私が町職
員また町長として仕事をしてきた中から得た二元制、代表制というものについての考えもあ
ります。

私は常々、町は町民のためにある、町長は町民のためにあるという思いで取り組んできまし
た。

(9番北山正樹君「簡潔にお願いできますか、時間がないので。考
え方だけでいいですよ」の声あり)

答弁しよるから聞いてください、まず。

この思いは、諸先輩、同僚、後輩、そして町民の皆さんからの教えがあります。

もう一つは、地方自治法のほうにありますけれども、地方自治法の第1条の2では、地方公共

団体は、住民の福祉の増進を図ることを目的としておりますけども、町民の福祉の増進というその願いを実現しなければならないということであるかと思えます。福祉の増進ということが町民のいわゆる民意であると考えます。

(9番北山正樹君「二元代表制と関係ないんじゃないですか」の声あり)

二元制、代表制といえ、ややもすれば長と議会の権限、権能、優位性の問題として議論されがちであります。私が執行機関の長の経験から思ってきたことは、二元代表制は長といわゆる議会が多様な民意を重層的に把握、実現するために、それぞれ直接選挙で選ばれる制度でありますので、論争、対立となるのは民意の把握、実現についての違いがあるということでありまして、議論を重ねれば自然に収れんしていくものだと考えております。

(9番北山正樹君「はい、結構です、それで」の声あり)

ちょっと待ってください。

(9番北山正樹君「時間を無駄に使うのをやめてくれませんか」の声あり)

6年前の熊本地震のときの事例を申し上げたいと思います。

このとき、災害対策本部を立ち上げたときに災害対策本部に議会の位置づけがありません。これを災害が発生したときは、指揮命令を1本にして救助、救援するという原則に、ここに参画するのは消防、警察、自衛隊、役場等の執行機関であるというのが原則であるということでありました。

そこで、議会は当初、災害救助救援法という要望に応えられると……。

(9番北山正樹君「議長、関係のないことをずっと時間を取ってますので、注意してください。簡潔に二元代表制についての考えを聞いてるんですよ」の声あり)

○議長(上田茂政君) ただいま言っておられますので聞いてください。

○町長(後藤三雄君) それで、災害対策本部の中で位置づけられた考えでありますけれども、災害対策本部の設置の原則を理解して、議会のほうでもされまして、後日その災害時の議員の活動に指定したこの要綱を議会のほうで制定をされております。それこそが、長と議会が互いに牽制し、議会が長を監視するという二元代表制とは違って、長と議会のそれぞれが民意を把握して実現するために2つの機関が活動していくという二元代表制の形で現れたと思っております。

長くなりましたけども、議会と長の執行機関という2つの機関の一方を長年務めてきた者としての二元代表の議会も町執行機関も町民のためにあるという二元代表制についての私の考え方を述べさせていただいたところであります。

以上です。

○議長(上田茂政君) 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今の長々とした答弁はちょっといただけませんね。時間が1時間って決まってるからずっとしゃべっていると時間がなくなるから助かると思われたのかもしれませんが、退任間近の町長としてはいかがなもんですかね。僕はそのことをまず、次の質問の前にお伝えしておきます。

後藤町長が全協のときに言われた、あったかどうか分からないという怪文書についても、職員に向けた文書、そこにはハラスメントがあるとか、要望の取扱いも含めて議員からのことについて、職員のほうは、業務に口を出さない、職員に指図をさせない、しない、課の中に入らないようにできないか云々と言われておりますが、僕の考える二元代表制というのは学者の皆さん方が論文書いてますが、機関対立主義、機関競争主義と呼ばれ、議会は全体として首長及び執行機関に対峙する。執行機関だから担当課もあるんですよ。だから、私たちは住民の皆さんから選出されてここにいますので、この議案を審査だけではなくて、日常から担当課に行っているいろいろの課題について話をする、意見を聞く、あるいは意見をこちらから言う、これは当然のこと。議会とは、首長、執行機関を監視、評価するとともに、政策提言、立案を行い、首長、執行機関と切磋琢磨する役割を担う、これが二元代表制の基本ですよ。

それに対して職員のほうから、本当にあったかどうかは分かんないですよ、繰り返しますけど。業務に口を出さない、指図って何をもって指図ということなんかよく分からないけれども、担当課の皆さんは、議員じゃなくても町民の人が来ていろいろ質問したり意見を言ったり要望したり、答える義務があるんじゃないですか。なぜ議員がそこに行ったらハラスメントと捉えて、議員が口を出さないようにしてほしい、それを取り上げたかということをお尋ねをします。端的にお答えください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは全協のときにも申し上げましたけども、いわゆる職員のほうもそれぞれの仕事を持ってやっておるわけでありまして、その中で、やはり議員の皆様が来られますとそこをきちんと対応しなければならないということになります、そのために、またこの前一応調べておきますと言いましたけども、そこを調べたらいろいろ質問がある場合には、議会のほうから事前に文書もらって、それを頂いて、その内容について答えるというようなことはできるとものがありましたので、それを報告しますけども。そういう形で対応はするにしても、職員としてはああいう要望がありましたので、それも今アンケートの調査をやっておりますけども、そういうものを基にしながら公平中立な第三者委員会を設置して、これはどちらにも偏らない公平中立という立ち位置を持った第三者委員会の中で、いろんな誰がどうこうということじゃないですが、そういったどういうことで議員さんからの要望、また職員からのいろんな思いがありますけども、そういうものを公平中立という立ち位置に立った第三者委員会の中で十分検討した中での今後のどういうふうやっていくか、対応していくかということを出していただきたいという思いであります。議会の事実への介入とかそういうことは当然考えてはおりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） パワハラみたいなものが、やっぱりあってはいけないとは僕も思うんですよ。だから、僕も担当課のほうに行ったときには、職員の皆さん方のお考えとか今までやられたことについてある程度僕は敬意を表しつつ、心情的には穏やかに接してるつもりですが、どういうふうに判断されてるか分からないというところはあります。

パワハラということですけど、何をもってパワハラかということは、じゃあ第三者を設置するということは第三者がそれを出すんでしょうけど、後藤町長としては何をもってパワハラと考えられるのか。その職員一同というところの、その文書を見て、これは取り上げなければいけないと思われたわけですから、そのときのパワハラということについての概念はどういうものなのかお伝えください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、このパワハラというのは受けたほうが非常に感じることであってなかなか難しいんですけども、要は職員が本当に伸び伸びと自分たちの職場に誇りを持って仕事ができるような職場環境をつくってほしいという内容が入っておいりましたので、それは匿名ではありましたが、私は職員にそういうことがあるということであれば、きちんとした対応、環境を整備すべきだということをやったことであって、誰かをどうこうするというんじゃなくて、よりよい職場環境のためということで考えておりますので。

パワハラの規定というのはなかなか難しいと思いますけども、パワハラをやったということは全然その気持ちがなくても受けた側が取るということでありまして、その辺はそういう意味からしましても中立公平な立場である第三者委員会のほうでどういうものを整備したらいいか、そういうことを十分検討していただきたいと思っていますところであります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。

パワハラというか、僕もサラリーマンの時代を通して、当時の上司から物すごくこっぴどく怒られた経験っていっぱいありますよ。先日、稲盛さんが亡くなりましたよね。稲盛さんから叱られたという人がいっぱいいて、本まで出てますよ。それをちょっと紹介すると、稲盛和夫に、叱られた！38人の学びと喜び。僕も当時の上司から言われて、でもそのときはいろいろ思いましたけども、結果的に今考えてみると、あのとき叱られてよかったなって本当によく思います。ですから、私たち議員が叱るということはないと思うんですけども、暴言吐くとかあったら、それは議会のほうに、私たちも気をつけなければいけません。ですから、先日の議会運営委員会のときに、僕のほうから後藤町長にその文書を、これは議員の行為に対する職員の苦情を訴えられていたわけですから。それと、今町長が申し上げられた担当課のほうに行くんなら議長を通しなさいというようなことも、その全員協議会で言っていましたけども、それは僕としてみるとハードルがかなり面倒になって、議員としての務めが果たせなくなるという

思いがありましたので、その根拠となる文書の提出をお願いしますと僕はそういうふうに申し上げて、締切日は僕の勝手な締切りでしたけども、この定例会が始まる9月2日午前中ということで出したんですけど、それも全然提出されていません。それはなぜですか。

やっぱり、町長、こういうことがあったら、やはり全てを明るみにして、オープンなテーブルの上で具体例を挙げて、こういう行為はよろしくない等々話をしないとイケなくて、何かあるか分からないけど、取りあえず取り上げる。議員の行動は控えてくださいということは、私としては大変遺憾なことだと思ってます。これは、もう時間がなくなりますので、次に行きたいと思います。

次の質問が公職選挙法です。

私の先輩の議員が、国民が暮らす上で政治に関わってない、政治を透過していない暮らしに関わることは何もないと、だから政治というのはとても大事なんだと、そういうようなことを僕に教えてくれた人がいました。ですから、ここでも町長以下我々議員もいますが、何かいろいろ町の中の議案も全部政治的な手法でもって全て一つのことに結実していくわけですよ。ですから、その担当者を選ぶ公職選挙法というのはとてもとても大事なものです。

後藤町長の奥さんが今回の町長選挙の候補者、候補予定、立候補予定者を連れて戸別訪問をしている、そういうことが私のほうにもいろいろ寄せられていますし、先日これもまた職員一同という文書が送られてきてます。ですから、まず後藤町長の奥さんが戸別訪問してるという話は、これ本当ですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議長、この件については、私はこの議会の場では答弁は控えさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 答弁を控えたということは事実だということですよ。後藤町長の奥さんがその候補予定者を連れて歩いてるというのは、複数の人から僕にも連絡がありますので、ですからこれは事実ですよ。

政治上の倫理、倫理観です、我々もそうだけど。家族というのは本人と一体なんです。ですから、町長が実際にされなくとも後藤町長の御家族がこういうことをされたら、後藤町長がされたと同じような目で見られるんです。

後藤町長は、この菊陽町行政の中の選挙業務も適正に運営する責任があるわけですよ。違います。拒否をするだけでもって済むんですか。どうですか、もう一回聞きますけど。

○議長（上田茂政君） 北山議員に申し上げます。

通告の内容について、公職選挙法の公平公正な選挙について、今先ほどの発言は控えさせていただきますと思いますが。

（9番北山正樹君「はい」の声あり）

ちょっと待ってください。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、私の家内の件がどうだこうだって言われますけども、これ今ちょうど町長選挙の中で、いろんな人がいろんな行動をされておるといふこともあって、私は答弁を控えさせていただきますというだけなので、自分の関係だけは、それは事実だと認めたとかなんとかそういうことじゃなくて、いろんな動きは皆さんもされておりますので、そういう意味で控えさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議長にもちょっとお願いします。私は、質問事項で総括的な視点、考え方を問うということを通告してありますので、総括的な質疑をこれからもさせていただきます。

それじゃあ、後藤町長にお尋ねしますが、後藤町長はその立候補予定者を連れて商工会にも行ってますよね。何しに行ったんですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いろんなことはありますけども、その辺のことについても答弁を控えさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 答弁を拒否するということですが、後藤町長も御存じですけど、公職選挙法136の2の2の1かな、あとはもう一つ言いますけど、商工会はこの菊陽町から補助金を出してますよね。後藤町長が立候補予定者を連れて補助団体に行って何かをする。補助団体はそれをどう考えるか。それは無言の圧力じゃないですか。しかも副町長を連れてらっしゃるでしょ。なぜ副町長を連れていかれたんですか。後藤町長、お答えください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、さっきも言いましたように、いろんなこの長の選挙期間中でもありますので、この答弁は控えさせていただきますと思います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それは、いろんなことがある中に混ぜるということですか。いろんな中には、公正な選挙運動もあるかもしれませんが、後藤さん、僕が言ってるのは、公職選挙法とか地方公務員法に違反してる、抵触するという可能性が高いですよって言ってるんですよ。分かります。先ほどの質問でそれを言わなかったんですよ。

副町長が行ったのは、相手からすれば後藤町長は10月、来月の中旬あたりで退任される。でも、副町長は残る。その補助団体からしてみると、町長が辞められた後も副町長を通じて圧力がかかってくるかもしれない。つまり、補助金が減らされるかもしれない。無言の圧力をかけた。推薦に来たというような言い方を商工会はしてましたけど、推薦を申請するんだったら本人が行けばいいですよ。そこに後藤町長が副町長を連れていった。これは菊陽町の中の選挙管理、選挙運営を著しくひずめた行為だということを指摘していきたいと思います。これ以上質問しても質問拒否ということになるかもしれませんので。じゃあ、選挙以外だったらいいのか

もしれませんね。

じゃあ、3番に行きます。

町役場の組織運営、職員の監督育成についてです。

先ほどの1番で、議員が担当課に行って、議員が業務に口を出さない、いろいろ言ってるんですけども、僕からすると、職員もいろいろいると思いますけども、例えば担当課の課長さんとか係長さんって結構僕は役場の中の年数は長いと思いますので、その方にいろいろと聞いて、説明できない職員がいるということのほうが僕は大きな問題だと思ったんですよ。どういう考え方で、その職員を教育、監督育成をされてきたんですか。まず、そこをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問は、この町役場の組織運営、職員の監督育成ということでありまして、その件についてお答えしたいと思います。

質問の中に町役場という言葉がついていますので、私が働いてきた役場運営や一緒に働いてきた同僚、仲間の育成にどういう考えを持って取り組んできたかということを知っていただけるといいことだと思って答えをいたします。

行政に携わっておりますと、いろんな先人からの教えをいただきます。また、いろんな本の中にあたり人との会話の中にあたりしますけども、後輩や若い方から教えてもらうこともあります。地震のときには、災害のときにはすぐに駆けつけるという教えを思い出して取り組んだこともあります。

まず、先人の教えの中に、組織は仕事に従い、人事は組織に従うという言葉がありまして、これは仕事の内容によって、その仕事の成果を出せるような組織立てをして、その組織が最も成果を出せるような人を配置、育成するというようなことであります。これを役場の中に当てはめていきますと、仕事の内容については、戸籍や住民票のような義務的な業務、それから誘致企業対策のような町特有の業務、町民が新たに提案された問題などについて業務内容の調査、分析をします。その後、この業務の達成目標を設定しながら、設定した目標を達成するための計画を立てています。

次に、組織立てでありますけども、設定した目標を達成するのに最もふさわしい組織構造、必要な知識、技術、必要な人数を決めていきます。

最後に、組織を最適に動かすための人を配置、人の能力を育成するための施策を講じていきます。

このようにして、現在の部、課、室、出先機関などを設置して、役付職員、一般職員などを配置して、業務の執行計画に基づいて仕事を進めているところであります。

そして、そういった中でありますけども、現実にはどんどん仕事の組織のほうまで関わってきております。

まず第1に、仕事の内容の変化が今は非常に早いということがあります。国、県などが指示してくる義務的な業務も変わってきておりますし、町民から解決を求められる問題の発生や社

会全体の変化が早いので、それに伴って組織構造、人員配置も変えていかなければなりません。

もっともこのような組織運営は、菊陽町のような行政組織だけではなく、ほとんどの組織が共通して、他の市町村も同じようなことだと思いますけども、実施していることだろうと思います。

このような組織運営をしている役場で、私は職員として、それから町長として仕事を進めてきましたけども、それぞれの職場、組織において守っていかなければならないような原則というのがありまして、それは組織は透明でクリアじゃなければならぬと思っております。また、組織、職場には最終的な意思決定をする者がいなければならない。そして、権限には責任が伴わなければならないということがあります。そして、昨日、甲斐議員の言葉にもありましたけども、私が座右の銘としてきた言葉の中にあるのが、最後の責任はトップにあるということでありまして。それと、職員は家族、いわゆる仕事の中での仲間、家族的な存在であるということでありまして。

そういうことでありまして、今やっておる組織運営とは、部があつて課があつて、そこには部長、課長、係長、担当とありますけども、そういうの中で、今のこの時代の流れに合ったそういう組織運営をこれは本当に流れが早いんですけども、そういうようなところで取り組んでいるような状況です。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 目標達成のためには全員力を合わせてやっていかないといけませんよね。行政だろうと、一般の企業だろうと、それは同じだと思います。

組織運営には関係者の意思統一が欠かせないというのは僕のメモにありますよ。要するにそういうことですよ。ですから、町長の考えるというか、大きな組織の中のトップ、小さな組織、担当課であるとか部であるとかそこでいろいろと長としてついでる皆さん方には、それなりの見識とか、あるいは判断力であるとか、統率力等々含めていろいろそういったものが必要で、そういうことがないと組織というのは運営されないということです。それはもうそのとおりだと僕も思います。

ですから、職員一般が考えているといいますか、菊陽町行政という、ここをテーマにして話をしますので、職員という立場からすれば、長の考えてる、町長であるとか部長であるとか課長であるとかということになるんですが、長の考えてることをずっと腹に据わるような形で認識していかないと、やはり全員の力というのはなかなか僕は結集できないとそう思ってるんですよ。そのためにどう努力してきたのかというところが知りたかったというところの一つなんですけれども。

今回、この一般質問をするに当たって、ちょっと違うなと思ったことの 하나가、いわゆる怪文書です。怪文書を公文書として取り上げたというこの1点なんです。本来ないでしょ、こう

いうの。だから、まず最初のその職員一同の議員のパワハラを告発する的なものがあると言われてはいるんですけども、それも私たちの手元には開示されておりませんので、どういうことが書いてるのか分からない。町長の23日の全協のときに言われたことを想像すると、もしくは全職員に上げた後藤町長のこの文書といたしますかこれを見ると、ああ、こういうことなのかと思いますが、基本的に怪文書を公文書としてくるという、まずその規定というか、それはみんなで共有されてるんですかね。職員の方に聞くと、いや、そんなことはあり得ないという声が多いんですよ。なぜ後藤町長はこの怪文書を公文書として取り上げたのか、そこの決断は何だったのかお答えください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これも、先ほど申し上げましたように、職員有志ということでありましたけども、その中で職員が本当に働きやすい職場環境をつくっていただきたいというそういうことがありましたので、そのためには応えなければならないという思いで取り上げたところでありまして、それが一体どういう実態があるのかというのは今アンケート調査等もやっておりますので、その結果を見ながら、そして特定の人はどうだこうだということで責めるようなことではなくて、その第三者委員会の中で、今後菊陽町が本当に議会のほうとの関係も、そして執行部の我々のほうの職員も含めた中で、きちんと理解をしながらやっていくというための、それを公平中立な立場である第三者委員会でもとめ上げていただきたいという思いがありますので、取り組んでいることでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 職員一同から来たから職場の環境をよくするというのは僕は大賛成なので、それはそれでいいと思います。かつて僕も一般質問で、役場の職場環境が悪いのもっと改善したほうがいいということは前から思ってるし、申し上げてきましたので、それはそれで持って大変有意義なことだと思います、それについては。でも、怪文書として宛先不明というものを取り上げたということについて、今はお言葉も御回答はいただいてなかったとそういうふうに思うんです。

ついでに聞きますけれども、私のところに来て、後藤町長にも行ってるみたいですけど、菊陽町におけるコンプライアンスについてという、これはその先の戸別訪問。それから、議員各位、これも後藤町長に行ってると思うんです。これを見ると、まず第三者委員会の設置を検討していくということでぜひ検討してください。なぜなら、この町の中に、後藤町長を指摘して、こういうパワハラも受けてきたと、そういうことがあります。これも誰が書いたか分からない、菊陽町一職員ということ。これも言ってみれば同じ文書ですから、公文書として取り上げたということによろしいんですか、じゃあ。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それは直接私と副町長にということでありましたので、公文書としてのど

う取り扱うというところは出しておりませんが、部長会議の中でこういうものが来たというのはきちんと報告をして、職員の中で本当にそう思っている人がいるのであれば、これなかなか直接は出てこないかとは思いましたが、ぜひ我々もそういうパワハラ的なところをその人が受けとるということであれば、きちんと話を聞いて、謝るべきところは謝らなければならないし、この対応も考えなければなりませんので、これらについても第三者委員会が立ち上がりましたら、このような件についても十分見ていただいて、よりよい職場環境をつくるというのが私の思いでありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） その第三者委員会を立ち上げたらということであれですけど、じゃあ第三者委員会はもう立ち上がったんですかね。期日はまだですか。まだだったらその期日はいつ頃立ち上げられるのか、分かっているんだったら教えてください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まだ立ち上げておりませんが、私の任期もなくなってきておりますので、できるだけ早く立ち上げて検討していただきたいなというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） いろんなことがあって、我々議員のほうも襟を正さなければいけないことは正していく必要があると思うんですよ。それと同時に、こういう宛先不明のものが来て、それに振り回されてもいけないとも思っているんですよ。ですから、こういうことのバランスはきちっと取っていかないと、役場の職員の誰とは言いませんがいろいろな話を聞いていくと、菊陽町は今ちょっとざわざわとざわついているという感覚で取られてくる。そうすると、先ほど後藤町長が言われたみたいに、目標達成するためには全員の力を合わせる。その全員の力を合わせるという状態にならない。その状況を改善するのが後藤町長、トップとしてのあなたの責任ですよ。

この今回のことについて、僕は一定した感覚が流れてるんですよ、2番目の選挙は除いて1番と3番ですけども。そこを先ほど後藤町長が、行政と議会は両輪っておっしゃったでしょ。でも、何となく議会のほうからこの文書を提出してくださいと言っても出てこない。説明してくださいと言っても説明することがない。両輪と言っても、片一方は何か補助輪みたいになってません。僕の感触で言うとそうなんですよ。

学者さんたちが言ってるのは、行政と議会というものは一体となって運営に努めるとなってるんですよ。だから、役場の皆さんだけが運営してるんじゃないんですよ。議員も携わって町の行政といいますか、地方行政が運営されてるという考え方なんです。それが二元代表制です。そこが欠落してるというふうに、考え方がですよ。非常にそこに危機感を僕は持ったわけですよ、今回。これを許していったら、菊陽町議会の存在意義がなくなる。あのとき僕は本当にそう思ったんですから。

先日、元の議会事務局長のファクス事件ですよ。あのファクスも人を後ろからナイフで刺す

みたいなやり方ですから、あれはあれでもって言語道断です。でも、その後で彼の弁明というものを聞いたんです。ひどいもんですよ、あれ、僕から言わせると。議会の運営が好ましくない、誰が思ったんですか。事務局長がそう思ったんですか。だったら、議長とか議会運営のやり方に問題があるんだったら、議会運営委員長である私にこういう問題がありませんかって伝えるのが彼らの仕事でしょ。僕が目からすると、自分の仕事をしないで職務怠慢って映るんですよ、僕が目からすると。何か文句ありますか。何か異議ありますか。いいですか。

議会事務局に今回絞ると、我々は分からないからいろいろ調べてもらったりします、当然。ですから調べてもらいます。でも、それを採用するか採用しないか、そのお答えによっていろいろ考えがあります。だから、実例に伴ってほかの自治体で採用されてることを採用することは当然あります。でも、それを問題視してた。進言、アドバイスするのも職員さんの務めですから、そのことをせずに後ろからナイフで刺すみたいなやり方をしたと。これは、とてもとても僕ら議員としては容認できません。

先日、7月22日の臨時会の前に、後藤町長が今回の議会事務局長の取った行動によりまして議員の皆様そして町民の皆様に御迷惑をおかけしましたことにつきまして、町の責任者として深くおわび申し上げますということを述べられましたね。もう一回詳しく聞きますが、御迷惑というのは何を言ってるんですか。そこをお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは本当で、私のほうからは議会のほうに職員を出向させたところでありまして、議長のほうから辞令を出されて、その中で指導、教育もされた中で取り組んでおったと思いますけども、ただまた議会のほうから町のほうにまた私のほうに来ておりまして、彼が犯したことについては、町の中にある審査委員会の中に諮りまして、そこから出た内容で、いわゆる職員としての信用失墜があったというところで、対することを言われてきましたので、その件について議会のほうにも大変迷惑をかけたということで、そういうお断りをしたところでもあります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 人は間違えたり、罰を受けたりすることは僕はあると思います。僕もサラリーマンのときに始末書って書いたことがありますので、それで僕の人生が駄目になったわけでもなし。ですから、当該職員がこれから先、またきちっと職員としての考えを整理して職務に励んでいただくということもあったほうがいいと思います。あればいいと思います、僕は。

僕は、今年の3月議会するとき、職員の定数が足りないということと、職員の教育ということについて一般質問をしました。あのおときのお答えでは、担当課で経験のある人から教えてもらうというような方法を取るというようなお答えだったんですよ。僕はあのおときでも、まだその段階かなと思ってました。

結論からいうと、これをやっていると駄目なんです。つまり、教える人が複数いたとしますよね。Aさんはこう言う、Bさんはこう言う。そうすると、聞いたほうはAさんがこう言っ

て、Bさんがこう言って、どうしていいかわからないということが起きるんですよ。ですから、民間の企業は、ほとんどが教育担当者というのを決めて、一つ一つ一つの方向から、真ん中の一番大事なところから全部教えていく。一番大事なものは、職務の実務というところよりは物事の考え方なんです。だから、二元代表制とかそういうことについては、議会とどういう対峙をする、対応するべきかということの核心的なものもきちっとそこに教えていかないと、自分の考えで自分の目で議会運営がおかしいから何やってんだかわからなかったって、そういうような僕からすると暴論みたいな意見が出てくると、そういうことです。

これは2つの担当者任せ。その教える人が担当者任せ。成熟度というのは聞く人の担当者任せ。人事という言葉があるでしょ。人事というのを別な読み方すると、人ごとって読むんです。仕組みをつくるからそこで勝手にやんなさいって。これは人ごとなんです。だから、そういうことでは役場の全体の目標達成のための意識の統一ってできるわけがありません。ここのところを改めて検討をしていただいて、次に進めていただきたいなど、そういうふうに思っております。

怒ってるような言い方になって大変申し訳ありません。そういうつもりで言ってるんじゃないんですが、ちょっと力が入ってしまいましたので。

最後に、組織運営というのは、信賞必罰というのはとても大事なことです。そういうことで、後藤町長は当該職員を処分したんだと思いますが、この中で当該職員の処分はありますが、その管理者として、町の管理者として、後藤町長自身のその責任の有無、処分ということについての言及がありません。後藤さんについては、この問題についてどのように御自分を処分といいますか考えてらっしゃるのかお答えをください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、私自身が一番残念なのは議会のほうにこちらから派遣して、議会の中で十分指導、教育をしていただいて、そこできちんとその任務を果たせるような職員になってほしいということでありましたので、議長もおられますけども、その辺は議会の中で十分対応していただきたいと思ったところでもありますけども、今はもうこちらに帰ってきておりますので、その間に起きたことについてどうするかということはまだ十分考えた上で判断したいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） これも余計なことかもしれませんが、潔くといいますか、後藤町長御自身も突然降って湧いたような不祥事に遭ってってそういうふうに思われてるかもしれません。そう思ってるのが自然だと思うんです。しかし、やはり組織の運営責任者としては、何らかの御自分に対しても処置を施すということは、職員全員の身が引き締まる効果は僕はあると思います。そういうことで、職員全員がやってはいけないことだったと、町長に御迷惑をおかけしてしまったということで綱紀肅正、自分の行いに対してきちっと反省をしていく、見詰め

ていく、お互いに悪いと思ったら注意し合っていこうというように物事はそういうふうには好転していきって僕は思ってるんです。

僕は民間企業が長かったから、民間企業ではこういうことが日常茶飯事でやってんですよ。何か不明瞭なこととか何か矛盾みたいなものがあると、それはそれは厳しいもんでしたよ、私たちの二十歳代で入ったときの会社は。つるし上げみたいな感じでやられるんですから、さっきの稲盛さんじゃないけれども、JALの元役員ですよ、その方が会議の中でこっぴどく怒られる。でも、その方は結果的に稲盛さんに感謝してる。やはり問題を気づかせてくれるということは、ありがたいことなんですよ、基本的には。ですから、こういうことを、余計なことを言ってるんですけども、菊陽町の行政の今後一層のきちっと引き締まって町民のために福祉向上のために一生懸命に全員職員が力を合わせてやっていただけるように、最後の後藤さんのお仕事として、この後始末をきちっとしていただきたいと思いますけども、改めてお尋ねしますが、御自分のことについて、さっき検討するということですけども、考えが変わらなければそれで結構ですが、改めてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは私も十分いろいろ検討はしますけども、議会に預けた職員で議長から辞令をもらった職員がそういうことを犯したことでありますので、これは議会のほうでもきちんとその辺はどうされるかは十分検討していただいて、何かのことをやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議会の問題でもあるわけですね、任命責任者は議長だったりしてますので。ですから、それは議会の中でもかなりけんけんがくがくこれについてやりました、本当に、行政の皆さんがいないときに。ここまで言うかってそういうふうには言われるまで僕も言ったつもりです。

僕が聞いているのは、組織の長としての後藤さんの覚悟だったんですけど、出てこないのだからこれでいいと思います。

今回の一般質問は僕で最後で、後藤町長も僕で最後ですので、最後の締めくくりというところがありましたので、僕自身も今回の一般質問をどのように締めくくるのかということとずっと考えてはきたんですけども、本当に16年お疲れさまでしたというのは僕の気持ちです。そして、もう一つ、今回取り上げたことというのが払拭されて健全な運営に戻っていただくということを願っておりますけれども、レガシーというじゃないですか、よく。普通、何か箱物であったりとかという物体のことをいいますけども、僕はレガシーというのは人の心に宿るってずっと思ってるんです。ちょっと冷たい言い方とかつらい言い方をするかもしれませんが、富永前町長に対する評価というのは、町からも、この役場の職員からも多く聞きます。この礎をつくってくれたのは富永前町長だったと。ですから、この評価が富永さんの前町

長のレガシーなんです。後藤町長の評価というのはいずれ定まると思います。

残るところあと一か月ちょっとぐらいの任期ということなんですけれども、後藤町長におかれましては、残された日数で、この菊陽町の組織そして人がそこにいますので、その職員の人たちの意識を前向きに動かして、次の町長に引き継いでいただけるようにお願いします。

終わります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時57分



# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和4年9月8日（木）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和4年9月9日（金）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和4年9月14日（水）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和4年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和4年9月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第43号 菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第45号 菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第48号 令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第49号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第50号 令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第51号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第52号 令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第53号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第54号 町道路線の認定について
- 日程第13 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 報告第8号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費精算報告について
- 日程第15 報告第9号 令和3年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第16 報告第10号 有限会社さんふれあの経営状況について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 廣 瀬 英 二 君 | 2番  | 矢 野 厚 子 君   |
| 3番  | 大久保 輝 君   | 4番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 5番  | 西 本 友 春 君 | 6番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 7番  | 佐々木 理美子 君 | 8番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 9番  | 北 山 正 樹 君 | 10番 | 布 田 悟 君     |
| 11番 | 坂 本 秀 則 君 | 12番 | 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 14番 | 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 | 岩 下 和 高 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 吉野邦宏君

教育長 上川幸俊君

教育部長 芹川博文君

総務部長 板楠健次君

福祉生活部長兼  
福祉課長 矢野信哉君

保険衛生部長兼  
健康・保険課長 東桂一郎君

経済部長兼農政課長 山川和徳君

土木部長兼  
都市計画課長 井芹渡君

会計管理者兼  
会計課長 矢野和幸君

総務課長兼選挙  
管理委員会書記長 梅原浩司君

危機管理防災課長 鍋島二郎君

財政課長 澤田一臣君

介護保険課長 渡辺博和君

商工振興課長 今村太郎君

建設課長 矢野博則君

下水道課長 丸山直樹君

総務課総務法制係長 小泉秀和君

施設整備課長 荒牧栄治君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第43号 菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第43号菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

選挙管理委員会書記長、説明を求めます。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司君） おはようございます。

議案第43号菊陽町議会議員及び菊陽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。令和4年4月に、最近の物価の変動や消費税増を踏まえて公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。このことに伴い、本町において行う町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営制度を実施するに当たり、この改正に準じて公費負担の上限額を改めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

本条例は、町が行う選挙における立候補の環境を改善し、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めたもので、本年3月の定例会において提案し、可決いただいております。

改正の内容について説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっています。

まず、第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額等について定めております。第4条第2号のアは、一般運送契約以外の契約を行う場合の1日当たりの限度額を定めたもので、現行の1万5,800円から1万6,100円に改めるものです。第2号のイは、借り入れた選挙運動用自動車の1日当たりの燃料代の限度額を定めたもので、1枚めくっていただき、2ページの下線部分になります。現行の7,560円から7,700円に改めるものです。

次に、第8条では、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額等について定めております。選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を、現行の7円51銭から7円73銭に改めるものです。

次に、3ページの第11条では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額等について定めております。改正は、選挙運動用ポスターの作成に当たり、その1枚当たりの単価の限度額算出について規定した箇所になります。現行の、当該作成単価が525円6銭に当該選挙における

ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除した金額としているものを、改正後は、当該作成単価が541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除した金額に改めるものです。

1枚目の議案書に戻っていただき、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 1点確認なんですけど、公布の日からということで、公布がいつになるのか。もう2週間後には町長選が始まりますけど、対象になるのか。この点、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司君） お答えします。

この承認をいただければ、今回の町長選挙からこの金額で適用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第44号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第44号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化などの必要な措置を講じるに当たり、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の法改正は、育児休業、育児参加のための休暇をより柔軟に取得できるようにするものとなっています。一般職の職員を含む常勤職員については法律が直接適用されますが、非常勤職員への適用については町の条例で定めることとなっていますので、今回改正を行うものです。

1ページ開いていただきまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の条文となっております。

改正内容は、4枚めくっていただいて、参考資料の新旧対照表で説明いたします。右側が改正後となっています。

今回の主な改正は2つになります。まず、主な改正の1点目ですが、1ページの第2条第3号は、育児休業法で定める育児休業が取得できる職員のうち、条例で定める職員について記載してあります。第2条第3号アの改正は、子の出生後57日以内の育児休業の取得要件を緩和する内容でございます。現行では、非常勤職員が育児休業を取得するには、子が1歳6か月に達する日までに任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に採用されていないことが明らかでないとの要件がありますが、改正後は、子の出生後57日以内に育児休業をしようとする場合は、子の出生日から起算して57日と六月を経過する日までに任期が満了すること及び任命権者を同じくする職員に採用されないことが明らかでないに緩和するものです。つまり、現行では、子の出生後57日以内に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月になる日以降も引き続き在職することが見込まれることが要件でしたが、改正後は、子の出生から57日目より六月を経過する日まで在職することが見込まれていればよいということになります。

次に、主な改正の2点目ですが、3ページの第2条の3第3号は、子が1歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業についての改正です。現行では、1歳到達日以降の育児休業開始日が1歳到達日の翌日であることとしていますが、改正後は、配偶者が1歳6か月までの子を養育するための育児休業をしている場合には、その育児休業の末日の翌日以前の日を育児休業の初日とすることが可能となるものです。この改正により、子の1歳到達日以降に配偶者と交代で育児休業を取得することが可能となります。

4ページの第2条の4の改正は、子が1歳6か月から2歳に達する日までの場合についての規定であり、第2条の3第3号の改正と同様に、配偶者が2歳までの子を養育するための育児休業をしている場合には、その育児休業の末日の翌日以前の日を育児休業の初日とすることが

可能となるものです。

その他の改正につきましては、条文中の号の繰上げ、繰下げ、文言や言い回しの変更となっております。

議案の4枚目に戻っていただきまして、附則において、この条例は令和4年10月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第45号 菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第45号菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

それでは、議案第45号菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由についてです。不均一課税の要件である雇用者の数を変更することに伴い、菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、本条例で定めております不均一課税の内容について御説明させていただきます。

現在、菊陽町では、本条例に基づき適用される菊陽町税特別措置条例による不均一課税や、次の議案で条例改正を上程しております工場立地促進に関する補助金を企業誘致のための優遇策として設けております。本条例で適用される不均一課税は、企業立地に関する協定を締結した上で投資額5,000万円以上などの一定規模の要件を満たす誘致企業に対する優遇策となって

おり、誘致企業の固定資産税の税率1.4%を1.05%、つまり固定資産税額の4分の1を軽減するというもので、企業誘致の際の菊陽町の優遇策として強くアピールできるものとなっております。

続いて、今回の改正の理由について御説明いたします。

従来、企業では、ある程度の規模の投資を行うと一定数の新規従業員の雇用が見込めるといような状況でした。しかしながら、現在では、人手不足や働き方改革が進み、企業の投資の内容が効率化や省人化を伴うものが増えてきております。例えば、現在の要件である土地を除く投資額5,000万円以上の場合、新規従業員10人以上というのは、これまでは両立していた要件であります。現状の企業の投資状況などの聞き取り調査等を行ったところ、大きな投資、例えば数億円規模の投資でも、必ずしも新規従業員が10人を満たさない場合もあることが分かりました。そのため、現状の要件である新規雇用人数を10人などで設定しておく、本町での投資を見合わせる誘致企業が出てくる可能性もあり、機会損失が懸念されます。そのため、現在の企業の投資内容の現状を踏まえ、将来のスムーズな誘致企業の継続した投資を促し、さらには他の自治体との企業誘致の競争力を上げるためにも、今回、要件となる新規雇用人数を改正するものです。

具体的には、条例の第2条で定めている対象業種の製造業、情報通信業、コールセンターなどの新規雇用者数の要件を10人から5人、研究施設における新規雇用者数の要件を5人から3人に改正するものです。

なお、この不均一課税と次の議案で上程している補助金関係については、熊本県の補助制度と連動しております。その熊本県においても、企業の現状に沿うよう、既に補助金の要件である新規雇用者数を見直しをしており、今回の改正でその熊本県の内容とも整合が図られることから、熊本県の補助制度の対象になるが、菊陽町の優遇策の対象とならない、そういった不一致も解消されることとなります。

それでは、条例の改正内容を御説明します。

2枚めくっていただきまして、参考資料で添付している新旧対照表を御覧ください。下線部分が一部改正箇所となり、先ほど申し上げたとおり、第2条に定義している工場等のうち、製造業などは新規雇用者の要件を10人から5人、また第2条の第1号イの(ウ)に掲げている、いわゆる研究開発を行う研究所的な施設については要件を5人から3人に変更するものであります。

最後に、1枚目の議案書にお戻りいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 新規の雇用者なのですが、これは地域は特に関係ないのでしょうか。  
例えば町内、例えば県内とか、そういうことです。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今の御質問についてお答えします。

新規雇用者数につきましては特に住まれる地域というのは限定しておりませんので、新たにその事業所が雇用される人数でカウントする。具体的には、雇用保険の加入者の人数でカウントするというふうなところで進めております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第46号 菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第46号菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは続きまして、議案第46号菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

まず、提案理由についてです。工場等の立地を促進する各補助金の要件である雇用者の数を変更すること等に伴い、菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、本条例で定めている補助金の内容を御説明させていただきます。

先ほど議決をいただいた不均一課税と連動した制度で、本補助制度も企業立地に関する協定を締結した上で、こちらは投資額2億円以上などの一定規模の要件を満たす誘致企業様に対する優遇策となっております。議員の皆様も御存じのとおり、主に2つの補助制度を設けてお

り、一つは工場立地の際の用地に対するもので、用地取得にかかった費用の25%を上限2億円、また誘致企業の不均一課税後の税額の25%を上限1億円で交付するものです。この補助制度も、企業誘致の際の菊陽町の優遇策として強くアピールできるものとなっています。

続いて、今回の改正について、1つ目は、関係する法令の改正に関わるもの。2つ目は、先ほどの議案第45号で御説明した理由と同様に、現在の企業の投資内容の現状を踏まえて、要件となる新規雇用人数を改正するものです。新規雇用者数について、具体的には、条例の第2条で定めている対象業種の製造業、情報通信業、コールセンターなどの新規雇用者数の要件を10人から5人、研究施設における新規雇用者数の要件を5人から3人に改正するもので、先ほどの不均一課税の議案の一部改正と同じ内容で、熊本県の制度とも整合を図られることとなります。

それでは、条例の改正内容を御説明します。

2枚めくっていただきまして、参考資料で添付しております新旧対照表を御覧ください。下線部分が一部改正箇所となり、第4条第1項第2号中、「農村工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、続いて、第2条に定義している工場等のうち、製造業などは先ほど申し上げたとおり新規雇用者数の要件を10人から5人、また第2条の第1号イの（ウ）に掲げている、いわゆる研究開発を行う研究所的な施設については要件を5人から3人に変更するものです。

最後に、1枚目の議案書にお戻りいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第47号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第47号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第47号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度も5か月が過ぎ、歳入歳出予算の区分ごとの増減があり、新たに支出すべき事案などが発生したため、補正をお願いするものです。内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に11億8,698万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を191億240万9,000円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

7ページをお開きください。第2表の繰越明許費は、庁内ネットワーク整備事業で、限度額が1,556万5,000円です。

8ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正は、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業環境影響評価業務で、期間が令和5年度から令和6年度までの2年間、限度額が7,300万円です。

下のページを御覧ください。第4表の地方債補正は、1の追加で公用車駐車場等整備事業を5,730万円追加し、2の変更で7件の地方債について増減しています。

14ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを御説明いたします。

款の1町税、項の2固定資産税、目の1固定資産税は、1億5,614万1,000円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりです。

下の15ページを御覧ください。款の13地方交付税は、説明欄の普通交付税を交付決定により5,979万3,000円減額しています。

16ページをお開きください。款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金は、オミクロン株対応ワクチンなどの接種に係る負担金として5,488万9,000円増額しています。

項の2国庫補助金、目の3衛生費国庫補助金、節区分の7新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金で、オミクロン株対応ワクチンなどの接種に係る事務費に対する補助として5,271万6,000円増額しています。

下の17ページを御覧ください。款の18県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金、説明欄の熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、町が新型コロナウイルス感染症

対策として実施する事業に対する補助金として6,348万1,000円計上しています。

19ページをお開きください。款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は財源調整のため1億5,000万円、目の13総合スポーツ施設整備基金繰入金は菊陽杉並木公園拡張整備事業の財源として9,700万円、目の15企業誘致環境整備基金繰入金はセミコン通勤バスの転回場所等の整備に係る財源として8,400万円増額しています。

款の22繰越金は、令和3年度からの繰越金を5億3,354万9,000円増額し、計を6億8,354万9,000円としております。

款の24町債、項の1総務債は、説明欄の臨時財政対策債を2億7,260万円減額、公用車駐車場等整備事業を5,730万円増額しています。

22ページからは3の歳出になります。補正額の大きなものを説明いたします。

23ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の3財政管理費、節区分の22償還金、利子及び割引料、説明欄の繰上償還は、菊陽杉並木公園拡張整備事業で令和2年度繰越分の国庫補助金の一部が令和4年度交付となったことから、令和3年度に借り入れた地方債の一部を繰上償還する必要が生じたため、7,924万円増額しています。

目の5財産管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の駐車場等整備工事は、菊陽町役場庁舎北側の舗装工事等で7,645万円計上しています。

次の24ページをお開きください。目の8財政調整基金等費は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和3年度剰余金の2分の1以上を積み立てるもので、2億7,500万円増額しています。

26ページをお開きください。項の2徴税费、目の1税務総務費、節区分の22償還金、利子及び割引料、説明欄の還付金は、確定申告による法人町民税の還付金などで6,800万円増額しています。

36ページをお開きください。款の3民生費、項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費、節区分の22償還金、利子及び割引料、説明欄の前年度分国庫補助金返還金は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した子育て世帯生活支援特別給付事業等の令和3年度収入済分を実績に応じて返還するもので、4,971万円計上しています。

38ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の6新型コロナ対策事業費、節区分の12委託料、説明欄の運営管理業務委託料は、コールセンター運営の期間延長やオミクロン株対応ワクチン集団接種の費用などで2,766万2,000円、予防接種委託料は、オミクロン株対応ワクチンの接種委託などで5,156万4,000円計上しています。

下の39ページを御覧ください。目の6新型コロナ対策事業費、節区分の22償還金、利子及び割引料、説明欄の前年度分国庫補助金返還金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の令和3年度収入済分を実績に応じて返還するもので、7,943万6,000円計上しています。

44ページをお開きください。款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の14工事請負費、説明欄のバス転回広場整備工事は、原水駅の北側にセミコン通勤バスの転回場

所等を整備するもので、8,100万円計上しています。節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の工場等立地促進補助金は、誘致企業の設備投資等に対する補助として5,303万2,000円増額しています。

46ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、柳水東護川線の道路拡幅工事で2,600万円計上しています。

下の47ページを御覧ください。項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の公園整備工事は、菊陽第二土地区画整理事業地内の公園整備で5,000万円計上しています。

50ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の各小学校改修工事は、武蔵ヶ丘北小学校の防水改修工事などで2,210万円増額しています。

最後に、54ページを御覧ください。款の14予備費は、予算調整のため、276万1,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ページ41ページの目の農業振興費の中の節区分18負担金、補助及び交付金で菊陽町農業経営体育成支援事業補助金とあります。私の一般質問の中で少し触れましたが、少し踏み込んで質問いたしますが、交付に当たって要綱を作成されると思いますが、今作成されてるのか。作成されていなければ、想定される条件等を聞きたいんですが。交付に当たって対象者を、例えば認定農家だけに絞るとか、その縛りがあるのか。また、交付に当たって上限を設けるのか。上限と一緒に、今度は下限ですね。農業の機械なんて数万円の機械もありますので、上限、下限を設けるのか。そのほかに、国、県だったらポイント制といって、いろんな条件を満たさなければポイントがつかず、交付条件に当たらないとなりますが、菊陽町もそういったポイント制を導入するのか。

以上、質問します。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

まず、要綱の件でございます。要綱につきましては、ほぼほぼ出来上がっております。あと詳細を詰める作業に今入っているところでございます。要綱につきましては、遅くとも10月の上旬また中旬ぐらいまでには制定をしたいというふうに考えております。

条件でございますけれども、認定農業者とかという話だったですかね。対象者ということです

か。

(11番坂本秀則君「要綱の中にうたっているのを分かる範囲でいいですけど、今。重要な部分を」の声あり)

条件ということですか。

まず、補助対象者としましては、認定新規就農者、それと認定農業者、人・農地プランに掲げます中心経営体、そして集落営農組織ということで考えております。もちろん、こういった要件につきましては、認定農業者においては改善計画を策定されます。改善計画との整合性を取っていくということで、対象になられた方は改善計画を策定していただくということになります。

補助金の上下限につきましては、上限を300万円と。補助率を30%として考えております。下限につきましては、今のところ制限はございませんが、やはり所得の向上だとか、足腰の強い農業というものをうたっておりますので、ある程度の改善計画に基づく設備投資ということになりますので、その辺は整合が取れた計画としていただくことになろうと思います。

それと、国、県につきましてはポイント制により判定をしている状況でございます。町もそれに沿ったところで考えております。ただ、ポイントの内容につきましては町の現状に沿った内容にさせていただくというところでございます。簡単に言えば、所得の向上、農業の振興につきまして、例えば土地利用型農業であれば規模の拡大、あるいは園芸であれば所得の向上だとか、そういった部分ですね。ケース・バイ・ケースに合わせて、取りやすいような感じで今選定をしております。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 改善計画を出してポイント制を導入するということですが、国、県の改善計画、ポイント制はかなりハードルが高くて、国の交付を受けられる方はほんの数人しか菊陽町でもおられませんよね。経営を法人化するとか、かなりハードルが高くて。今後想定するのをそんなハードル高めに想定するのか。菊陽町に合ったとおっしゃったんですが、ハードルをかなり低くしてあげるのか。

それと、予算規模が600万円と、今、上限300万円とおっしゃいましたが、今の大型機械なんか1,000万円超すのがざらにあります。上限300万円だったら、2件の経営体の方が申請すれば予算達しますよね。だったら、そこで年で打ち切って、来年お願いしますとか、そういうことになるのか。

それと、そうなった場合、優先順位ですね。10月上旬から中旬には要綱が出来上がって、申請をいつにされるのか分かりませんが、そうなった場合、単年度の優先順位というか、申込み順にするのか、ポイントが高い人にするのか、その辺いかがですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まず、ハードルについてでございます。要綱の中では、同



じように国の事業の中で支援事業ございます。これが非常にハードルが高くて、なかなか農業者の方々は受けることができないということで、事前に、支援事業を受けられた農業者につきましては、要するに受けられない方のポイントを上げております。あと、詳細につきましては、誰もがといますか、経営改善をしようとする意識が高い方。そして、実際に拡大だとか農業所得の向上を図られる計画をきちっとつくられる方につきましては対応していきたいというふうに考えております。

それと、今年度の予算が600万円ということになっております。これは、9月の予算の補正に基づいて制定をする部分でございますので、3月までということまで最大で2件ということまで考えております。今後につきましては、予算の範囲の中で財政とも協議しながら毎年計上していきたいというふうに考えてるところです。

そして、大体が限られた予算の中だもんですから、ある程度の基準を超えられた場合に、その分を例えば抽せんにするのか、そういった部分も今後検討していかなければならないと。公平性を担保していきたい。限られた予算でございますので、ある程度の基準をクリアした農業者に対しては対応していきたい。ただ、何度も申し上げますけど、限られた予算でございますので、そこは抽せんについて公平性を担保していきたいというふうに考えてるところでございます。

それと、単年度、今年例えば抽せんに漏れたりだとか、そういった部分でなられた場合、翌年度に繰り越すかということは、また翌年度新たな申請ということで対応していただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 一般質問でも触れましたが、今、菊陽の農業の置かれてる実情というなら、高齢化で離農される方も多く、また一般質問でも言った水田活用の厳格化で離農される方も多くなると思うんですよね。そこで、農業経営規模は拡大していくと思うんですが、その中で、部長もおっしゃったんですが、来年度ということで、この事業、私は延々とやってほしいんですが、事業的にはどのくらい年数を見込んでらっしゃいますか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 基本的には、こういった事業でございますので、5年以上を考えております。要綱の中で今考えておりますのは、5年間の事業ということで考えております。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 一つは、ページ7ページの繰越明許で、庁内ネットワークの無線LAN導入が繰越明許になった理由が一つ、お願いします。

それから、ページ8ページ、これは委員会でお聞きすればよかったんですが、原水駅周辺の

土地区画整理事業の環境影響評価ということで7,300万円限度額が入って、2年間で行うということなんですけど、主にどういう内容をされるのか、その点についてお尋ねをします。

それから、地方交付税、ページ15ページなんですけど、5,979万3,000円減額になって4億914万1,000円ということなんですけど、これは主に町税の伸びの影響というふうに考えていいのかわかるか。

3点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、庁内ネットワーク整備事業の繰越しの理由でございますけども、これにつきましては、庁内、本館、別館、防災センター含めて業務用の無線LANを引く事業でございます。今からネットワークの構築をしまして、その後システム等の設定等もございまして、工事の期間が単年度内で難しいというところで、予算計上と併せて繰越明許費の設定もしているところでございます。

それと、すいません、順番的には違いますが、普通交付税のほうについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、小林議員さんのほうがおっしゃったように、当初、予算算定の際に見積もっていた収入済みの地方税、それに比較して、実際算定上の収入額が見込みよりも大きかったことによる減額となります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 2番目の質問で、債務負担行為、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業環境影響評価についての御質問で、主にどういったものかということだったと思うんですけども、内容的には、生物や地下水への影響、これを現在の時点と区画整理をやった後についてどういう影響があるかという評価の業務でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） すいませんね、私がよく分からないので。そういう生物や地下水への影響とかはどういう業者とかに委託されたりお願いされるのか、お願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 環境影響評価を専門にやってらっしゃる業者がおられますので、そちらのほうに委託をかけたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 資料は44ページですね。2点あります。44ページから。企業誘致費のところの工事請負費ですね、14。バス転回広場整備工事8,100万円。これはセミコンテクノパー

クに行ってる原水駅北のバス乗り場における工事だと思いますけれど、具体的な場所ですね。それと、これは8,100万円もかかるわけでありまして、利用者であるソニー等の企業には求めているのか、それとも今後求める余地があるのか。まず、これが一点です。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問についてお答えさせていただきます。

まず、工事請負費で8,100万円計上してる部分の箇所につきましては、今議員の御質問のとおり、原水駅の北側、現在農地の一部分を借用しまして、バスの転回広場等として利用するために整備させていただくものです。こちらのほうにつきましては、現在利用させていただいてるバスの転回場所が、菊陽空港線の延伸により来年度早々にはひよっとすると使えなくなるかもしれないという状況になっておりまして、町のほうでは、バスの転回広場、それと原水駅の北口として整備する必要があると考えまして予算のほうを上程させていただいております。

現時点で、財源のほうにつきましては、企業誘致に関係して積み立てておりました基金のほうを活用して使って整備するところにしておりまして、セミコンバス以外の用途にも使う。また、それと原水駅の北側、町の顔としても一定の整備ということになりますので、工事費等について、ソニーさんとか東京エレクトロンさんとか、セミコンの企業様に負担を求めるということは現時点では考えておりません。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 分かりました。47ページですけれど、目の公園管理費、14工事請負費の公園整備工事5,000万円。第二区画整理じゃない公園整備ということで、これも具体的な場所と整備の内容、これをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 工事請負費の公園整備工事5,000万円。場所につきましては、役場の南側に東西に走ります下原堀川線がありまして、つかさパチンコの手前にゼブニーイレブンがございます。その1つ交差点の手前。今、空き地のような状態になってますけれども、ここが2,500平米ありまして、ここの整備でございます。内容的には、樹木だったり遊具だったりとかというところで整備したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

那須眞理子さん。

○6番（那須眞理子君） 山川部長にお尋ねします。

さっきの菊陽町農業経営体育成支援事業ですけれども、今一番上がってるのが、油というものもありますけれども、トラクターには欠かせない油です。それと肥料ですね。肥料が物すごく上がってるんですね。それで、今、農業者は、1反当たり何俵という大体肥料の目安がありますけれども、それを半減したりするんじゃないかならうかと思うぐらい値上がりかひどいです。そ

ういうところにおいて、さっきの支援事業ですけれども、話を聞きましたら、意欲のある人、計画性のある人が最初にそれを受けられると。これは、事業ですから、分からないことはありません。ということは、5年間の計画ということは広く浅くということで、そういう意欲のある人、計画性のある人をまずは取って、広く浅く支援していくということだと思いますけれども、今、国の支援事業を受けてる者は、結局、受けた者とか受けている者は町の事業に対してはどんなふうな対応されるのかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） この要綱を策定したというのが、一つの大きな要因としまして、国の支援がなかなか受けづらい、底上げを図っていきたいというのが一つの要因でございまして、国の支援を受けておられる方というのは非常に特異的な、先進的な考え方で拡大志向の農家の方だというふうに認識してるところでございまして。もちろん、この方たちを排除するというはございせん。ただ、ポイント制におきまして、要するに受けてない方のポイントを高め設定するというふうなことでございまして。

以上でございます。

（6番那須眞理子君「分かりました」の声あり）

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第48号 令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第48号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、議案第48号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

早速ですが、議案書をめくっていただき、令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正

予算（第1号）をお開きください。ページ番号は1ページとなります。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1,820万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億303万2,000円と定めるものであります。

次の2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正であります。ここでの説明は省略させていただきます。内容につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

それでは、8ページをお開きください。明細の2の歳入につきまして御説明申し上げます。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和3年度からの繰越金が確定したことに伴うもので、1,820万9,000円を増額し、計を1億303万2,000円とするものです。

下の9ページを御覧ください。3の歳出につきまして御説明申し上げます。

款の3予備費につきましては、歳入の繰越金と同額の1,820万9,000円を増額しまして、計を2,320万9,000円としております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第49号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第49号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第49号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に469万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億1,936万2,000円と定めるものでございます。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明いたします。

款の11繰越金、項の1繰越金、目の1その他繰越金は、令和3年度からの繰越金を469万4,000円増額し、計を1,469万4,000円としております。

下の9ページを御覧ください。3の歳出について御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、コクホライン・調交システム保守業務委託料を16万5,000円計上しております。

目の2連合会負担金は、保険者支援事業負担金を9万4,000円計上しています。

款の10予備費は、調整のため、443万5,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第50号 令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第50号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第50号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和4年度菊陽町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に381万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,821万4,000円と定めるものでございます。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明申し上げます。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和3年度からの繰越金を325万8,000円増額し、計を1,525万8,000円としております。

款の6諸収入、項の2償還金及び還付金、目の1保険料還付金は、55万2,000円増額しております。これは、町が被保険者に還付する保険料分を熊本県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

下の9ページを御覧ください。3の歳出について御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、令和3年度後期高齢者医療保険料の収納結果による納付金の精算分として325万8,000円増額しております。

款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金は、過年度分の保険料還付金を55万2,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第51号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第51号令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） おはようございます。

議案第51号令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたしま

す。

まず、予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に3,984万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,557万5,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。歳入について、主なものを御説明いたします。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6保険者機能強化推進交付金と目の7保険者努力支援交付金は、国から内示額の通知があったため、合わせて1,034万円を増額しております。

款の10繰越金は、令和3年度の決算が確定したことにより2,746万5,000円を増額し、4,605万円としております。

10ページをお開きください。歳出について、主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の22償還金、利子及び割引料を2,407万8,000円増額しております。これは、前年度事業が確定したことにより国、県等へ返還する償還金になります。

11ページをお開きください。款の9予備費は、調整のため、1,459万6,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~



○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第52号 令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第52号令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

議案第52号令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。詳細につきましては、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、下段の支出の第1款事業費用を146万9,000円増額し、13億3,162万3,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を1,830万円増額し、16億1,674万2,000円としております。また、下段の支出の第1款資本的支出を1,960万9,000円増額し、20億4,327万8,000円としております。御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し、4億2,653万6,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。第4条、企業債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業分の限度額を1,830万円増額し、7億2,680万円としております。

続いて、第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費を41万8,000円増額し、6,074万6,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、次の7ページの支出を御覧ください。項の1営業費用、目の6減価償却費につきましては、令和3年度の決算により確定した資産の額に合わせて本年度の減価償却費の補正を行うもので、136万円を増額し、6億9,659万7,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。資本的収入及び支出で、収入の項の1企業債、目の1企業債は、支出の増額に伴い、備考欄の公共下水道事業債を1,830万円増額し、8億8,340万円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費、備考欄の公共下水道事業の主な増額は、堀川汚水中継ポンプ場のポンプ3台のうち1台が老朽化により故障したため、早急な取替えが必要になり、1,000万円を増額するものです。また、下水道区域内で以前から住民より整備要望がありました未整備区域で、このほど関係者の同意がまとまったことから、来年度の工事に向けて委託業務を実施するため、930万円を増額するものです。施設費の合計で1,960万9,000円増額し、15億278万1,000円とするものです。

次の10ページから、補正後の令和4年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第53号 町道路線の廃止について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第53号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

議案第53号町道路線の廃止について御説明いたします。

提案理由ですが、道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止する必要があるため、同法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止をいただきたい路線は、原水駅前11号線であります。内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。赤い線で示しました番号①の路線は、原水駅前11号線であります。場所は、新町区の町道菊陽空港線東側に位置し、民間住宅開発により築造され、町に帰属された道路であり、令和3年3月の議会において認定の議決をいただいた路線でございます。今回、青で示しております当該路線北側において新たに民間住宅開発により道路が延伸され、町へ帰属を受けましたことから、当該路線の終点を変更するため一旦廃止するものであり、この後、議案第54号の町道路線の認定で新たに延伸後の路線として認定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第54号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第54号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案第54号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。赤い線で示しました番号①の路線は、議案第53号で廃止の議決をいただきました原水駅前11号線であります。起点は町道新町南線であり、変更ございませんけれども、青で示します民間住宅開発により道路が延伸され、町へ帰属を受けましたことから、終点を変更するため、再度認定するものであります。延長は152メートル、幅員は6メートルでございます。

1枚お開きいただき、位置図(2)を御覧ください。赤い線で示しました番号②の路線は花立19号線、③の路線は花立20号線であります。場所は、花立地区の県道熊本大津線の北側、町道高速道側道1号線の東側に位置し、番号②の花立19号は町道花立9号線を起点、終点として、番号③の花立20号線は今回議決をお願いします番号②の花立19号線を起点、終点として、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は、番号②の花立19号線が242メートル、番号③の花立20号線が134メートル、幅員は2路線とも6メートルでございます。

1枚お開きいただき、位置図(3)を御覧ください。赤い線で示しました番号④の路線は、馬場10号線であります。場所は、馬場地区にある町立保育所みどり園の北西側に位置し、町道十

一軒五軒屋線を起点として、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は75メートル、幅員は6メートルでございます。

1枚お開きいただき、位置図(4)を御覧ください。赤い線で示しました番号⑤の路線は、沖野20号線であります。場所は、沖野地区にある町が管理する沖野調整池の北東側に位置し、県道辛川鹿本線を起点として、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は28メートル、幅員は5メートルでございます。

1枚お開きいただき、位置図(5)を御覧ください。赤い線で示しました番号⑥の路線は、沖野21号線であります。場所は、沖野地区にある沖野公民館の西側に位置し、町道新山4号線を起点として町所有道路を終点とする、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は43メートル、幅員は5メートルでございます。

1枚お開きいただき、位置図(6)を御覧ください。赤い線で示しました番号⑦の路線は、新山38号線であります。場所は、新山地区の県道辛川鹿本線と県道新山原水線の交差点の北西側に位置し、位置図に記載はございませんけれども、町道新山5号線を起点として、民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は35メートル、幅員は5メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について

○議長（上田茂政君） 日程第13、同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

まず、提案理由ですが、現菊陽町教育委員会委員の紫垣徹様の任期が来る9月30日をもって満了となります。つきましては、引き続き紫垣徹様を菊陽町教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

紫垣徹様の住所、生年月日は記載のとおりでございます。学歴、職歴については皆様にお配りしております関連資料のとおりでございます。平成23年1月から菊陽町教育委員会委員に就任されており、現在は3期目でございます。また、平成28年11月からは教育長の職務代理者を務めていただいております。

紫垣様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職の経験や教育委員としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町の教育行政の推進を期待するところでございます。教育委員として適任でございますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございます。本年11月1日から令和8年9月30日までとなります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第8号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費精算報告について

○議長（上田茂政君） 日程第14、報告第8号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費精算報告についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、報告第8号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費精算報告について御説明させていただきます。

内容は、継続費を設定しておりました（仮称）第二原水工業団地整備事業（測量・設計等業務委託）が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告するものであります。

表紙をめくっていただきますと、継続費精算報告書がございます。継続費精算報告書の中の款の1事業費、項の事業費、事業名は（仮称）第二原水工業団地整備事業（測量・設計等業務委託）となります。

本継続費の事業につきましては、第二原水工業団地整備事業における測量及び設計等の委託業務が3か年にわたって継続して実施する必要があったことにより、令和元年度に議会の予算議決をいただき、設定したものととなります。表は、年度ごとに、左から、全体計画と実績及びその比較を記載しております。年度は、継続費を設定した3年間の令和元年度から令和3年度となります。

続いて、表の一番下の段となる各年度の合計で御説明させていただきます。

当初予定していた全体計画の年割額の計は1億2,800万円となり、財源内訳として地方債が3,200万円、その他が8,050万円、一般財源が1,550万円となります。中央の列は実績となりまして、通次繰越分を含んだ実際に支出した額を記載しております。支出済額の計は1億340万円で、財源内訳は地方債が1,900万円、その他が8,233万446円、一般財源が206万9,554円であります。右の列の比較は、全体計画から実績を差し引いた額となります。よって、年割額と支出済額の差の計である2,460万円が不用額となりました。

なお、令和3年度は、早期に工業団地用地売却の歳入が見込めたことから、起債の借入れを行わず事業を進めることができたことにより、総事業費における起債借入額も最小限に抑制できたこととなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費精算報告についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第9号 令和3年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（上田茂政君） 日程第15、報告第9号令和3年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及

び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第9号令和3年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて御報告いたします。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では6億8,358万6,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になりました。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、決算では20億1,173万1,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になりました。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に充当した一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し、5.0%という結果になりました。

最後は将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し、24.4%という結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。資金不足比率は、公営企業である下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計に関するものです。下水道事業会計及び工業団地造成事業特別会計どちらも、公営企業の資金不足額より公営企業の事業規模である料金収入などの規模が大きいため、資金不足比率として数値に表すことができないという結果になりました。したがって、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計は経営状況は安定してると言うことができます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第9号令和3年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第10号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（上田茂政君） 日程第16、報告第10号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 報告第10号有限会社さんふれあの経営状況について説明いたします。

有限会社さんふれあは町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度決算に関する書類及び令和4年度予算に関して報告するものであります。

表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。令和3年度の決算報告になります。

2ページの貸借対照表を御覧ください。左側が資産の部、右側が負債の部と純資産の部となっております。

左側、資産の部を御覧ください。流動資産の計9,500万6,854円に固定資産の計674万4,037円を加えた資産の部の合計が1億175万891円となっております。右側の負債の部では、流動負債の計3,799万5,235円に固定負債の4,000万円を加えた負債の部の合計が7,799万5,235円となっております。その下段の純資産の部の合計が2,375万5,656円であり、負債及び純資産の部の合計が1億175万891円となっております。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。売上高は、温泉売上、ジム売上、大広間売上、直売所売上、直売所委託料収入、その他収入を合わせた売上高の合計が1億1,608万8,812円となっております。次に、売上高から仕入れなどの販売売上原価1,836万3,246円を減じた売上総利益は9,772万5,566円となっております。その下段の販売費及び一般管理費は1億4,230万2,328円となっております。

なお、販売費及び一般管理費の内訳につきましては、次の4ページを御覧ください。役員報酬、職員の給与手当、水道光熱費、賃借料、衛生管理費、燃料費などに要した額が記載されております。下から7行目の寄付金につきましては、券売機や厨房機器などの備品類の寄附でございます。本来、施設の設置者である町が整備すべき備品類を有限会社さんふれあがリースにより設置していたもので、これを整理し、町に帰属したものでございます。

3ページに戻っていただき、中段の売上総利益9,772万5,566円から販売費及び一般管理費1億4,230万2,328円を減じると、営業利益はマイナスの4,457万6,762円となります。この営業利益に営業外収益1,544万1,450円を加え、営業外費用59万8,900円を減じた経常利益はマイナス2,973万4,212円となります。なお、営業外収益には、雇用調整助成金485万4,330円、農産物直売所出荷手数料等補助金、これは臨時交付金事業になります、350万4,080円が含まれており

ます。次に、経常利益に町からの新型コロナ減収に伴う支援金2,830万円を特別利益として加え、法人税、住民税及び事業税7万1,000円を減じた当期利益はマイナスの150万5,212円となります。

7ページをお開きください。5月19日に監査が実施され、5月25日の社員総会を経て、7月15日付で有限会社さんふれあから報告されたものであります。

総合交流ターミナルの管理運営に当たりまして町と有限会社さんふれあとの間に締結されました菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する協定第7条では、年間売上げの2%に相当する経営利益を計上したときは、それを超える額に対し半額以上の額を町へ納付すると規定しております。しかしながら、令和3年度は営業利益が赤字決算となったため、町へ寄附金として納付することはできなかったという結果になっております。

次に、参考資料の次のページをお開きください。収支予算に関する令和3年度計画とその実績及び令和4年度計画を添付しております。

令和4年度の計画は、昨年度の実績を勘案し、計画されております。温泉売上では、元年度比の85.5%、前年度比では7.3%増の7,143万8,000円。総売上では、前年対比17%増の1,909万8,000円に町からの委託料1,920万円を加えた3,829万8,000円増の1億5,096万5,000円とされています。管理費の水光熱費では、昨今の物価上昇を考慮し、昨年計画比で約20%の増、燃料費では約60%の増とされておりますが、昨年度、経営努力もあって、厨房機器等のリース物件を前倒しで清算されるなど、一般管理費の総計では約330万円の増にとどめた約4%の微増で計画され、営業利益を301万円と予定されています。

なお、コロナ禍の終息が見通せない中、コロナ禍前の回復は厳しい状況にあり、全体の営業利益は赤字決算となることが予想されます。これにより、経営状況を勘案し、指定管理料としまして、町としましては1,920万円を支出することとしたところでございます。

ロシアのウクライナ侵攻により世界情勢は深刻な状況となっており、電力及び燃料価格の高騰は予測することが困難な状況で、計画を上回る経費増となることも懸念されます。また、コロナ感染症の状況によっては休業や利用者の減少も予測され、収支が悪化する可能性もございます。経営を取り巻く環境は一層厳しくなっておりますので、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

これで説明を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第10号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時41分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和4年9月16日（金）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和4年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和4年9月16日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第9号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書  
(案)

日程第3 議員派遣について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第55号 工事請負契約の締結について(菊陽杉並木公園拡張整備外周囲路整備工  
事)

日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結について(菊陽北小学校給食室新築工事(建築))

日程第3 議案第57号 工事請負契約の締結について(菊陽北小学校給食室新築工事(機械設  
備))

日程第4 議案第58号 財産の取得について(菊陽北小学校給食室厨房備品購入)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

4番 阪本俊浩君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木理美子君

8番 中岡敏博君

9番 北山正樹君

10番 布田悟君

11番 坂本秀則君

12番 渡邊裕之君

13番 佐藤竜巳君

14番 甲斐榮治君

15番 岩下和高君

16番 小林久美子君

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副 町 長 吉野邦宏君

教 育 長 上 川 幸 俊 君  
総 務 部 長 板 楠 健 次 君  
保 險 衛 生 部 長 兼 東 桂 一 郎 君  
健 康 ・ 保 險 課 長  
土 木 部 長 兼 井 芹 渡 君  
都 市 計 画 課 長  
総 務 課 長 梅 原 浩 司 君  
総 務 課 総 務 法 制 係 長 小 泉 秀 和 君

教 育 部 長 芹 川 博 文 君  
福 祉 生 活 部 長 兼 矢 野 信 哉 君  
福 祉 課 長  
経 済 部 長 兼 農 政 課 長 山 川 和 徳 君  
会 計 管 理 者 兼 矢 野 和 幸 君  
会 計 課 長  
財 政 課 長 澤 田 一 臣 君  
施 設 整 備 課 長 荒 牧 栄 治 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、総務常任委員会の順とします。

まず初めに、産業建設常任委員長西本友春君。

○産業建設常任委員長（西本友春君） 皆様おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項、認定第3号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件です。

9月8日、9日に認定第1号、認定第3号、議案第42号について各担当部課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告させていただきます。

商工振興課。

熊本県が実施した飲食店向けの営業時間短縮要請協力金は、第4波、令和3年4月29日から6月27日、126店舗、第5波、令和3年7月27日から10月14日、158店舗が対象で、国8割、県1割、町の1割負担は臨時交付金で対応しており、実質的な負担は発生しておりません。

商工会会員数は、現在726社です。令和元年が639社だったので、県内では会員数が減ってきている中、菊陽町は加入率が上がってきている状況で、補助金額は事業所数で決まる経営指導員の人数で変わるために、経営指導員が2名から3名に増えたことで令和元年度より現在の補助額に増額しています。

商工会は営利団体ではないため、人件費などは熊本県と市町村からの補助金で運営されております。

工場立地促進補助金は、町との間で企業立地に関する協定を結んだ企業の投資額の固定資産の25%に相当する額の補助金を3年間交付するもので、本年度は5社、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング、重光産業、ナカヤマ精密、アイディエス、名古屋精密金型となっております。

認定第3号工業団地造成事業特別会計、土地売払金は、ソニーが所有していた遊休地を今回JASMの調整池用地として取得しましたが、そのうち一部に町所有分が含まれており、その分を一旦ソニーに売却した上で、ソニーからJASMに売却するという手続を取ったものです。

農業委員会。

農業委員会サポートシステムは全国的に導入していますが、現在までの農地異動履歴を見ることができないため、やむを得ず履歴だけを管理するシステムを別途更新したとのことです。

耕作放棄地に対する対策は具体的にはないが、地権者を特定して地権者に交渉をしているが、中間管理機構は耕作できる状況でなければ引き受けない。ただ、今後方針を変更するという情報もあるので今後の動きが注視していくのと、耕作放棄地を解消できるように、放棄地で重機を入れ耕作できるようになるところに対して支援金を検討しているとのことです。

農政課。

鼻ぐり井手の除草は、高所作業車による作業を行っていたが、危険であるため中止し、他の方策を模索していたことから、近年除草が滞っており、そのため雑木が繁茂し、崩落のおそれも高まっていて、鼻ぐり井手が水サミットの視察場所となったことから、水サミットの開催に合わせ早急に行く必要があると判断したため、作業可能な業者に除草作業を発注した経緯があり、今後の維持管理は文化財の所管課である生涯学習課が予算措置して対応するとのことです。

町が整備した町有の豚舎があり、貸し付けており、その豚舎設備が落雷で故障したため、修繕を要する経費を負担として支出しており、町が加入する保険を適用し、当該経費相当額の保険金を歳入として受け入れており、売却という選択肢もあり得なくはないが、豚舎ということもあり環境面への影響が大きく、慎重な判断が必要だと考えているとのことです。

建設課。

道路維持工事の中には、通学路交通安全プログラム合同点検、通学路点検及び合同点検で上がったものを補修を行っており、区画線は建設課で実施している。町の道路に関することは、国道、県道も含み、建設課に問合せをしていただければ関係部署と連携して行いますとのことです。が、地域に関する部分は地区の中でも優先順位があると思うので、できれば区長を通してもらいたいとのことです。

道路の維持工事において、交通量の多いところは夜間作業となり、人件費が1.5倍となります。

町営住宅の使用料の回収率は、令和元年度92.84%、令和2年度93.13%、令和3年度96.4となっており、滞納のある方とは9割が話ができており、滞納者への対応については連帯保証人へ滞納の状況を通知し、連帯保証人と連携して対応するとともに、夜間訪問も行い徴収しており、令和3年度の収納率アップにつながったものと考えているとのことです。

下水道課。

改築更新・地震対策の委託で管路調査は、町内約10キロに渡って管路の調査をカメラを使って行ったが、腐食等により早急に対応が必要な箇所はなかったとのこと。

T SMCに対応した下水道4.8キロの契約は全て完了しており、着手している工事区間は全体の20%程度となっており、発注済みの工事で約20億円を執行しており、このほか完了工事後の舗装復旧の費用が別途必要となるが、当初予定額の30億円から、現状では下がると見込んでおり、令和5年8月の完成に向けて進めていくとのこと。

都市計画課。

柳水湧水公園の湧水が減少した原因の調査結果は、水脈は見つからず湧水は期待できないが、井戸を掘るとなると費用がかかるため、今後は柳水区と協議を行っていきながら新たな対策を検討していきたいとのこと、湧水が減少した原因は、柳水区長も熊本地震が原因であると理解をしているとのこと。

都市計画基礎調査とは、都市計画全体の運用の基礎とするデータを集めるため5年に1回実施される調査で、調査事項は人口、土地利用、交通量など多岐にわたる。都市計画法上は県事業となっているが、町が県から業務委託を受ける形で町が主体的に実施しており、都市計画全体に関わる調査なので、土地区画整理事業とは異なるものです。

菊陽町定住促進補助金で、曲手の5か所の開発を全て合わせると65戸の住宅が建設される予定で、町としては南小校区に子育て世帯が増えることはありがたいことだと考えているとのこと。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました3件につきまして採決を行いました結果、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定のうち、産業建設常任委員会に属する事項は賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第3号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

議案第42号令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質問については自席にて対応させていただきます。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第3号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、議案第42号令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑をします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号令和3年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第42号は可決及び認定することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長坂本秀則君。

○文教厚生常任委員長（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項、認定第4号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和3年度菊陽町介護保険特別会

計歳入歳出決算の認定について、以上4件であります。

9月8日、9日の2日間にわたり認定第1号、認定第4号、認定第5号、認定第6号について各担当課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査しました。

なお、9日午後、議員連絡会後に3か所現地調査を行いました。

まず、西小学校でタブレットを活用した授業の説明と様子、次に西部町民センター内にある武蔵ヶ丘北小学校学童クラブの状況、最後に菊陽北小学校学童クラブ建設状況の調査を行い、担当課及び先生方に説明を求め、丁寧な説明をいただきました。

審査の結果につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告します。

まずは、福祉生活部です。

福祉生活部の光の森町民センターです。

ページ、78ページの工事請負費について説明をお願いしますということで、非常灯・誘導灯の改修工事になります。433万円かかったのはなぜか。足場代金の費用が高くなっています。数量は全体で55個です。

次の2ページの町民課に移ります。

全国的に比較して町内のマイナンバーカードの交付率はどうなっているか。8月31日現在、当町の交付率は46.8%で、全国的に見て同水準となっております。なお、県内で見ますと交付率は上位から14番目となっております。

次の3ページ、福祉課に移ります。

106ページ、日中一時支援事業について、お昼に何をするのか、どこで何をするのかなどもう少し詳しい説明をとということで、日中一時支援事業は、障がい者、障がい児を宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、デイサービスのような活動の場を提供します。同時に障がい者(児)を預かることにより、家族に一時的な休息をもたらします。

次の5ページです。次、5ページに移ります。

民生委員が不在の行政区については誰が業務を代行しているのか。隣接する行政区の民生委員にお願いしています。必要があれば当該行政区の区長にお願いすることもあります。

次、6ページです。

116ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金について、未申請者の中には一人暮らしの方、入院している方、施設に入所している方などもあると思うが、把握できているのか。社会福祉協議会などと連携しながらできる限りの把握に努めていますということです。

次は、7ページの子育て支援課です。

128ページの子育て世帯への臨時特別給付金の事業内容はの問いに、事業内容は低所得の子育て世帯を対象にした国の給付金事業、子育て世帯を対象にした町独自の給付金事業、子育て世帯を対象に児童1人当たり10万円を給付する国の事業の3本です。

独り親家庭の把握はマイナンバーカード制度でもできるのか。マイナンバーでは把握できな

いため、住民基本台帳で把握しています。

以上が福祉生活部の報告です。

次に、教育委員会に移ります。

教育委員会、まずは図書館です。

ホールの運營業務委託料、イベント件数は前年比はどうか。運營業務委託料は前年度より50万円増えている。イベント稼働日数は、令和2年度は140日、令和3年度は211日となっており、増えている。それに伴い、イベント本番、準備、ステージのつり物、音響の点検等で運營業務委託料が増えている。

2枚めくってもらいまして、学務課に移ります。

ページ、36ページの小学校費補助金は、校外活動のバス借上げ料の対象になるのか。この補助金は、「水俣に学ぶ肥後っ子の教室」のバス借上げ料が対象となるということです。

すぎなみ教室の利用者は、人数はどのくらいいるのか。中央公民館と武蔵ヶ丘コミュニティーセンターを合わせて月平均10名程度である。

次に、2枚めくってもらいまして、施設整備課に移ります。

菊陽北小学校施設整備事業の教育債で90%と75%とあるがとの問いに、国費の補助対象になるものについてはその町負担分の90%まで、補助対象にならないものについては全て町単独費になりますので、その75%まで借り入れることができます。

次のページ、生涯学習課・中央公民館に移ります。

鼻ぐり井手公園交流センター管理を委託しているが、公園の入場者数などのチェックを行っているか。行っていれば人数はどれほどか。人数は毎日確認し、日誌で報告があります。季節や天候によりますが、平日は10から50名程度、土日は300名程度です。

歳入で地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金の内訳はどうか。補助対象経費の3分の2以内の補助率となっています。

次のページに移ります。

小学校部活動が社会体育に移行して何年になるか、また現状をどう評価しているか。移行して3年経過しています。参加者も当初の250人から年々増加し、350人を超えています。学校によってはキャンセル待ちが出ていると聞いてます。今後はクラブきくようと指導者の確保について検討する必要があると考えてます。

以上が教育委員会の報告になります。

次に、保険衛生部です。

保険衛生部の環境生活課です。

雨水タンク設置補助金の内訳は。200リットル以上が3件、200リットル未満が1件です。

リサイクル活動奨励金の不用額が大きいのはなぜか。新型コロナウイルス感染症の拡大が原因です。

生ごみ処理機の補助については電動型が主流なのかについて。コンポスト（生ごみ処理容

器)の申請は16件、電動生ごみ処理機の申請は15件です。毎年ほぼ同じくらいの件数で推移しています。生ごみの40%は水分です。令和4年度は課で5台購入し、家庭にレンタルして使用してもらう予定です。

次のページに移ります。

燃料費が高騰しているが、収集業者から燃料が高騰した分の補填の申出はないかについて。毎年委託費の値上げの申出があり、金額を加算しています。

次に、健康・保険課の一般会計に関してに移ります。

新型コロナの支出の部分は国からの歳出で全て賄うのか。国庫補助金の端数の切捨てで、1,000円未満の町費負担は発生しますが、基本的には全額国費となり、町の一般会計歳入以外で賄われています。

次のページです。

ページ、140ページのタクシー利用券取扱事務委託料の利用率について。65歳以上の方や身障者手帳をお持ちの方が対象で、65歳以上の接種者に占めるタクシー利用券利用者の割合だと約1割の利用率になります。

次のページ、国民健康保険特別会計に関してに移ります。

国民健康保険のシステムが変わり県内統一になったのか。操作しやすくなったのか。県のクラウドになり、同じシステムを使っているのは5市町村になります。厚生労働省が示した標準のシステムで操作しやすくなりました。また、制度が変わると改修費が必要だったが、今後は改修費は必要なくなりました。

国保加入者は6,923人ということだが、若い世代が多く、仕事勤めが多いから少ないのか。高齢になると国民健康保険や後期高齢者医療保険になると思うが、今後団塊のジュニア世代が2025年に増えることで大きな負担は増えるのか、想定されているのか。今は財政赤字になっていませんが、今後医療費が増えると保険税は上がると予想されます。若い世代の健診受診率が低いので、高齢になり病気になったり介護が必要になったりすると医療費が高くなっていくことが考えられます。予防に力を入れていくことが重要になると思います。

次のページをめくってもらい、後期高齢者医療特別会計に移ります。

被保険者数は、本町の後期高齢者の数と一致しているのか。2025年問題もありましたが、今後の本町の被保険者数の推移は。65歳から一定の障がいのある方は後期高齢者医療保険に加入できますが、人数は少ないので大体一致しています。年度末で100人ほどの伸び率でしたが、去年ぐらいから150人ほどになっています。毎月の年齢到達者も30人ほどだったのですが、現在は50人ほどに増えてます。死亡や転入、転出もあるのではっきりと分からないのですが、増加傾向にあると思われます。

次に移ります。

介護保険課一般会計に属する事項です。

介護保険課。

令和3年度における地域包括支援センターの相談件数は2,000件を超えていたと聞いていたが、どのような相談が多いのか。介護保険に関する相談や高齢者虐待、認知症で行方不明になったケース等多岐にわたっています。

金婚式の参加申込み後式典までの間に死亡した場合は表彰の対象とならないのか、対象となる基準日はどこか。金婚夫婦表彰式典は、熊日新聞社と町の協賛で行っております。熊本日日新聞社による掲載、表彰、記念品授与は、受渡し当日にどちらかが死亡した場合は対象とならないため、町も同様の対応を取っています。

次に移ります。

最後は、介護保険特別会計についてです。

家族介護用品購入費助成について、対象者は要介護3から5の認定をお持ちの方と同居し、在宅で介護している同居家族としているようだが、同居の有無に関わらず常時介護していれば対象となる自治体もあると聞いている。町として同居せず常時介護している家族を助成対象とする考えはあるのかの問いに、家族介護用品購入費助成は、高齢者を常時介護している人の慰労の意味合いもあり、家族への手当てとして支払っているものです。国の補助対象は縮小傾向で、非課税世帯の要介護4から5が対象となります。本町は介護保険料の基金積立てを活用し要介護3の人も対象として手厚くしています。常時介護の認定は、住民票上同世帯であることを客観的判断として用いております。介護者の自己申請では判断材料に欠けるため対象としていない状況です。

本事業は介護保険料の活用により賄っております。次年度から始まる第9期の介護保険事業計画策定の中で、同居していない方も認めるかといった対象者の見直しの是非も含めて検討していきたいと思っております。

最後に、ページ、24ページの家庭裁判所申立手数料の使用用途はどこか。成年後見制度の町長申立てがあった分を記載しております。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました4件につきましては、採決を行いました結果、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項は、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第4号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第5号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第6号令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
以上です。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

認定第4号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを質疑をします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 後期高齢者について反対討論をします。

この間、後期高齢者保険料の引上げが行われ、制度当初は軽減措置も設けられていたが、この数年打ち切られていることで町民の負担が増えているということが反対の理由です。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号令和3年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、総務常任委員長佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） おはようございます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件について委員会の報告をします。

付託案件は、認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち総務常任委員会に属する事項、認定第2号令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

9月8日、9日、各課からの丁寧な説明を聞き、審議しました。

東部町民センターです。

コロナ禍の影響で減少していた講座も少しずつ開催が増えて、3年度は21講座、44万8,000円の歳入がありました。

人権教育・啓発課です。

団体活動助成金については、助成している団体の活動内容と助成金について質問がありました。オンライン研修も含め、多くの研修に参加されているということです。それと、町内外の研修への参加や交流活動などをされているとのことでした。団体助成金は、使わなかった分は町に返還されているとのことでした。

三里木町民センターです。

テニスコート修繕とトイレ改修工事の件について質疑がありました。そのほかには、非常灯を全てLEDに変えたとのことでした。

総務課です。

総務法制係です。

文書配達手数料について、行政運営補助金について、それから行政区運営補助金、地区公民館整備費補助金、例規データ更新委託の契約について質疑がありました。

行政区運営補助金については、光の森2町内と光の森3町内については行政事務委託契約を結んでいないという説明があったが、光の森2町内と光の森3町内はどのような取扱いになっているのかという質問がありました。光の森3町内は、自治会はありますが自治会長不在ということで、行政事務委託契約を締結していない。光の森2町内は、自治会の事情で令和2年度と令和3年度は行政事務委託契約を締結しておりませんという説明でした。

ほかにコミュニティ助成事業補助金は、3年度は沖野子どもみこし、新町放送設備に補助されました。これは、財団法人自治総合センターの助成事業で530万円です。

人事秘書係です。

会計年度任用職員の報酬、職員の健康診断、ストレスチェック、産業医委託料について審議がありました。議事録に記載してありますので確認をお願いいたします。

5月から職員の出退勤カードが開始され、そのためのLAN電源配線工事44万円が支出されていきました。

選挙管理委員会です。

ポスター掲示場の設置等業務委託と選挙備品購入の補助割合について質問がありました。備品購入では、投票用紙自動交付機、プリンターなど698万円が支出されていきました。

議会事務局です。

議員共済会負担金について審議しました。

会計課です。

コンビニ手数料は、令和2年から開始され、手数料が1件につき79円、令和2年度は3万7,600件、総額が294万2,027円、令和3年度は4万3,835件、348万9,458円でした。年々増加しているとのことでした。

財政課です。

財政係は特に審議がありませんでした。

管財係です。

防災センターの備品購入費について質問がありました。

土地取得特別会計です。

武蔵ヶ丘北小学校用地の土地取得の決算について説明がありました。

税務課です。



固定資産税係、住民税係、徴収係から説明がありました。

コンビニ収納の収入により徴収率に変化はあったかというのには、徴収率に影響はありませんが、コンビニが利用できるようになり納税者の利便性の向上につながっていると思うという答えでした。

それから、コロナ禍により滞納者は増加しているのかという質問には、現在はコロナを理由で支払いが困難との相談はありません。そのような相談があれば個々の状況に応じた納税相談を実施します。

それから、徴収係は、納税相談や滞納処分、その人員についての質疑がありました。

総合政策課、企画政策係です。

ふるさと納税は、年々各課の努力により増えているとのことでした。約8,000万円の寄附金について4,000万円の支出であるため、約半分为収入。国の基準では、50%以内に返礼品及び委託などの経費などの歳出を抑えていることになっています。昨年度の実績は48%でした。

ほかに消費生活相談業務委託についての質疑がありました。

地域振興係です。

町内巡回バス及び乗合タクシーの利用状況について質問がありました。町内巡回バスは、前年に比べ1,000人程度増えている。乗合タクシーは、令和3年度は延べ1,089人利用があった。前年度の令和2年度は675人だったので、増加していると思われます。

それから、免許返納者へのタクシー券利用者、令和元年度は89人、3年度は113人、令和4年現在が48名とのことでした。

運転免許経歴証明書は112名発行され、手数料を支出したとのことでした。

乗合タクシーのことを出前講座で説明してほしいという御意見もありました。

それから、情報管理係です。

町職員のパソコンセキュリティーシステム、それから電子自治体共同運営協議会負担金について質疑されました。

危機管理防災課です。

消防交通係です。

消防施設設備補助金の地区の1割負担、道路などに設置する防犯灯の設置について、消防団の報酬の支払い方法について質疑されました。

消防団の支払い方法については、これまでは個人から委任状をもらい班の代表の口座に振り込んでいましたが、これからは各個人の口座への振込ができるよう進めていくということでした。

防災安全係です。

建設管理監の業務について、防災士連絡協議会の活動について、防災センターの工事請負費の繰越しについての質疑がありました。

9日金曜日全員協議会の後、光の森防災広場の備品庫、広場にある仮設トイレの設置などに

ついて視察しました。その後、防災センターに戻り、備品庫を視察しました。開設当初に比べ、備品も多数あり、稼働棚にも災害時に必要な備品が備わっていました。

その後に付託されました案件について審議しました。

認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち、総務常任委員会に属する事項については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認定第2号令和3年度土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席で答弁いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを質疑をします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 一般会計の反対討論をします。

反対の理由は、1つは同和団体助成金についてです。

令和3年度の決算では291万4,495円支出をされています。任意の運動団体の支出は問題であるとこれまでも削減を求めてきましたが、変わらず支出をされています。また、両団体とも10名程度の方しか利用されていません。この支出は問題だと考えます。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金事業で、各種の事業が行われていて、総額3億9,669万2,000円支出をされています。しかし、私は今回の議会の一般質問でも取り上げましたが、なかなか県が中心で町独自でいろんな対策をするというのがこの令和3年度もやはり不十分だったのではないかというふうに指摘をしたいと思います。いろんな各種のPCR検査の体制や感染者への町独自の丁寧な施策が不十分だと考えます。

3番目は、マイナンバー関連事業への支出です。

マイナンバーカードの取得率は、先ほど委員長の報告にもありましたように、令和4年度8月でも約5割弱と上がってきていますが、国民健康保険証として利用されるなど個人情報が一括管理されかねない危険性を感じます。また、個人情報の漏えいなども懸念をします。

以上が反対の理由です。

町は、北小の校舎増築造成をはじめ様々な事業に取り組まれていることは評価をしますが、さきに上げた3つの理由で反対とします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号令和3年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長報告は認定するものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号令和3年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第9号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第2、発議第9号女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して西本友春君、趣旨の説明を求めます。

○5番（西本友春君） 発議第9号女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意

見書（案）について提案理由を述べさせていただきます。

女性デジタル人材の育成については、女性の経済的自立に向けて、また女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要であります。政府が策定した女性デジタル人材育成プランの着実な遂行と実現は、我が国の国際協力を高め、生産性を向上させる上で不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や感染症等のリスクの低減も図れるとして大きな期待が寄せられているところであります。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成を強力に推進するため、必要な支援の実施や予算の拡充を強く求めるものでございます。各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

なお、質問につきましては自席にて対応させていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

それでは、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣は、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、この変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって議席に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査にすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案4件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第4として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。

以上4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には9月2日から本日までの15日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件について慎重に御審議の上、御承認をいただき厚くお礼申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第55号は、菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事請負契約の締結についてであります。

本件は、防災公園としての機能強化を図る菊陽杉並木公園拡張整備事業に係るもので、本工事は公園拡張区域の北側及び西側に園路を整備する工事でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号は、菊陽北小学校給食室新築工事（建築）請負契約の締結についてであります。

本件は、昨年度校舎を増築しました菊陽北小学校におきまして既存給食室が手狭になっており、今後の児童増加に対応するため給食室を新築するもので、本工事は給食室の建築工事でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号は、菊陽北小学校給食室新築工事（機械設備）請負契約の締結についてであります。

本件は、菊陽北小学校給食室新築工事（建築）と併せて、給水及び給湯、排水などの設備を整備するもので、本工事は機械設備工事でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第58号は、菊陽北小学校給食室厨房備品購入に係る財産の取得についてであります。

本件は、菊陽北小学校給食室新築工事（建築）と併せて、給食の提供に必要な厨房機器を取得し、配置するものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、詳細については議案審議の際に説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

追加日程第 1 議案第 55 号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事）

○議長（上田茂政君） 追加日程第 1、議案第55号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 改めましてこんにちは。

議案第55号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,426万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2172番地、北陽建設株式会社、代表取締役島田孝でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備事業は、熊本地震の経験を踏まえ、菊陽町復興まちづくり計画及び菊陽町国土強靱化地域計画に基づき、菊陽杉並木公園を拡張し、災害時に屋内避難所となる総合体育館や屋外避難場所となる広場など防災公園としての施設整備を行い、防災機能の強化を図るものでございます。

参考資料の次の 1 ページの図面を御覧ください。

図面は、菊陽杉並木公園拡張整備事業の計画平面図でございます。

赤色表示箇所が本工事の工事箇所、公園拡張区域の北側及び西側に園路を整備するものでございます。

主な工事概要としまして、園路の総延長は447.5メートル、有効幅員は6メートルで計画しております。L型擁壁工、高さ0.75メートルから1.25メートル、延長38.4メートル。自由勾配側溝、幅0.3メートル、深さ0.3メートルから1.1メートル、延長266メートル。落ち蓋側溝、幅0.3メートル、深さ0.3メートル、延長184メートル。雨水浸透 1 号マンホール、内径0.9メートル、深さ約7メートル、3基。路盤工、再生クラッシャーラン、層厚15センチメートル、面積2,554平方メートル。表層工、再生アスファルト合材、層厚5センチメートル、面積2,554平方メートル。薄層カラー舗装工、歩行者通行帯、面積697平方メートル。車両防護柵、土中用及びコンクリート基礎用、延長429メートル。カーブミラー、鏡直径0.6メートル、1基などの工事でございます。

図面に黒色の破線で示しております南北方向の断面A、東西方向Bの断面につきましては、次の 2 ページにて御説明します。

次の2ページの図面を御覧ください。

図面は、外周園路の標準断面図でございます。

左側が南北方向のA断面図、右側が東西方向のBの断面図でございます。黒色で表示しております公園側のL型擁壁工事は、現在施工中でございます。赤色で表示しておりますのが、今回工事の計画でございます。

園路の有効幅員として、公園側の擁壁から車両防護柵まで6メートルを確保する計画としております。また、公園擁壁側から1.5メートルの幅員を歩行者の通行空間としてカラー舗装を行い、通行車両に対し視覚的に注意喚起を促す計画でございます。

工期につきましては、令和4年9月20日から令和5年3月31日までとしております。

菊陽杉並木公園拡張整備事業は、町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設整備であり、事故がないように十分安全管理を行いながら早期完成を目指して進めてまいります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

それでは、菊陽杉並木公園拡張整備外周園路整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽杉並木公園の外周園路の整備工事で、業種は土木一式工事となります。工事内容と設計金額から、8月17日の指名審査会の審議を経まして町の格付ランクAを有する7社を指名しました。

指名競争入札は9月6日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった7番目の北陽建設株式会社を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格8,548万4,300円に対しまして、落札価格は8,426万円で、落札率は98.57%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結について（菊陽北小学校給食室新築工事（建築））

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、議案第56号工事請負契約の締結について（菊陽北小学校給食室新築工事（建築））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 議案第56号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽北小学校給食室新築工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

- 1、規約の目的、菊陽北小学校給食室新築工事（建築）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、2億3,595万円。
- 4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5087番地3、株式会社太照工業、代表取締役池内大介でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽北小学校は、急激な児童数の増加に対応するため、昨年度校舎を増築しましたが、既存給食室についても手狭になってきており、今後の児童増加に対応するため給食室を新築するもので、本工事は給食室の建築工事でございます。

参考資料の次の1ページの図面を御覧ください。

図面は、本工事の全体配置計画でございます。

赤色表示箇所が、給食室新築工事の建築箇所でございます。

文部科学省による学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステムを導入して1,200食に対応できる給食室を建築するものでございます。

建物概要としまして、給食室の構造は、鉄筋コンクリート造り、平家建て、延べ床面積約465平方メートル。建物基礎構造は、鋼管ぐい、くい径267.4ミリメートル、くい長22.5メートルから23.5メートル、本数は38本でございます。

渡り廊下の構造は、アルミ合金造り、平家建て、建築面積約9.3平方メートルでございます。

附帯工事としまして、既存改修工事一式及び屋外整備工事一式を行うものでございます。

次の2ページの図面を御覧ください。

図面は、給食室の平面図でございます。

図面の右側が北側になります。

料理場での主な作業の動線を緑色の矢印にして示しております。図面左上の検収室では、納入される食材の検査を行います。その後、下処理室で野菜などの洗浄を行い、調理室にて煮炊きなどの加熱調理の後、食缶に移し、配膳を行います。

食物アレルギーを有する児童の調理につきましては、図面右上のアレルギー対策室にて、原因食物を除いて調理を行います。アレルゲン物質の混入を防止するため、一般調理区域とは分離しております。

和え物室では、主にあえ物やサラダなどの調理を行います。あえ物に使う食材は、ゆでた後に冷却し、混ぜ合わせて配膳することから、特に衛生面に留意が必要であるため、一般調理区域とは分離しております。

赤色の矢印につきましては、下膳後の洗浄作業の動線になります。青色の矢印につきましては、児童の配膳及び下膳の動線になります。

次の3ページの図面を御覧ください。

図面は、給食室の立面図でございます。

上段が東側から臨んだ立面図、下段が南側から臨んだ立面図でございます。

給食室の南北方向の長さは30メートル、東西方向の長さは13.5メートル、建築高さは約6.5メートルでございます。

工期は、令和4年9月20日から令和5年3月31日までとしております。

工事につきましては、児童数の増加に対応し、安全・安心で充実した教育環境づくりのための工事として事故がないよう十分に安全管理を行いながら進めてまいります。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽北小学校給食室新築工事（建築）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、給食室の新築工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から8月17日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で県の格付ランクB以上を有する7社を指名しました。

指名競争入札は9月6日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった3番目の株式会社太照工業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格2億3,914万円に対しまして、落札価格は2億3,595万円で、落札率は98.67%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第3 議案第57号 工事請負契約の締結について（菊陽北小学校給食室新築工事（機械設備））**

○議長（上田茂政君） 追加日程第3、議案第57号工事請負契約の締結について（菊陽北小学校給食室新築工事（機械設備））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 議案第57号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽北小学校給食室新築工事（機械設備）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽北小学校給食室新築工事（機械設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,965万円。4、契約の相手方、熊本市南区南高江3丁目1番66号、株式会社ミナミ冷設、代表取締役南信次でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

本工事は、菊陽北小学校給食室新築工事（建築）と併せて施工する給食室の機械設備工事でございます。

参考資料の次の1ページの図面を御覧ください。

機械設備の工事の概要としまして、給水及び給湯設備、排水設備、衛生器具設備、ガス設備、消火設備、空調及び換気設備などの機械設備を整備するものでございます。

主な工事として、給水及び給湯設備、排水設備について御説明します。

次の2ページの図面を御覧ください。

図面は、給水設備の平面図でございます。

図面の右側が北側になります。

青色着色が給水設備の系統になります。受水槽を經由して、図面上部に青枠囲みのおり4つの系統で給食室へ配管する計画でございます。

給水設備の概要としましては、給食室北側に受水槽（有効容量25立方メートル）を新設します。

屋外の埋設配管として水道用硬質ポリ塩化ビニール管（管径20から100ミリ）延長136.5メートル、屋内配管として水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管（管径20から50ミリ）延長188.3メートルの整備を行います。

次の3ページの図面を御覧ください。

図面は、給湯設備の平面図でございます。

赤色着色が給湯設備の系統になります。図面下部の赤枠囲みのおり、調理作業用と洗浄作業用の2つの給湯系統で給食室へ配管する計画でございます。

給湯設備の概要としましては、循環型ガス給湯器（調理作業用）一式、ガス給湯器（洗浄作業用）1基、耐熱性硬質塩化ビニールライニング鋼管（管径20から50ミリ）延長161.6メートルの整備を行います。

次の4ページの図面を御覧ください。

図面は、排水設備の平面図でございます。

緑色着色が排水設備の系統になります。図面上部の緑枠囲みのおり、排水に混じった油分やごみなどを除去するため、グリーストラップを整備し、昨年度造成工事で整備した排水ますへ接続する計画でございます。

排水設備の概要としましては、屋外に硬質ポリ塩化ビニール管（管径50から150ミリ）延長130.5メートル、屋内に硬質ポリ塩化ビニール管（管径40から100ミリ）延長378.7メートル、回転釜などの熱を帯びた排水用として、配管用炭素鋼鋼管（管径50から125ミリ）延長66.3メートルの整備を行います。

工期は、令和4年9月20日から令和5年3月31日までとしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽北小学校給食室新築工事（機械設備）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽北小学校給食室の機械設備工事で、業種は管工事となります。工事内容と設計金額から、8月17日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を

有する5社と、県内に本店を有する業者で施工実績及び営業実績のある5社を加えた合計10社を指名しました。

指名競争入札は、9月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった7番目の株式会社ミナミ冷設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格9,251万円に対しまして落札価格は8,965万円で、落札率は96.91%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

すみません。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） すいません。最後の指名入札業者についてですけど、先ほどの2件などは、これは決まりがあるのか分からないのでお尋ねしますが、7社ですね。今説明がありましたとおり、町内4社と町内に営業所、事務所がある1社と残り5社足してということですけども、できますならばこういう事業は町内の事業者育成ということで、もちろん入札ですからそういうことはできないんですけども、そういう観点からいうと、なかなかこれは難しいところで、ですけども、5社ではできないのか。決まりがどういうふうになってるのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 指名業者数につきましては、規定の中では5社以上ということになっております。もちろん町内だけの5社でできないかということでございますが、議会に諮るような金額の大きい案件につきましては、5社以上で、大体8社、10社、10社以上、そのぐらいの業者数を選定しているというところで選んでるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議案第58号 財産の取得について（菊陽北小学校給食室厨房備品購入）

○議長（上田茂政君） 追加日程第4、議案第58号財産の取得について（菊陽北小学校給食室厨房備品購入）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 議案第58号財産の取得について御説明いたします。

菊陽北小学校給食室厨房備品購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽北小学校給食室厨房備品購入。2、財産の種類、物品。3、品名及び数量、別紙に記載のとおりでございます。4、契約の方法、指名競争入札。5、契約金額、7,425万円。契約金額のうち、厨房備品購入経費は6,980万1,353円でございます。6、契約の相手方、熊本県熊本市東区錦ヶ丘9番26号、株式会社中西製作所熊本営業所、所長福田広でございます。

次に、備品内容及び配置箇所について御説明いたします。

菊陽北小学校給食室新築工事と併せて、給食の提供に必要な厨房機器を取得し、給食室に配置するものでございます。

参考資料の次の1ページの図面を御覧ください。

図面は、取得する厨房機器の一覧表でございます。

品番、名称、外形寸法、数量などを記載しております。品番につきましては、検収室、食品庫、下処理室で使用する機器は、Aの何番として一連番号表示を行っております。同様に、各部屋ごとにアルファベットを頭に番号表示を行っております。

議案別紙の品番、名称、数量は、この厨房機器一覧表と同一になります。

このたび取得し、配置する厨房機器は、71種類、総数165点でございます。

次の2ページの図面を御覧ください。

図面は、厨房機器の配置図でございます。

赤色表示のとおり、厨房機器を配置するものでございます。

厨房機器には、黒色で配置番号をつけております。

配置番号は、1ページの厨房機器の一覧表の品番と同一機器になります。

例えば、図面左上の検収室を見ていただきますと、検収室の文字の右上に配置する配置番号Aの8は、1ページに戻っていただくと、品番Aの8を見ていただきますと、名称は球根皮む

き器、外形寸法及び数量は記載のとおりでございます。球根皮むき器は、ジャガイモ、サツマイモ、ニンジンなどの皮をむく機器になります。

納入期限は令和5年3月31日までとしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽北小学校給食室厨房備品購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、厨房備品の購入で、業種は物品となります。

8月17日に指名審査会の審議を経まして、厨房機器を第1希望にしている町内に営業所がある1社と熊本県内に本社または営業所を有する9社を加えた合計10社を指名しました。

指名競争入札は9月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった5番目の株式会社中西製作所熊本営業所を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格7,839万5,240円に対しまして、落札価格は7,425万円で、落札率は94.71%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和4年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

閉会后ですが、後藤町長は今定例会が最後の議会になりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

どうぞ。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、ただいま追加議案として提案いたしました議案について全て同意いただきましてありがとうございます。

ただいま議長の方からお時間をいただきましたので、退任に当たって一言御挨拶を申し上げます。

皆様御承知のとおり、私は10月13日の任期満了に伴い退任することといたしました。

平成18年に初当選して以来、4期16年、町民の皆様の負託に応えられるよう全力で町政に取り組んでまいりました。議員各位におかれましては、長年にわたり御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

町長に就任してから、町が昭和56年以降一貫して掲げてきました町の将来像、生活都市の実現を引き継いでまちづくりを進めてきたところであります。

子育て支援を充実させるため、子ども医療費の高校3年生までの無償化や学童保育施設の充実など、働きながら子育てしやすい環境の実現に取り組んできました。

人口増加への対応として、保育所の民営化や私立保育所の開設などにより待機児童は解消し、小・中学校の増改築や敷地の拡張も実施したところであります。また、健康で長生きできるように健康づくりのためのジムの開発やきくよう健康倶楽部などにも取り組んできました。

平成24年の豪雨や平成28年熊本地震を経験し、安全・安心なまちの実現にも力を入れ、光の森防災広場や防災センターと防災施設の整備や防災士の育成などハード、ソフト両面で対応してまいりました。中でも防災機能を備えた仮称総合体育館の整備は、長年の悲願でありました。来年秋以降、非常時は町民を守る避難所として、平時はスポーツや健康づくりの場として多くの町民の皆様に利用されることを願っております。

豊かな生活と住みよいまちにするため、企業誘致やインフラの整備にも取り組んでまいりました。数多くの企業立地協定を結びましたが、その中でも第二原水工業団地の整備は、国の経済安全保障を担うTSMC、工場名はJASMといいますが、の進出を呼び込みました。菊陽町の未来の可能性を大きく広げるものになったと確信しております。

また、菊陽第二土地区画整理事業により、町の中央部に整った町並みが広がり、新たな商業施設も進出してまいりました。

新型コロナウイルス対策では、ワクチン接種と経済対策の両面で取組を進め、行政のデジタル化という新たな取組も始めたところであります。

T SMCの進出をきっかけに、これから町の姿は大きく変わっていくことになると思っております。その対策として特に急務なのが、渋滞対策であります。熊本県と共同で菊陽空港線の延伸に着手し、町が長年要望してきました県道大津植木線の多車線化が決定したことで、工業団地への通勤渋滞対策には一定の道筋をつけることができたと考えております。

また、台湾のことをもっと身近に感じていただくために、台湾の自治体間の交流も必要と考えております。町を挙げて歓迎ムードを醸成し、受け入れたいと考えております。

また、新たな住まいの場を確保する土地区画整理事業や新駅設置の構想が進んでいくことで、本町がさらなる発展を遂げていくことに大きく期待しているところであります。

私が職員時代から54年にわたり、菊陽町が発展し、そしてこれからも大きく変わっていく姿に微力ながら携わることができたことに対し、万感の思いがあります。今後は一町民としてその姿を見守ってまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、この16年間大変お世話になりました。改めて心から感謝申し上げます、退任の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 後藤町長、ありがとうございました。

私のほうからまた後藤町長にお礼の言葉を申し上げたいと思います。

後藤町長は、平成18年に菊陽町町長に初当選して以来、4期16年、菊陽町の発展と町民の福祉のために多大な功績を残されました。その一つ一つは、皆様も十分御承知のとおりだと思います。

後藤町長は、4期を迎えるに当たり重点的に取り組む4つの分野として、子育て支援充実のまち、健康長寿・福祉充実のまち、安全・安心のまち、成長が続くまちを掲げられ、知恵と経験と人脈、そして情熱を持って取り組まれていました。

このことにより、第2期総合計画から菊陽町が目指してきた、生きた緑の中に生活機能と生産機能がある「生活都市」の実現に大きく貢献されました。

そして、この間、財政規律はしっかりと守られ、事業を進めるに当たっては、国の補助や交付金の対象となるように組み立てられ、事業を進められました。

事業採択に向けた要望活動には私も同行しましたが、町長は事業の必要性を訴え、国の採択をいただくことができました。

具体的には、総合体育館建設、T SMC関連下水道、菊陽空港線、防災センター・防災広場、キャロピア、鼻ぐり公園などがあります。

また、この間、議会に対しても丁寧な説明と対話を大切にさせていただきました。

今後は後藤町長がつくってこられた本町発展のよき流れを見守っていただきたいと思います。今後は後藤町長がつくってこられた本町発展のよき流れを見守っていただきたいと思います。

後藤町長の長年にわたる御尽力と御功績を称賛しまして心から感謝を申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時56分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 坂 本 秀 則

菊陽町議会議員 渡 邊 裕 之

菊陽町議会会議録  
令和4年第3回9月定例会

令和4年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田 茂 政  
編集人 菊陽町議会事務局長 山 川 真 喜 子  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919